

ウェルカム
Welcome な思いで ハートがつながり みんなで彩るまち とみぐすく

とみぐすく

第5次 豊見城市総合計画



令和3
(2021)

令和12
(2030)



とみぐすく

沖縄県 豊見城市

とよ 響むまち・とみぐすく 豊見城

「豊見城(とみぐすく)」の地名は、後の山南(南山)王 汪応祖(おうおうそ・わんおうそ)が漫湖を眺望する丘陵上に築城したグスクを「とよみ城(ぐすく)」と称したことが由来です。

「とよむ(鳴響む)」とは、おもろそうしに記載もある美称のひとつで、名声の高いさまを表しており、時代を経て「とみぐすく」となり現在に続いています。

これまでの総合計画では、まちづくりの基本的な指針である基本理念を計画ごとに設定してきましたが、第5次総合計画から、まちの歴史(過去・現在・未来)と市名の由来も表す「響(とよ)む」を、これまでの総合計画におけるまちづくりの基本的な指針である基本理念を引継ぐ普遍的なフレーズとして位置づけ、歴史に育まれた豊見城のアイデンティティ、新たな時代のまちを切り拓く気概、そして郷土への愛着を響き合わせ調和と限りない発展を築きあげることの意味合いを含めております。



豊見城グスク跡

新たな まちづくりのテーマ

ウェルカム
『 Welcomeな思いで ハートがつながり
みんなで彩るまち とみぐすく 』を目指すまちづくりがはじまります!



豊見城市長
山川 仁

はいさい ぐすーよー ちゅううがなびら。

豊見城市では、平成 23 年度から開始された第 4 次豊見城市総合計画が令和 2 年度に終了することに伴い、このたび令和 3 年度からの 10 年間を計画期間とする「第 5 次豊見城市総合計画」を策定いたしました。

また、令和元年度を終期としていた第 1 期豊見城市人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略を令和 2 年度まで延長し、「第 2 期人口ビジョン及び豊見城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を令和 3 年度から令和 7 年度までを計画期間とする第 5 次豊見城市総合計画前期基本計画と一体的に策定しております。

第 1 期における総合戦略では、選択と集中による事業戦略として重点プロジェクトを設定し、優先的な実施を図るため、総合計画と別に策定を行ったところですが、第 2 期については、本市の特性及び今後の時代の潮流を踏まえて、幅広い中長期的な観点での取組が求められていることから、総合計画前期基本計画と一体とした位置づけを行っております。

令和 2 年は、新型コロナウイルス感染症が世界的に猛威を振るい、社会生活及び経済に大きな影響を及ぼしており、今後におけるまちづくりの大きな課題となっております。未来へ向け、この大きな課題に取り組むことは、本市のみならず他の自治体も同様であり、新たな自治体としてのあり方へも影響を与えるものと考えております。

現在、国においては、「SDGs」「脱炭素社会」「ICT 等のデジタル技術の活用」等の取組について着目されております。これらにつきましては、各施策で反映できる部分について積極的に取組をすすめ、今回初の設定となる 3 つの基軸、本市の特性である年少人口比率の高さを着目した「子どもを産み育てやすいまち とみぐすく」、国際社会共通の目標として、沖縄県においても推進している SDGs の実現に寄与するまちづくりを目指す「誰もが安心して暮らせるまち とみぐすく」、那覇空港、県都那覇市に隣接したためぐまれた立地、地理的な優位性を活かして発展するまちを目指した「地の利を活かして持続的に発展するまち とみぐすく」の好循環による、まちづくりを展開いたします。

また、これまでの総合計画におけるまちづくりへの基本理念を今後へ継承し、普遍的な考えをもち続けることが重要であると考えており、本総合計画より新たに象徴的フレーズとして「響(とよ) むまち・豊見城」を設定いたしました。この象徴的フレーズと市民憲章を念頭におき、市民会議からの提案を踏まえた「まちづくりのテーマ」および「市民や地域が心がけること」が実践できるまちづくりを市民等と実現できるよう取り組んでまいります。

最後に、計画策定にあたりましては、「豊見城市振興計画審議会」「豊見城市まち・ひと・しごと創生審議会」の委員の皆様を始め、市民会議、パブリックコメントを実施することにより、多くの市民の皆様から貴重なご意見、ご提言を頂きましたことに対し、心から感謝を申し上げます。

本計画のまちづくりのテーマである「^{ウェルカム} Welcome な思いで ハートがつながり みんなで彩るまち とみぐすく」の実現に向け、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

いっぺーにふえーでーびる。

令和 3 年 3 月

目次

| | |
|---|----|
| 序論 | 1 |
| 1. 総合計画策定の意義 | 2 |
| 2. 総合計画の役割 | 3 |
| 3. 構成と期間 | 3 |
| 4. 計画の進行管理 | 4 |
| 基本構想 | 5 |
| 1. 基本理念 | 6 |
| (1) 象徴的フレーズ | 6 |
| (2) 市民憲章 | 7 |
| 2. まちづくりのテーマ（将来像） | 8 |
| 3. 目標人口 | 9 |
| 4. 政策展開の基軸 | 10 |
| 5. まちづくりのテーマ（将来像）の実現に向けた政策の大綱（政策分野別方向性） | 11 |
| (1) 子どもが生きる夢と希望にみちたまち | 11 |
| (2) 健康で明るくたがいに助け合うあたたかいまち | 11 |
| (3) 活気ある豊かなまち | 12 |
| (4) 環境に優しい住みよいまち | 12 |
| (5) 安全安心な協働のまち | 12 |
| 6. 都市形成の方向性（土地利用の方針） | 13 |
| 前期基本計画（第2期豊見城市まち・ひと・しごと創生総合戦略） | 15 |
| 第5次豊見城市総合計画施策体系 | 16 |
| 前期基本計画書の構成、見方について | 18 |
| 1. 子どもが生きる夢と希望にみちたまち | 21 |
| 1-1. 子どもの未来支援 | 22 |
| 1-2. 親と子の健康づくりの推進 | 25 |
| 1-3. 義務教育の充実 | 27 |
| 1-4. 地域文化の振興 | 30 |
| 1-5. 生涯学習社会の確立 | 33 |
| 1-6. 県外・国際交流の活性化 | 36 |
| 1-7. スポーツ・レクリエーションの振興 | 38 |
| 2. 健康で明るくたがいに助け合うあたたかいまち | 41 |
| 2-1. 健康づくりの推進 | 42 |
| 2-2. 地域福祉のまちづくり | 45 |
| 2-3. 男女共同参画社会の形成 | 48 |
| 2-4. 平和行政の推進 | 51 |
| 2-5. 高齢者福祉の充実 | 53 |
| 2-6. 障害者福祉の充実 | 56 |

| | |
|------------------------------|-----|
| 3. 活気ある豊かなまち | 59 |
| 3-1. 農業の振興..... | 60 |
| 3-2. 水産業の振興..... | 63 |
| 3-3. 商工業の振興..... | 65 |
| 3-4. 企業立地の支援..... | 68 |
| 3-5. 観光・リゾート産業の振興..... | 71 |
| 3-6. 雇用の安定..... | 74 |
| | |
| 4. 環境に優しい住みよいまち | 77 |
| 4-1. 環境の保全..... | 78 |
| 4-2. 生活衛生の充実..... | 81 |
| 4-3. 計画的な土地利用の推進..... | 84 |
| 4-4. 調和のとれた市街地・まちなみの整備..... | 87 |
| 4-5. 道路網等の整備..... | 90 |
| 4-6. 公共交通サービスの維持・向上..... | 93 |
| 4-7. 公園・緑地の整備..... | 96 |
| 4-8. 水の安定供給..... | 99 |
| 4-9. 下水道の整備・汚水処理の推進..... | 101 |
| | |
| 5. 安全安心な協働のまち | 105 |
| 5-1. コミュニティの振興..... | 106 |
| 5-2. 防災・危機管理の強化..... | 108 |
| 5-3. 防犯・交通安全の推進..... | 111 |
| 5-4. 消防と救命救急体制の充実..... | 113 |
| 5-5. 広報・広聴の推進..... | 116 |
| 5-6. 行政運営・行財政改革の推進..... | 118 |
| | |
| 参考資料 | 121 |

序 論



1. 総合計画策定の意義

(1) 社会経済情勢の変化

我が国では、地球規模課題の解決を目指す大きな目標に向けた取組みや高度情報化の進展、少子高齢化、グローバル化への関心の高まりがみられるなかで、世界規模の感染症拡大による新たな日常への対応など、様々な分野において大きな転換期を迎えており、市民一人一人の価値観や生活スタイル、地域の課題や期待も多様化・複雑化してきています。

(2) 地方自治体を取り巻く環境の変化

平成 26 (2014) 年に施行された「まち・ひと・しごと創生法」による長期人口展望をもった施策の展開が求められるとともに、令和元 (2019) 年の「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」による「地方へのひと・資金の流れを強化する」、「新しい時代の流れを力にする」などの新たな視点に重点を置いた施策の展開も求められています。

さらに、沖縄県においては、「時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな『美ら島』おきなわ」実現を目指す沖縄 21 世紀ビジョンの後期計画に相当する新たな振興計画 (令和 4 (2022) 年度～令和 13 (2031) 年度) の策定を進めており、令和 3 年 1 月の骨子案においては、施策展開の基本方向として、(1) 平和で生き生きと暮らせる「誰一人取り残すことのない優しい社会」の実現 (2) 世界とつながり、時代を切り拓く「強くしなやかな自立型経済」の構築 (3) 人々を惹きつけ、ソフトパワーを具現化する「持続可能な海洋島しょ圏」の形成、の 3 つを掲げており、本市においてもこれに沿った施策の展開が求められます。

(3) まちの未来を見据えた総合計画の策定へ

これらの社会経済情勢および地方自治体を取り巻く環境の変化を踏まえ、本市においては、多様な個性や価値観を持つ市民の力と本島南部広域の要衝としての地の利をこれまで以上に活かしつつ、自らの将来を自らの責任でもって決定し、切り拓いていくことが求められてきます。

このような背景から、令和 2 (2020) 年度に計画年度を終了する「第 4 次総合計画」を検証し、新しい時代の流れや市民の期待、地域の課題などの変化に対応したまちの未来を見据えたまちづくりの指針として「第 5 次豊見城市総合計画」を策定するものです。

なお、平成 23 (2011) 年の地方自治法の一部改正により本計画の策定義務はなくなり、策定は各市町村の判断に委ねられることとなりました。このため、豊見城市では令和元 (2019) 年に「豊見城市基本構想の策定に関する条例」を制定し、総合的かつ計画的な行政運営を行うこととしております。

2. 総合計画の役割

(1) 総合的かつ計画的な地域経営の指針

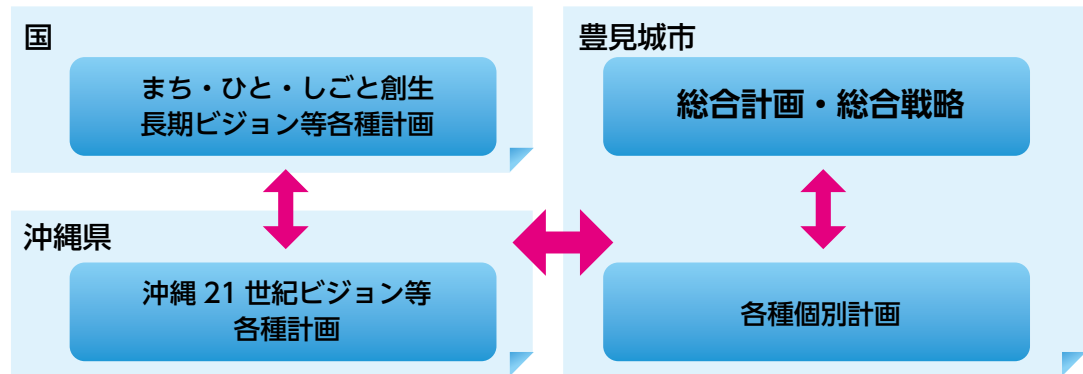
総合計画は、全ての分野における行政運営の基本となる地方自治体の最上位の計画であり、地域主権時代にふさわしい地域経営の確立に向けて、様々な施策や事業を総合的かつ計画的なまちづくりの長期的な展望をもった指針となるものです。

(2) 市民や各種団体・事業者などの活動の指針

総合計画は、市民や各種団体・事業者に対し本市のまちづくりの方向性と必要な施策を示し、まちづくりに主体的に参画・協働するための指針となるものです。

(3) 国・県などが策定する各種地域計画における指針

総合計画は、国や県、周辺自治体等との連携に際して、まちづくりの方向を示すものであり、計画実現に向けての必要な施策や事業を調整・反映させていく連携の基本的な指針となるものです。



3. 構成と期間

第5次総合計画は、本市の将来ビジョンを示した「基本構想」と、その施策を示す「基本計画」による構成とし、期間や概要については以下のとおりとします。なお、「基本計画」に関しては前期基本計画を「第2期豊見城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」も兼ねる計画とし、前期基本計画で掲げる「目標指標」とその目標値を、「第2期豊見城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の「重要業績評価指標（KPI）」と数値目標として位置付けることとします。

(1) 基本構想

基本構想は、市政運営の根幹をなすもので、基本理念、まちづくりのテーマ（将来像）、目標人口及びまちづくりのテーマ（将来像）の実現に向けた政策の大綱から構成します。

基本構想期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。

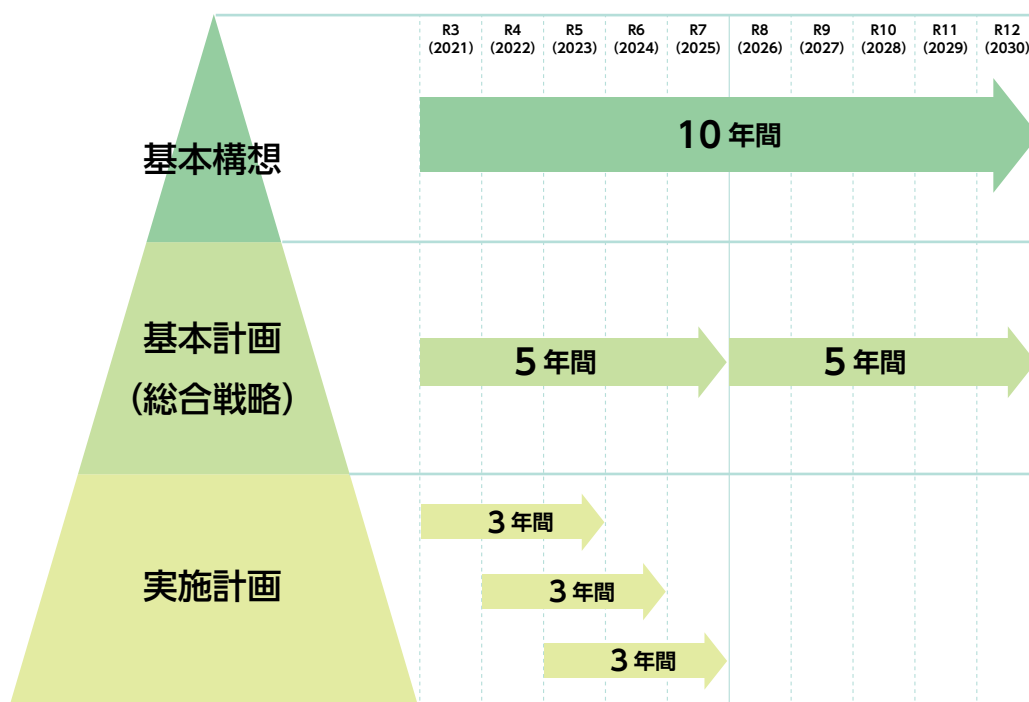
(2) 基本計画（前期・後期）

基本計画は、「基本構想」を具現化し、本市が目指すまちづくりのテーマ（将来像）の実現のために必要な施策における現状と課題、今後の取組方針（基本的な方向性）及び目標指標（数値目標）を体系的に整理したものです。

基本計画は、前期と後期からなり、前期の計画期間は令和3年度から令和7年度まで、後期の計画期間は令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの各5年間としますが、社会経済情勢の変化や計画の進行状況などを踏まえて、必要に応じて改定を行うものとします。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画に定められた施策を効果的に実施するための具体的な事業を明らかにするものです。計画期間は原則3年間とし、社会経済情勢の変化や市民のニーズなどを考慮しながら、毎年度見直しを行います。



4. 計画の進行管理

第5次総合計画では、総合的かつ計画的なまちづくりを推進するため、基本構想において目標人口を、基本計画の各施策では統計的な数値または市民意識調査の回答による数値を指標とする目標指標（数値目標）を掲げています。

この目標指標については、毎年達成状況を評価することで、客観性と透明性を高めた進行管理を行うこととします。なお、進行管理を行う中では、計画期間途中で目標達成となった場合には更なる目標値を掲げる等の運用を図るとともに、社会経済情勢を踏まえて柔軟に見直しを図り、よりよいまちづくりに向けた施策展開を進めてまいります。

基本構想



基本構想は、市政の総合的かつ計画的な運営を図るために長期的な展望に立って定めるもので、基本理念、まちづくりのテーマ（将来像）、目標人口、政策展開の基軸、まちづくりのテーマ（将来像）の実現に向けた政策の大綱及び都市形成の方向性（土地利用の方針）から構成します。

基本構想期間は、令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度までの 10 年間とします。

1. 基本理念

基本理念は、まちづくりの普遍的な理念として、「象徴的フレーズ」と「市民憲章」で構成しています。

（1）象徴的フレーズ

「響（とよ）むまち・豊見城^{とみぐすく}」

「豊見城（とみぐすく）」の地名は、後の山南（南山）王 汪応祖（おうおうそ・わんおうそ）が漫湖を眺望する丘陵上に築城したグスクを「とよみ城（ぐすく）」と称したことが由来です。「とよむ（鳴響む）」とは、おもろそうしに記載もある美称のひとつで、名声の高いさまを表しています。時代を経て「とみぐすく」となり現在に続いています。古琉球の時代には豊見城間切と呼ばれ、中山に対する山南の要衝地として重要な位置にあり、間切名の由来である「豊見城グスク」をはじめ、各所にグスクが築かれました。当初の豊見城間切の範囲は現在の市域のみならず、現在の那覇市、糸満市、八重瀬町の一部に跨る大きな領域を持っていました。それから様々な時代の変遷を経て、明治 41（1908）年の島嶼町村制施行により、豊見城^{とみぐすく}、地覇^{ちば}、志茂田^{しもた}、座波名^{ざはな}、喜久嶺^{きくみね}、保栄茂^{びんおなが}、翁長^{たか}、高良^{たかの}、高入端^{たかの}、良長^{よしなが}、真嘉部^{まかぶ}の 11 字をもって、「豊見城村」が誕生しました。

本土復帰以降、肥沃な農地に恵まれた人口 10,000 人弱のおだやかな農村から、那覇市を中心とした都市圏域の拡大により市内各地で住宅団地の建設や宅地開発が進み市街化が進行した結果、急激に人口が増加することで都市として大きく発展し、平成 14 年（2002）年 4 月 1 日には、単独市制施行を果たしました。

このような中、長期的展望をもつ計画的・効率的な行政運営の指針として昭和 53（1978）年に最初の総合計画基本構想「緑ゆたかな都市・豊見城」（第 1 次）を策定して以来、「緑ゆたかな近代都市・豊見城」（第 2 次）、「みどり豊かな健康文化都市・豊見城」（第 3 次）、「ひと・そら・みどりがつなぐ響（とよ）むまち とみぐすく」（第 4 次）を将来像（まちづくりのテーマ）に定め、各種施策や事業を推進してきました。

また、全国的に人口減少及び高齢化時代へ突入しておりますが、本県及び本市においては人口が増加し、本市においては年少人口比率が市区の中で全国一、令和元（2019）年度の市民意識調査では市内に住み続けたい割合が約 9 割となっています。

本市においては引き続き市街化の拡大が見込まれ、人口増も予測されますが、一方では全国同様に高齢化の進展も見込まれており、そのような環境変化への対応が求められています。また、令和2（2020）年度における新型コロナウイルス感染症の社会生活及び経済に及ぼす影響は甚大であり、感染症の拡大防止と早期収束が求められていると同時に、近年の気候変動に伴う災害の激甚化への対応やデジタル技術によるイノベーションの動向も加味した持続可能な社会の構築の必要性が高まっています。

以上を踏まえ、
歴史に育まれた豊見城のアイデンティティ、新たな時代のまちを切り拓く気概、
そして郷土への愛着を響き合わせ
調和と限りない発展を築きあげる豊見城市を象徴する普遍的なフレーズを

「響（とよ）むまち・豊見城」^{とみぐすく}

と定めます。

（2）市民憲章

市民憲章は、まちづくりのための共通規範として定めたもので、本市においては平成15（2003）年3月31日に制定しています。

～ 豊見城市市民憲章 ～

私たちは、豊見城市民であることに自覚と誇りをもち、
平和で活力にみちたみどり豊かな健康文化都市をつくるため、
すすんでつぎのことを守ります。

- 一．私たちは、心身をきたえ、健康な明るいまちをつくりまします。
- 一．私たちは、きまりと時間を守り、住み良いまちをつくりまします。
- 一．私たちは、たがいに助け合う、あたたかいまちをつくりまします。
- 一．私たちは、働く喜びをもち、活気ある豊かなまちをつくりまします。
- 一．私たちは、教養を高め、夢と希望にみちたまちをつくりまします。

2. まちづくりのテーマ（将来像）

基本理念のまちづくりを推進するにあたり、基本構想期間である令和 12（2030）年度に目指すまちづくりのテーマ（将来像）として、以下を掲げます。

ウェルカム
「Welcome な思いで ハートがつながり みんなで彩るまち とみぐすく」

本市は県庁所在地的那覇市に隣接し、沖縄の玄関口である那覇空港からの距離も近いという立地特性を持っており、これまで第 1 次～第 4 次にかけての総合計画では、いずれも自然や農村を表す「みどり」と発展を表す「都市」が将来像に織り込まれ、みどりと都市の調和を大事にしながらまちづくりを進めてきました。

この中で、近年の開発による都市化の地域と旧来の農村地域とのバランスが良いと感じる市民が多く、結果として子ども・若者・大人・老人の人口構成バランスも良く、現状の豊見城市をちょうど良い、住みよいまちと感じる市民が多くなっています。

今後は、観光客や転入者等の市外から来られる人や、社会的に弱い立場にある人々も含め、あらゆる人を Welcome（ウェルカムんちゅ）の心で受け入れるとともに、市内において都市化が進む中でも人間関係の希薄化を防ぐような、ハート（心）がつながるまちづくりをめざします。

また、過去から引き継がれてきた自然と都市の調和を引き続き大事にしながら、自然と都市の彩りのある住みよいまちの現状を維持しつつも、ウィズコロナ、ポストコロナの新たな日常への対応など時代の変化に柔軟にシなやかに対応できるよう、デジタル化等の技術革新についても Welcome の心で積極的に取り入れ、多様な主体が彩る活力に満ちたまちづくりを進めていきます。

このようなことから本市のまちづくりのテーマ（将来像）を

ウェルカム
「Welcome な思いで ハートがつながり みんなで彩るまち とみぐすく」

と定め、その実現に向けて取り組むこととします。

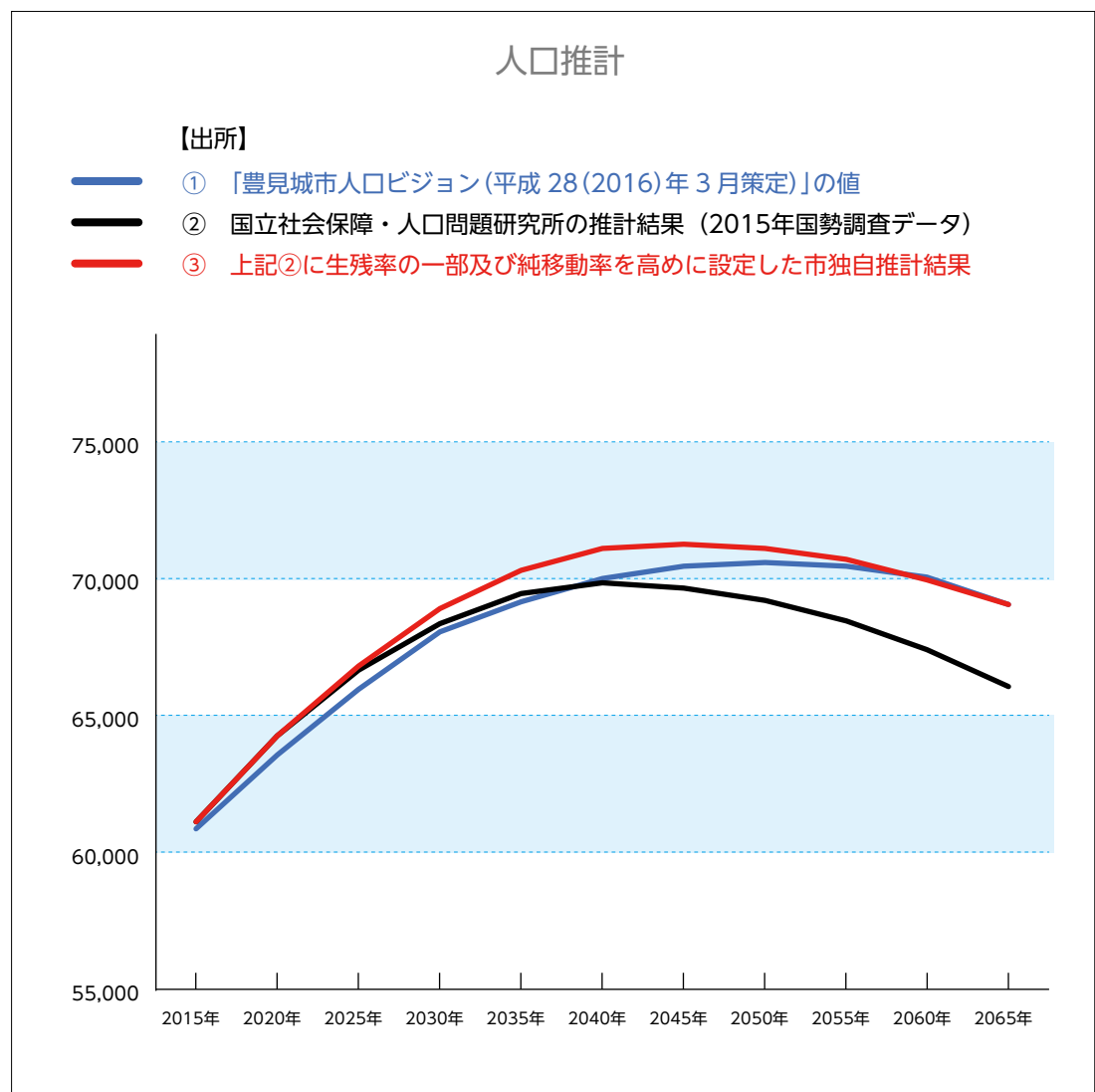
3. 目標人口

2015年国勢調査データに基づく人口推計（社人研推計準拠）としては、2040年に向けて人口増が続くものの、2045年以降は人口減が見込まれています。

この中では、子ども女性比率（≒出生率）は沖縄県全体の値よりも高く設定されているものの年少人口（0～14歳）は2025年をピークにして微減が見込まれており、生産年齢人口（15～64歳）においても2030年をピークにして微減が見込まれるのに対して、老年人口（65歳以上）については2055年のピークに向けて、5年毎に1,000～2,000人程度の増加が見込まれています。

また、地区別には豊見城、宜保、真玉橋、豊崎は2045年に向けて人口増の推計となっていますが、その他の大半の地区ではほぼ横ばいの推計となっています。

このような中長期的な見込みに対して、市街化の拡大等の住環境づくりや、企業立地の促進等を含めた雇用の確保等により転入促進を図るとともに、健康づくり等による健康長寿社会の実現を目指すことで、目標人口を引き続き70,000人と設定し、中長期的にこれを上回ることを目指すこととします。



4. 政策展開の基軸

基本理念を重視しながら、まちづくりのテーマ（将来像）及び目標人口の達成に向けた政策展開の基軸として、本市の特性及び今後の時代の潮流を踏まえて、以下の3つを掲げて取り組むこととします。

・子どもを産み育てやすいまち とみぐすく

“子どもが活きる街づくり”を目指す「子どもの街」宣言のもと、社会全体で子どもを守り育むまちづくりをおこないます。

・誰もが安心して暮らせるまち とみぐすく

令和12（2030）年までの国際社会共通の目標であるSDGs^{*}に着目し、豊見城市らしいSDGsの実現に向け「誰一人取り残さない、優しいまちづくり」をおこないます。

・地の利を活かして持続的に発展するまち とみぐすく

本市の立地特性である那覇空港・県都那覇市との隣接、市内那覇空港道路インターチェンジ、国道・県道からの交通利便の優位性を活かして、今後も持続的に発展するまちづくりをおこないます。

用語解説 ※

SDGs
(エスディーゼーズ)

SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、2015年9月に国連で開かれたサミットで決められた、国際社会共通の目標のことです。

5. まちづくりのテーマ（将来像）の実現に向けた政策の大綱（政策分野別方向性）

まちづくりのテーマ（将来像）の実現にあたっては、市政全般での取り組みが必要であり、この取り組みに向けて、政策展開の基軸を踏まえ、以下の5分野を政策分野として設定し、今後のまちづくりを進めていくこととします。

（1）子どもが生きる夢と希望にみちたまち

親と子の成長支援・社会全体での子育て支援の充実を図るとともに、充実した教育及び学習環境での学びや歴史文化を通じた郷土愛の醸成により、誰もが夢と希望にみちたまちを目指します。

【主に関連する SDGs】



（2）健康で明るくたがいに助け合うあたたかいまち

すべての市民が生涯、健康でいきいきと充実した生活を送れるように、ライフステージに応じた健康意識を高め、健康寿命の延伸、早世の予防、親と子の健やかな暮らしの実現に努めます。

また、戦争の悲惨さと平和の尊さを後世に正しく継承するとともに、高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援し、地域のつながり・支え合いを向上させることで、たがいが助け合い、誰もが自分らしく生きられるあたたかいまちを目指します。

【主に関連する SDGs】



(3) 活気ある豊かなまち

市の立地特性を活かした高付加価値型産業の市内立地・集積を進めながら、農林水産業・商工業・観光業等の各産業分野においてはブランド化・六次産業化・デジタル化等の時代の変化に対応した価値創造に取り組むとともに、多様な働き方が可能となる雇用環境を整えることで、活気に溢れた豊かなまちを目指します。

【主に関連する SDGs】



(4) 環境に優しい住みよいまち

身近な生活及び自然環境の保全やごみの資源化・減量化等による循環型社会の構築を図り、豊見城市らしい低炭素社会の実現による環境に優しいまちを目指します。

また、次世代にもみどりを引き継ぎながらも住みよいまちとするため、「まちの顔」等の市街地整備を進めながら計画的な土地利用を推進するとともに、市民生活を支える道路・公共交通・公園・緑地・上下水道等の都市基盤の整備を推進します。

【主に関連する SDGs】



(5) 安全安心な協働のまち

行政における限られた財源・人員等の効果的・効率的な活用を図りながら、市民への適切な情報発信に基づく市政への市民参画を進めるとともに、防災・防犯・交通安全等を始めとした地域の課題解決に向けて自治会、市民活動団体、非営利組織、ボランティア団体、企業等の多様な主体と協働で取り組む、安全安心のまちを目指します。

【主に関連する SDGs】



6. 都市形成の方向性（土地利用の方針）

本市の掲げるまちづくりのテーマ（将来像）を実現するためには、優れた自然環境を次の世代へ保全・継承し、本市の持つ地理的優位性を活かす「自然と調和のとれた都市」を計画的に形成していく必要があります。

市土は、現在及び将来における貴重な資源であることから、自然環境の保全と公共の福祉を基本として、快適な生活環境の確保と市域の均衡ある発展となる土地利用を図ります。

（1）自然との調和に配慮した土地利用

潤いと恵みをもたらす豊かな自然や優良な農地、美しい景観などの資源を次世代に継承していくため、無秩序な開発を防止して優良農地の確保や緑地などの維持・保全に努めるとともに、これらの豊かな自然を活かした土地利用を進めることで、環境との共生に配慮し、自然環境に負荷を与えない持続可能なまちづくりを図ります。

（2）良好な暮らしの形成をめざした土地利用

魅力的な「まちの顔」を創出する等の計画的な都市基盤の整備改善を進めるとともに、幹線道路沿いの高度有効利用等による計画的な産業拠点の形成を図り、積極的な土地利用を促進します。

また、地域特性に応じた良好な住宅地の形成や、暮らしを支える各種基盤施設の整備を進め、子どもから高齢者まで安全安心に暮らせる快適な居住環境の形成を図ります。

（3）土地利用の転換

社会経済情勢を踏まえ、市域のみならず広域的な視点に立ち、新たな活力を生み出すための適正な土地利用の転換を図ります。

前期基本計画

(第2期豊見城市まち・ひと・しごと創生総合戦略)



響(とよ)む

ウェルカム
Welcomeな思いで ハートがつながり

子どもを
産み育てやすいまち
とみぐすく

基本
構
想

01

子どもが活きる
夢と希望にみちたまち



1-1
子どもの未来支援

1-2
親と子の健康づくりの推進

1-3
義務教育の充実

1-4
地域文化の振興

1-5
生涯学習社会の確立

1-6
県外・国際交流の活性化

1-7
スポーツ・
レクリエーションの振興

02

健康で明るく
たがいに助け合う
あたたかいまち



2-1
健康づくりの推進

2-2
地域福祉のまちづくり

2-3
男女共同参画社会の形成

2-4
平和行政の推進

2-5
高齢者福祉の充実

2-6
障害者福祉の充実

基本
計
画

計実
画施

基本計画にもとづいて、3年間の具体的な

とみぐすく まち・豊見城

みんなで彩るまち とみぐすく

誰もが安心して
暮らせるまち
とみぐすく

地の利を
活かして持続的に
発展するまち
とみぐすく

03

活気ある
豊かなまち



- 3-1 農業の振興
- 3-2 水産業の振興
- 3-3 商工業の振興
- 3-4 企業立地の支援
- 3-5 観光・リゾート産業の振興
- 3-6 雇用の安定

04

環境に優しい
住みよいまち



- 4-1 環境の保全
- 4-2 生活衛生の充実
- 4-3 計画的な土地利用の推進
- 4-4 調和のとれた市街地・まちなみの整備
- 4-5 道路網等の整備
- 4-6 公共交通サービスの維持・向上
- 4-7 公園・緑地の整備
- 4-8 水の安定供給
- 4-9 下水道の整備・汚水処理の推進

05

安全安心な
協働のまち



- 5-1 コミュニティの振興
- 5-2 防災・危機管理の強化
- 5-3 防犯・交通安全の推進
- 5-4 消防と救命救急体制の充実
- 5-5 広報・広聴の推進
- 5-6 行政運営・行財政改革の推進

事業計画を作成します（毎年度、見直し）

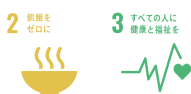
前期基本計画書の構成、見方について

The 5th master Plan of Tomigusuku City

施策分野
1-2

親と子の健康づくりの推進

【関連する SDGs】



本施策に関連する SDGs のアイコン（絵記号）を表示しています。

【目指す姿】

- 全ての子どもが望ましい生活習慣を身につけ元気に育つ地域社会を目指します
- 親になる世代が望ましい食生活や生活リズムの知識・意識を深め、実践する地域社会を目指します

各施策において本市として将来にかけて目指す姿（地域社会のあるべき状態）を掲げています。

【現状と課題】

沖縄県全体の母子保健指標においては、全国に比べて乳幼児健康診査の受診率の低さ、子どものむし歯有病者率の高さ、就寝する時間の遅い子どもの割合の高さ、低体重児出生率の高さ等が長年課題となっています。

本市においては、夜型社会の影響からくる遅寝、生活リズムの崩れ、朝食の欠食など「就寝リズムが及ぼす子どもの発育への影響」を保護者へ伝えていくことにより、年々改善が見られ、県内においては全体的に良い値となっています。しかし、全国平均と比べた際にはまだその水準に至っていない項目も多く、親と子の健康的な生活習慣・食生活の確立は沖縄県同様に課題となっています。

また、本市は近年において県外からの転入世帯が増えている中で、地縁血縁がないうえに子育てサポートが得られにくく支援を必要とするケースが増えているほか、令和2（2020）年の新型コロナウイルス感染症の影響として産後うつ等の相談が増加するなど、妊産婦・乳幼児の支援体制の充実が課題となっています。

国内の動向や県内の動向、他市と比べた本市の状況、今後の見込み等について記すとともに、これを踏まえた今後の課題について記しています。

【今後の取組方針】

1. 保健指導・栄養指導の充実

すべての乳幼児が健康的な生活習慣・食生活を身につけ、健やかに成長できるよう乳幼児健診や離乳食教室、家庭訪問等での保健指導・栄養指導の充実を図ります。

目指す姿の実現に向けて、現状と課題を踏まえて市としてどのような取組を進めるのかの方針を記しています。

施策 ①子どもが生きる夢と希望にみちたまち

2. 親になる世代の食生活・生活習慣確立への指導の充実

親になる世代が望ましい食生活や生活リズムの知識・意識を深め、実践できるよう、妊娠届出時の妊婦全数面談や産後の栄養相談、乳幼児健診等あらゆる機会
で栄養指導・保健指導の充実を図ります。

3. 子育て世代包括支援センターにおける切れ目のない支援体制の充実

妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センターとみココ」にて、支援を必要とする妊産婦・乳幼児の支援体制整備を図り、
医療機関、子育て支援機関等との連携強化に取り組みます。

計画期間の最終年度である令和7年において達成を目指す、各指標の目標値を記しています。

【目標指標】(取組方針を推進し、目標達成を目指します。)

| No. | 指標名 | 単位 | 現状値 (R1) | 目標値 (R7) |
|-----|--|----|------------|----------|
| 1 | 乳幼児健診未受診率 (3歳児) | % | 6.5 | 6 |
| 2 | 3歳児が夜10時以降に就寝する割合 | % | 30.8 (H30) | 25 |
| 3 | 3歳児のむし歯有病者の割合 | % | 17.1 | 15 |
| 4 | 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている妊婦の割合 | % | - | 45 |

【目標値設定の理由、考え方】

1. 本市は県内11市で2番目に低い(良い)値となっていますが、全国平均には至っていないため、全国平均である6%を目指します。
2. 本市は県内10市(南城市を除く)で最も低い(良い)値となっていますが、ここ数年、年1%程度減少してきていることから、今後も毎年1%程度の減少を目指します。
3. 本市は県内11市で最も低い(良い)値となっていますが、全国の平成29年度平均値14.4%には至っておらず、及び沖縄県の「健やか親子おきなわ21(第2次)」で定める令和6年15%の目標にも至っていないことから15%を目指します。
4. 平成29年度沖縄県食育に関する県民調査の県民全体の割合は32.9%ですが、20代30代女性は25.2%と県全体より低くなっており、課題となっています。本市においても若い世代(妊婦等)の食生活改善の目標として、沖縄県の「沖縄県食育推進計画(第3次)」で定める令和4年45%以上の目標値を目指します。
(※ R2より調査実施)

上記で掲げた目標値をどのような理由や考え方で設定したのかを記しています。

【市民や地域で心がけること】

- ・保護者は、子どもと一緒に規則正しい生活習慣(早寝・早起き・朝ごはん運動)を実践しましょう



各施策のあるべき姿に向けて、市民会議において検討された家庭や地域で心がける取組を記しています。

【関連する計画等】

- ・健康とみぐすく21(第二次・改定 後期計画)
- ・食育とよみ推進計画(後期計画)

各施策に関連して、より詳細な内容を記している個別計画の名称を示しています。

01

子どもが生きる夢と 希望にみちたまち

親と子の成長支援・社会全体での子育て支援の充実を図るとともに、充実した教育及び学習環境での学びや歴史文化を通じた郷土愛の醸成により、誰もが夢と希望にみちたまちを目指します。

1 貧困をなくそう



2 飢餓をゼロに



3 すべての人に健康と福祉を



4 質の高い教育をみんなに



8 働きがいも経済成長も



11 住み続けられるまちづくりを



16 平和と公正をすべての人に



施策分野

1-1

子どもの未来支援



用語解説

SDGs
(エスディーゼーズ)

SDGsとは、「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称であり、2015年9月に国連で開かれたサミットで決められた、国際社会共通の目標のことです。

【関連するSDGs】



【目指す姿】

- 子どもたちが次代の担い手として健やかに成長し、子どもを産み育てる親が自ら学びながら子の成長を支援する地域社会を目指します
- 市民相互の協力による地域の子どもたちへの声かけ見守りを促進し、社会全体で子育てを支える環境を整えます
- 保育施設の受入状況が改善され、子どもの生活や学びがスムーズに小学校教育へと移行する環境を整えます
- 子どもの貧困の連鎖が解消される地域社会を目指します

【現状と課題】

全国的に少子化が課題となる中、本市においては平成10(1998)年4月1日に「子どもの街宣言」を行い「子どもが生きる街」を目指して子ども・子育て支援の取組を進めてきました。また本市は年少人口比率(人口に占める15歳未満の割合)が全国市区別の中で19.85%(令和2(2020)年1月1日現在)と全国一高く、子どもの多いまちとなっています。しかし、子育てしやすいまちだと思える市民の割合は41.7%、子育て環境に満足している保護者の割合は33.9%と満足度が低い状況となっており、子育てをめぐる環境の充実が求められています。

保育に関しては、施設整備及び保育士確保に取り組んでいるものの、近年の更なる保育需要の増加に追いつけていないほか、保育士の不足が引き続き課題となっています。

就学前教育に関しては、小学校入学に向けた小学校と保育所(園)・幼稚園・認定こども園(以下、「保幼小小」との接続が課題となっており、接続のためのカリキュラム作成に取り組んでいますが、子どもたちの状況に応じた随時の見直しが求められています。また、支援を必要とする子が増加しており、就学時における学びの場の確保が課題となっています。

共働きや核家族化が進む現代においては、子どもたちが放課後、安心して過ごせる居場所づくり、育児の孤立化等に伴う児童虐待の防止が引き続き課題となっています。

【今後の取組方針】

1. 子育て環境の充実

子育て環境の充実を図るため市民等が参画できる仕組みを構築し、次代を担う子どもたちが健やかに成長できる取組を推進します。

また、ファミリーサポートセンターの利用ニーズに対応するため、援助会員（まかせて会員）の養成を促進します。

児童館や放課後児童クラブ等の子どもの居場所づくりの整備を進めます。

2. 保育の充実

令和4（2022）年度の新園開園に向けた保育施設の整備に取り組むとともに、引き続き国・県の補助事業を活用した保育士の確保に取り組みます。

3. 就学前児童教育の充実

小学校区毎に関係する保幼小の職員が研修会等を通じて相互の状況を確認しながら、適宜、接続期カリキュラム（アプローチ・スタートカリキュラム）を見直していきます。

支援が必要な子どもに対する就学時の学びの場の確保に向けては、保護者の意見・意思を尊重しながら、市教育支援委員会において在校児童生徒のほか、保育所（園）・幼稚園・こども園の意見を聴取し、その子にあった最適な学びの場を引き続き判断していきます。

4. ひとり親支援

ひとり親家庭等の生活の安定と社会的な自立のため、各種制度に基づく経済的支援及び就業支援を行うとともに、社会福祉協議会などの関係機関と情報を共有しながら、相談支援の充実を図ります。

5. 子どもの貧困対策

現に貧困に直面している子どもを救済・支援し、安全・安心を提供するセーフティネットの構築に向けての施策について検討していきます。

6. 児童虐待防止対策の充実

児童相談所や警察、地域関係機関との連携を強化し、児童虐待の早期発見に努めるとともに、相談体制や各種子育て環境づくり、子育て支援策などを充実することで、虐待防止に取り組みます。

section

01

子どもが
活躍する
まちを
つくる

section

02

section

03

section

04

section

05

【目標指標】（取組方針を推進し、目標達成を目指します。）

| No | 指標名 | 単位 | 現状値 (R1) | 目標値 (R7) |
|----|--------------------------------|----|-------------|----------|
| 1 | 合計特殊出生率 | % | 1.88 | 2.1 |
| 2 | 年少人口比率 | % | 19.85 | 20 |
| 3 | 子育てしやすいまちだと思う市民の割合 (市民意識調査) | % | 41.7 | 60 |
| 4 | 子育て環境に満足している保護者の割合 | % | 33.9 (R2.8) | 60 |
| 5 | まかせて会員養成数 | 人 | 4 | 10 |
| 6 | 保育所等受入人数 | 人 | 3,057 | 3,843 |
| 7 | 待機児童数 | 人 | 89 | 0 |
| 8 | 保幼小職員合同研修及び小学校区部会の実施回数 | 回 | 4 | 18 |

〈目標値設定の理由、考え方〉

1. 人口規模が長期的に維持される水準（人口置換水準）を上回る値として 2.1 を目指します。
2. 現状の比率を維持することを目指します。
3. 令和元年度市民意識調査において地区別に最も高い豊見城中学校区の 51.6% を上回る比率を目指し、目標指標 4 で示す保護者の満足度と同じ水準を目指します。
4. 令和 2 年 8 月の「こども未来アンケート」結果において、不満と答えた保護者の割合が 23.6% であることから、この方々を満足と回答して頂くこととして 60% を目指します。
5. 養成講座を年 2 期開催し、年 10 名(5 名/期)のまかせて会員養成を目指します。
6. 現在計画する整備により受入可能となる人数と、今後予測される利用希望人数を勘案して令和 6 年度の目標を定めた第二期豊見城市子ども・子育て支援事業計画と同様の目標値とします。
7. 目標指標 6 で定める受入人数となった場合に見込まれる待機児童数 0 人を目標値とします。
8. 合同研修を年 2 回、各校区の部会を年 1～2 回（市全体 16 回）、計 18 回の実施を目指します。



【市民や地域で心がけること】

- ・地域で見守りや声かけ運動を実施し、自治会などでの子どもの居場所づくりに努めましょう。



【関連する計画等】

- ・第二期豊見城市子ども・子育て支援事業計画
- ・沖縄子供の貧困緊急対策事業
- ・沖縄県子供の貧困対策推進基金

施策分野

1-2

親と子の健康づくりの推進



【関連するSDGs】

2 飢餓を
ゼロに3 すべての人に
健康と福祉を

【目指す姿】

- 全ての子どもが望ましい生活習慣を身につけ元気に育つ地域社会を目指します
- 親になる世代が望ましい食生活や生活リズムの知識・意識を深め、実践する地域社会を目指します

【現状と課題】

沖縄県全体の母子保健指標においては、全国に比べて乳幼児健康診査の受診率の低さ、子どものむし歯有病者率の高さ、就寝する時間の遅い子どもの割合の高さ、低体重児出生率の高さ等が長年課題となっています。

本市においては、夜型社会の影響からくる遅寝、生活リズムの崩れ、朝食の欠食など「就寝リズムが及ぼす子どもの発育への影響」を保護者へ伝えていくことにより、年々改善が見られ、県内においては全体的に良い値となっています。しかし、全国平均と比べた際にはまだその水準に至っていない項目も多く、親と子の健康的な生活習慣・食生活の確立は沖縄県同様に課題となっています。

また、本市は近年において県外からの転入世帯が増えている中で、地縁血縁がないために子育てサポートが得られにくく支援を必要とするケースが増えているほか、令和2（2020）年の新型コロナウイルス感染症の影響として産後うつとの相談が増加するなど、妊産婦・乳幼児の支援体制の充実が課題となっています。

【今後の取組方針】

1. 保健指導・栄養指導の充実

すべての乳幼児が健康的な生活習慣・食生活を身につけ、健やかに成長できるよう乳幼児健診や離乳食教室、家庭訪問等での保健指導・栄養指導の充実を図ります。

section

01

子どもが生きる夢を
希望にみちたまろ

section

02

section

03

section

04

section

05

①子どもが生きる夢と希望にみちたまち

2. 親になる世代の食生活・生活習慣確立への指導の充実

親になる世代が望ましい食生活や生活リズムの知識・意識を深め、実践できるよう、妊娠届出時の妊婦全数面談や産後の栄養相談、乳幼児健診等あらゆる機会でも栄養指導・保健指導の充実を図ります。

3. 子育て世代包括支援センターにおける切れ目のない支援体制の充実

妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター とみココ」にて、支援を必要とする妊産婦・乳幼児の支援体制整備を図り、医療機関、子育て支援機関等との連携強化に取り組みます。

【目標指標】（取組方針を推進し、目標達成を目指します。）

| No | 指標名 | 単位 | 現状値 (R1) | 目標値 (R7) |
|----|--|----|------------|----------|
| 1 | 乳幼児健診未受診率 (3 歳児) | % | 6.5 | 6 |
| 2 | 3 歳児が夜 10 時以降に就寝する割合 | % | 30.8 (H30) | 25 |
| 3 | 3 歳児のむし歯有病者の割合 | % | 17.1 | 15 |
| 4 | 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を 1 日 2 回以上ほぼ毎日食べている妊婦の割合 | % | — | 45 |

〈目標値設定の理由、考え方〉

1. 本市は県内 11 市で 2 番目に低い (良い) 値となっていますが、全国平均には至っていないため、全国平均である 6% を目指します。
2. 本市は県内 10 市 (南城市を除く) で最も低い (良い) 値となっていますが、ここ数年、年 1% 程度減少してきていることから、今後も毎年 1% 程度の減少を目指します。
3. 本市は県内 11 市で最も低い (良い) 値となっていますが、全国の平成 29 年度平均値 14.4% には至っておらず、及び沖縄県の「健やか親子おきなわ 21 (第 2 次)」で定める令和 6 年 15% の目標にも至っていないことから 15% を目指します。
4. 平成 29 年度沖縄県食育に関する県民調査の県民全体の割合は 32.9% ですが、20 代 30 代女性は 25.2% と県全体より低くなっており、課題となっています。本市においても若い世代 (妊婦等) の食生活改善の目標として、沖縄県の「沖縄県食育推進計画 (第 3 次)」で定める令和 4 年 45% 以上の目標値を目指します。

(※ R2 より調査実施)

【市民や地域で心がけること】

- ・保護者は、子どもと一緒に規則正しい生活習慣 (早寝・早起き・朝ごはん運動) を実践しましょう。



【関連する計画等】

- ・健康とみぐすく 21 (第二次・改定 後期計画)
- ・食育とよみ推進計画 (後期計画)

施策分野

1-3

義務教育の充実



【関連する SDGs】

4 質の高い教育を
みんなに



【目指す姿】

- 教育施設・設備及び教育環境が整うとともに、児童生徒一人一人が意欲や関心を持ち「深い学び」を実感し、確かな学力・豊かな心・健やかな心や体を育成することで、生きる力を育む地域社会を目指します

【現状と課題】

子どもたちを取り巻く環境変化の中で学習指導要領が改訂となり、令和2（2020）年度から10年間の指針として、「生きる力」「確かな学力の育成」「豊かな心や健やかな体の育成」等の基本的な考えが示され、これに対応した教育が求められています。本市では教員等への研修に取り組むほか、不登校やいじめ、意欲低下等の諸問題に対して早期対応することを目的にQ-U^{*}に取り組んでおります。全国学力・学習状況調査においては小・中学校ともに県平均を超える結果となっていますが、継続して児童生徒の学力水準を高め、維持することを目的に更なる教育プログラムの充実が求められています。また、全国的にも教員の多忙化解消が求められており、本市においても年々増加する教員の時間外勤務の対応が必要となっています。

いじめは些細なものから重大事態まで幅広く、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであります。そのため、些細ないじめも認知し、そのいじめをすべて解消することが求められます。しかしながら本市の平成30（2018）年度のいじめの解消率は、小学校78.5%、中学校78.9%、令和元（2019）年度は小学校77.7%、中学校81.8%と100%に至っておらず、課題となっています。

本市においては児童生徒数が年々増加傾向にあり、令和3（2021）年度以降も増加が見込まれることから、これに伴う教育施設や設備の充実が求められます。また、全国と同様に本市においても配慮が必要な子どもが増えていることや、老朽化した施設や設備の改修も必要となっています。特に給食に関しては、栄養充足率が100%に至っていないことが課題とされているほか、児童生徒数増と施設の老朽化への対応の観点から給食センターの在り方について検討が必要となっています。

子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題が複雑化・困難化する中で、これまでの「開かれた学校」から更に一歩踏み込んだ「地域とともにある学校」への転換が求められるとともに、個に応じた支援体制の充実が必要とされています。

用語解説

Q-U
(Questionnaire-Utilities)
児童生徒の学校生活・
学究生活の満足度を
調べる心理検査のこと
です。

section

01

子どもが
生きる中で
希望に
みちた
まちを

section

02

section

03

section

04

section

05

【今後の取組方針】

1. 教育プログラムの充実

学習支援、生活支援等、児童生徒の就学に必要な支援については、学校現場において需要が増加傾向であるため、引き続き実施します。

Q-Uについては、対人関係能力尺度を追加した hyper-QUの導入も検討します。

いじめについては、認知と解消はセットであることを今一度認識し、いじめの解消率を上げる取り組みを行います。

社会情勢の変化に適応していく上で重要な素養と基礎知識を身に付けるため、児童生徒の外国語教育、情報教育及び特別支援教育の充実に取り組むとともに、児童生徒一人一人の個性と能力に応じたきめ細かな生活指導や進路指導、キャリア教育、スポーツ・文化教育など教育プログラムの充実に努めます。

令和2(2020)年度より配置しているスクール・サポート・スタッフをはじめ、教職員の補助を行う体制を作るとともに、教職員の働き方改革を推進します。

2. 教育施設・設備等の充実

本市は、年々児童生徒が増加しており、令和3(2021)年度以降も児童生徒や教職員の増加が見込まれるため、計画的に学習端末や通信ネットワークの整備を行います。また、学習用端末の使用マニュアル等を作成するとともに、計画的に研修を実施し、学習用端末の積極的な活用を図ります。また、耐用年数の経過した電子黒板の更新を行います。

適正規模調査に基づき、伊良波中学校の分離新設校として(仮称)豊崎中学校の整備を進め、令和6(2024)年度の開校を目指します。

令和2(2020)年度に策定した学校施設等長寿命化計画に基づき、令和3(2021)年度から改修工事等を実施します。

3. 学校給食の充実

地産地消の更なる強化や献立の多様化に努めながら必要な栄養価を充足させつつ、児童生徒数の増加にも対応できるよう、増改築等を含め適切な施設の維持管理に努めます。同時に、新しい給食センターの建設や現在の給食センターの分離新設・建替え等、今後の学校給食センターの在り方について検討を行います。

学校給食費の段階的無償化の検討については、年少人口割合が全国市区のなかでも最も高い市として特色ある施策展開が求められている本市において、今後とも子育て世代の経済的負担軽減を念頭に継続的な仕組み作りについて検討します。

また、食に対する心構えや栄養学、伝統的な食文化等についての知識や食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができるよう食育についても推進していきます。

4. 家庭や地域等との連携

「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤として、地域と学校が連携・協働し、子どもたちの成長を支えていくコミュニティスクールを導入します。

5. 個に応じた支援体制の充実

「インクルーシブ教育」の考え方を基本に、障害をもつ児童生徒の受入体制の充実に向け、保幼小連携を推進するとともに、対象者の増加に応じた学びの場の確保を進めながら、「特別支援教育支援員」の適正配置やバリアフリー化の推進、障害の状況に応じた就学相談、健常児童生徒との交流活動など、きめ細かな「特別支援教育」の充実に努めます。

また、経済的な理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行います。

不登校の児童生徒に対して、「教育相談室」などでの教育相談や学習支援を継続的に実施し、通学・学習意欲の向上を支援します。また、いじめがない社会づくりを目指し、思いやりの気持ちを育てる教育を強化します。

【目標指標】（取組方針を推進し、目標達成を目指します。）

| No. | 指標名 | 単位 | 現状値 (R1) | 目標値 (R7) |
|-----|------------------------------------|----|------------------|----------|
| 1 | Q-Uの学級満足度尺度の学級生活満足群 (小中平均) | % | 54 | 72 |
| 2 | 全国学力学習状況調査 正答数3割未満割合 (中3数学) | % | 18.3 | 0.3 |
| 3 | 時間外勤務45時間以上の教職員の割合 | % | 38 | 8 |
| 4 | 学習者用端末の利用率 | % | 0 | 100 |
| 5 | 学校給食における栄養充足率 (H30指標のエネルギーベースにおいて) | % | 小:82.2 中:74.7 | 100 |

〈目標値設定の理由、考え方〉

1. 令和元年度の実績を参考に、毎年3%の増加を目指します。
2. 学力水準を高め、維持することを目的に令和元年度の実績を参考に、毎年3%の減少を目指します。
3. 教職員の働き方改革としての対策を講じ、毎年5%減少させることを目指します。
4. 令和2年度に整備された1人1台端末を1日1回以上使用すること (= 100%) を目指します。
5. 物価高及び人件費増の影響もあり100%達成となっていないため、100%を目指します。

【市民や地域で心がけること】



- 子ども一人一人の「学び」に集中できる環境づくりに努めましょう。
- PTCA（保護者・教職員・地域住民の会）の活動に関心を持ちましょう。

地域文化の振興



【関連する SDGs】

11 住み続けられるまちづくりを



【目指す姿】

- 市民が地域の歴史や文化を知るとともに文化・芸術活動を推進することにより、郷土愛の醸成を図ります
- 文化財が調査・収集・記録により適切に保護・保存され、継承・活用される地域社会を目指します

【現状と課題】

本市の指定文化財としては「^{こうじょうおぼえ}口上覚」（古文書）、「重修真玉橋碑」（歴史資料）、「字与根大城家文書」（古文書）、「真玉橋遺構」（建造物）、「饒波の籠」（有形民俗文化財）など計9件の指定文化財があります。

また、「豊見城市」の名称の由来ともなり、後に三山時代に南山王となる汪応祖が居城した「豊見城グスク」をはじめ、平良グスク、保栄茂グスク、長嶺グスク、瀬長グスクが存在し、御嶽やカー（湧き水）、拝所等の文化財も数多くあります。

地域の伝統行事としては各地の綱引き、高安のガンゴー祭、保栄茂のマチ棒などがあり、その他、本市にゆかりのある組踊としては「手水の縁」、「未生の縁」、「雪払」などがあげられます。

令和元（2019）年度の市民意識調査によれば、このような文化財・伝統行事や文化的な取り組みについて、「知っている・鑑賞・参加したことがある」市民の割合が約7割と、多くの市民が何かしらの文化財・伝統行事や文化的な取組を認識している結果となっています。ただし、「鑑賞・参加したことがある」市民は23.9%と、「内容も名称も知らない」（聞いたことがない）市民が特に30代・40代で多くなっていることから、若年層や転入者への普及・啓発が課題となっています。

平成30（2018）年には文化財保護法が改正され、これまで価値づけが明確でなかった未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組むことが求められています。

高齢化に伴い、伝統芸能の後継者育成が課題となるほか、市史編集にあたって昭和初期から中期を記憶する体験者の減少を踏まえた早急な対応が課題となっています。また、収集した文化財や歴史資料も年々増加していることから、デジタル化を含めた保存及び情報発信の在り方が課題となっています。

【今後の取組方針】

1. 地域文化の発信

特に若年層や児童生徒・新たな市民が歴史・文化についての認知を高め、豊見城市に誇りを持てるような取り組みを推進するとともに、豊見城市の魅力を発信する取り組みを検討します。

2. 歴史的・文化的資源の保護・整備活用

文化財保護法改正に関連して、地域住民の参画も得ながら市域全体の総合的な文化財保存活用基本計画の構想・策定・実施を推進します。その後、グスク等の遺跡や地域の魅力を高めるための個別計画策定を検討します。

また、地域の歴史や文化財等の価値を再発見し、魅力的な形で伝えていくために地域文化財の保護・整備・活用事業等を推進し、史跡巡り等市民が暮らしの中で地域の文化財等を身近に感じてもらうために情報発信を行います。

3. 文化事業の推進と関連施設の充実

市民からの寄贈等を含めて収集した豊見城市の文化財や歴史資料について、より多くの市民・観光客等に公開・活用し、歴史・文化・学術に出会う「入口」として地域を学ぶ拠点の整備を検討します。

収集した資料や情報などアナログ資料のデジタル化作業を継続し、デジタルファースト宣言を基に ICT を活用した整理・保存・情報発信に努めます。

豊かな人間性や創造力、感性を育み、質の高い市民生活を送るため、文化・芸術活動を支援します。また、児童生徒に対する文化・芸術の鑑賞機会の提供も継続します。

伝統芸能の後継者育成に向けては、関連組織の協力を得ながら取り組んでいきます。また、地域の歴史文化の保存・継承を支援していくため、文化講座等を開催します。

4. 市史の調査と記録

昭和から平成に係る歴史について、調査・資料収集を行い、市史を編集・発刊します。その後、市制施行以降の市の歴史情報の蓄積方法および歴史公文書の保存・公開・活用方法を検討します。



組踊（雪払）

section

01

子どもが生きる郷土
希望にみちたまら

section

02

section

03

section

04

section

05

①子どもが生きる夢と希望にみちたまち

【目標指標】（取組方針を推進し、目標達成を目指します。）

| No | 指標名 | 単位 | 現状 (R1) | 目標値 (R7) |
|----|---|----|---------|----------|
| 1 | 市の文化財、伝統行事・芸能、指定文化財を知っている、鑑賞・参加したことがある市民の割合（市民意識調査） | % | 75.2 | 80 |
| 2 | 指定・登録等の文化財件数【累積】 | 件 | 9 | 15 |
| 3 | 文化財・市史編集による発刊物および公開資料の件数【累積】 | 件 | 11 | 77 |

〈目標値設定の理由、考え方〉

1. 現在進行中の事業影響を加味し、地域別で最も高い豊見城中学校区程度の水準80%を全市の水準となることを目指します。
2. 文化財指定には複数年の調査研究と所有者との調整、文化財審議会の諮問等手続きが必要なため、2年で2件の指定・登録を目指します。
3. 令和元年度の11件（市史だより1件、広報記事6件、図録2件、しまくとぅば読本2件）を引き続き実施することを目指します。



市史だより



しまくとぅば読本

【市民や地域で心がけること】

- ・とみぐすくの歴史・文化に関心を持ち、子どもたちへと伝承しましょう。
- ・地域を学び、地域の良さを再確認・発見しましょう。



施策分野

1-5

生涯学習社会の確立



【関連するSDGs】

4 質の高い教育を
みんなに



【目指す姿】

- これまで展開されてきた学習機会の提供や、生涯学習関連施策の一層の充実が図られ、市民が生涯にわたって生きがいを持ち、学び、その成果を生かすことのできる地域社会を目指します

【現状と課題】

生涯学習の理念として、教育基本法では「あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と定められており、国が定める教育振興基本計画においても「人生100年時代を見据えた生涯学習の推進」が掲げられています。

沖縄県においても、生涯学習推進に関わる新たな課題は、「ひとづくりとまちづくりの循環構造ないし強化」であるとされ、それは教育の再生（ひとづくり）と地域活性・コミュニティ振興（まちづくり）の循環づくりであり、「学社融合」の取り組みと「生涯学習によるまちづくり」を一体化させて、実現していこうとするものと示しています。

このような中、本市においては市民意識調査によれば、自発的に学習している市民が約4割となっており、インターネットや職場の教育・研修、テレビ・ラジオ、市立中央図書館、同好会・サークルといった多様な場所・手段により学習がなされていますが、残る6割の市民への普及啓発も含めて、生涯学習によるまちづくりに向けて様々な生涯学習プログラムの展開や人材育成が求められています。

本市の生涯学習の活動拠点の一つである市立中央図書館については、「地域の知の拠点」となるような幅広い世代への対応のみならず、今後は、多言語化への対応や読書バリアフリー法の施行に伴う取組等が求められています。また、中央公民館については、駐車場の不足及び全体的に施設・備品の老朽化への対応が必要とされています。

学校施設等を通じた生涯学習活動や家庭・地域との連携を通して、スポーツ・レクリエーションの振興、青少年の健全育成、家庭教育力の向上、コミュニティづくりといった多方面への施策の推進に結び付けていくことが期待されています。

section

01

子どもが生きる夢を
希望にみちたまち

section

02

section

03

section

04

section

05

【今後の取組方針】

1. 生涯学習のまちづくり

公民館講座、移動講座を通して、地域生活の課題に関する学習機会を今後も継続して提供し、講座内容の充実を図ることで、市民の地域活動への関心を高めます。

サークル団体、豊寿大学等を社会貢献活動につなげる支援を行い、生涯学習のまちづくりを推進します。

学びの成果を確認する機会の充実、伝統文化や文化芸術の発表の場の提供を図るため、生涯学習フェスティバルを開催し、生涯学習による地域交流の推進を図ります。

様々な学習の場における ICT（情報通信技術）を活用した生涯学習の推進を図ります。

子どもの読書活動推進計画に基づき、家庭、地域、学校等における読書活動を計画的に推進し、自ら進んで読書に親しむ子どもの育成を図ります。

図書館利用の推進・拡大を図るため、図書館基本計画を策定し、中央図書館と各学校図書館との連携、図書館資料及び図書館行事の充実、令和 2（2020）年度に導入した電子図書館等の ICT を活用した図書館サービスの向上を図ります。

2. 生涯学習推進のための人材育成

サークル活動への支援や豊寿大学等、時代に対応できる学習の場を設け、仲間づくりや生きがいづくりの提供と地域に貢献できる人材育成を目指します。

生涯学習のまちづくりを推進するためには、様々な市民意見等を反映し、対話を促し、地域生活の課題解決を図っていく人材が求められていることから、社会教育行政（中央公民館、図書館等）職員や生涯学習関係部局職員を対象に生涯学習に関する研修の実施及び研修への職員派遣を行い、職員の資質向上に努めます。



豊寿大学

3. 生涯学習活動拠点の整備・充実

老朽化している中央公民館施設については、市民の利便性や活動の充実が図れるよう規模の適正化、複合化を図り、機能の拡充をした上で早急に整備できるよう検討を進めます。施設整備にあっては、民間活力の導入を検討し、整備費と維持管理・運営コストの削減が図れるよう努めます。

4. 学校区域を拠点としたコミュニティづくり

学校施設開放の一環として、地域学校協働活動推進事業を実施することにより、生涯学習の推進及び学校を拠点としたコミュニティづくりに努めます。

学校教育活動に支障のない範囲内で、市民にとって身近な本市小中学校の体育施設をスポーツ関係団体及び地域住民等に広く開放することにより、市民のスポーツ・レクリエーション環境を維持するとともに、学校を拠点としたコミュニティづくりを推進します。

学校施設や地域学校連携施設等を活用しながら、児童生徒の安全安心な放課後の居場所を提供します。また、放課後児童クラブと連携を図り、魅力ある放課後子ども教室の拡充を推進します。

5. 家庭教育・地域教育力の向上

家庭教育はすべての教育の基盤となるもので、子どもたちに基本的な生活習慣を身につけさせ、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を促すうえで、重要な役割を担っています。こども園、保育所（園）、小中学校やPTCA、企業等に「親のまなびあい」プログラムの周知を図り、様々な機会積極的に活用してもらうことで、家庭教育を支援し、家庭教育力の向上・充実につなげていきます。

青少年健全育成の充実や青少年健全育成関連団体（市青少年育成市民会議、市子ども会育成連絡協議会、市PTA 連合会）の支援に努めることを通して、地域教育力を高めていきます。

【目標指標】（取組方針を推進し、目標達成を目指します。）

| No | 指標名 | 単位 | 現状値（R1） | 目標値（R7） |
|----|---------------------------------------|-----|---------|---------|
| 1 | この1年間で自発的に学習（生涯学習）した市民の割合 （市民意識調査） | % | 39 | 50 |
| 2 | 中央図書館における利用満足度 | 満足度 | 3.0 | 3.6 |
| 3 | 社会教育行政職員（館長、社会教育指導員、図書館司書等）研修延べ時間 | 時間 | 236 | 295 |
| 4 | 放課後子ども教室設置小学校数 | 校 | 7 | 8 |
| 5 | 「親のまなびあい」プログラム受講団体数 | 団体 | 6 | 10 |

〈目標値設定の理由、考え方〉

1. 半数（50%）の市民が自発的に学習することを目指します。
2. 令和元年度の利用満足度 3.0 を基準として、毎年 0.1 の向上を目指します。
3. 令和元年度実績を基準として、毎年 10 時間の増加を目指します。
4. 毎年全小学校に継続して設置できることを目指します。
5. 令和元年度実績値を基準として、新型コロナウイルス感染症の影響が収まると思われる令和 4 年以降に年 1 団体増やし、10 団体を目指します。

【市民や地域で心がけること】

- 自分に合った学びを見つけましょう。
- 学びを地域づくりへ活かしましょう。



【関連する計画等】

- ・ 第二次豊見城市子供の読書活動推進計画

県外・国際交流の活性化



【関連するSDGs】

4 質の高い教育を
みんなに



【目指す姿】

- 姉妹都市との交流の活性化を図ります
- 国際感覚に優れた人材育成を図ります
- 沖縄にゆかりのある人々が結びつく国際交流ネットワークの維持・継承を図ります

【現状と課題】

県外交流については、戦争の学童疎開でお世話になった宮崎県美郷町及び高千穂町、ジョン万次郎が市内に滞在した縁から高知県土佐清水市と姉妹都市提携を結び、経済交流、文化交流、子ども会・スポーツ少年団等の青少年交流を通して、人材育成、平和学習、文化・スポーツ振興を積極的に推進しています。また、広島県大竹市とは、相互の中学生が互いの文化と歴史、平和の重要性を学び、平和交流を深めています。今後は、このような過去の経緯も踏まえながら、新たな交流の在り方や市民参加の促進が求められています。

国際交流については、本市では学校教育においては英語教育に力を入れているほか、中央公民館で外国語講座を開催するなど、国際交流の基礎となる語学能力の向上に取り組んでいます。また、青少年リーダーの海外派遣を通じ、国際的な視野を広め、国際化時代に対応しうる青少年を育成するとともに、海外移住者子弟研修生を受け入れ、研修生と市民との交流を通して海外移住国と本市との懸け橋となるような人材の育成に取り組んでいます。今後は、産業振興にもつながるような新たな国際交流の在り方が求められています。



青少年国際交流

【今後の取組方針】

1. 姉妹都市を軸とする県外交流の活性化

姉妹都市との交流や広島県大竹市との平和交流を引き続き実施します。また、これらの交流が子どもたちだけの交流にとどまらずスポーツ交流、経済交流など幅広い交流につながるようその充実をめるとともに、民間交流の発展や市の文化・特色を活かした新たな交流の在り方を検討します。

市民参加による姉妹都市交流を促進していくため、姉妹都市に関する関連情報発信及び共有を図ります。

2. 国際交流の推進

学校教育や公民館などにおける生涯学習の機会において、外国語や外国文化の講座（授業）の設置などにより、相互理解を深め国際感覚を養う教育や人材育成を推進します。青少年リーダーの海外派遣と海外移住者子弟研修生の受入れにより、人材育成を図り、市民の国際交流機会の充実をめめます。国際交流に関する事例などの関連情報を収集するとともに、情報発信及び共有を図り、国際交流活動に関わる市民等への支援に努めます。

また、民間での県外交流の実態を把握しながら、観光、創業支援等の産業振興につながる新たな国際交流の在り方について検討します。

【目標指標】（取組方針を推進し、目標達成を目指します。）

| No. | 指標名 | 単位 | 現状値（R1） | 目標値（R7） |
|-----|---|----|---------|---------|
| 1 | 姉妹都市（宮崎県美郷町・高千穂町、高知県土佐清水市）・広島県大竹市との交流人数 | 人 | 155 | 155 |
| 2 | 海外につながるの県人会・村人会の団体数 | 団体 | 2 | 2 |
| 3 | 県外・海外につながるの県人会・市出身郷友会の団体数（産業振興分野） | 団体 | 7 | 7 |

〈目標値設定の理由、考え方〉

1. 例年継続して派遣又は受入を行なっていることから、今後も同規模の維持を目指します。
2. 平成 25 年度以降継続している団体を今後も維持することを目指します。
3. 令和元年度実績を今後も維持することを目指します。

【市民や地域で心がけること】

- とみぐすくにゆかりのある地域や人々と交流を深め、お互いを学び、心の距離を近づける関係をつくりましょう。
- 国際感覚を身につけましょう。



スポーツ・レクリエーションの振興



【関連する SDGs】

4 質の高い教育を
みんなに



【目指す姿】

- 市民が日常的にスポーツ・レクリエーションに親しむ地域社会を目指します
- 子どもたちのスポーツ競技力の向上を図ります
- 県外からのスポーツ合宿・大会の開催を促進します

【現状と課題】

スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求に応え、精神的充足をもたらすものとされ、スポーツ基本法において「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」であるとされています。この考え方にに基づき、国及び沖縄県においては、成人のスポーツ実施率を週1回以上65%（障害者は40%）、週3回以上30%（障害者は20%）と定めて取り組んでいるところであり、本市においては令和元（2019）年度において週1回以上44.8%、週3回以上20.2%となっています。これは、平成29（2017）年度の沖縄県実績である週1回以上37.0%、週3回以上18.4%と比べて高くなっていますが、令和元（2019）年度の国の世論調査実績である週1回以上53.6%、週3回以上27.0%に比べれば低い値となっており、更なる普及・啓発が課題となっています。

また、美しく豊かな自然、温暖な気候といったスポーツ活動をするうえで恵まれた環境条件を活かし、スポーツの多様な展開を通じてまちづくりや地域活性化等、多様な振興が求められています。本市では、スポーツコンベンション誘致に向け、推進協議会を立ち上げて取り組んでいるところであり、更なる環境整備が求められています。

【今後の取組方針】

1. 多彩なスポーツ事業の実施

市民へのスポーツ・レクリエーションの普及に向け、トップレベルの選手の合宿等を積極的に受け入れることにより、子どもたちには夢や希望を与えることをはじめ、市民がスポーツを身近に感じ、興味や関心を持つ事で、スポーツに取り組みやすい環境づくりを行っていくとともに、ICT（情報通信技術）を活用した市民のスポーツイベントへの参加の利便性向上を検討します。また、市内のスポーツ関連団体・施設等と連携した取組を検討します。



新春マラソン

2. スポーツ関連団体と指導者の育成支援

体育協会の自立等に向けた取組を支援・指導します。また、本市の体育、スポーツ文化の発展及び青少年の健全育成、さらには競技力向上のための指導者の育成についても支援してまいります。

3. スポーツによる地域活性化

スポーツの視点から地域の活性化につながる多様な施策検討に努めるとともに、引き続き施設の充実や誘致活動等に積極的に取り組むことにより、経済的効果・競技力の向上を目指します。



サッカーキャンプ

section

01

子どもが生きる夢と
希望にみちたまら

section

02

section

03

section

04

section

05

①子どもが生きる夢と希望にみちたまち

【目標指標】（取組方針を推進し、目標達成を目指します。）

| No. | 指標名 | 単位 | 現状値 (R1) | 目標値 (R7) |
|-----|---------------------------------|----|----------|----------|
| 1 | 週1日以上スポーツを実施する市民の割合 (市民意識調査) | % | 44.8 | 65 |
| 2 | 週3日以上スポーツを実施する市民の割合 (市民意識調査) | % | 20.2 | 30 |
| 3 | スポーツ施設利用者数 | 人 | 484,497 | 502,000 |
| 4 | スポーツ合宿受入数 | 回 | 9 | 14 |

〈目標値設定の理由、考え方〉

1. 沖縄県の平成29年度実績が37.0%、令和3年度の目標値が65%（国のスポーツ基本計画での目標も同様）を参考として、本市においても65%を目指します。
2. 沖縄県の平成29年度実績が18.4%、令和3年度の目標値が30%（国のスポーツ・レクリエーションの普及に努め、令和3年度に50万人、それ以降に毎年500人増を目指します。
3. スポーツ・レクリエーションの普及に努め、令和3年度に50万人、それ以降に毎年500人増を目指します。
4. 令和3年度以降に毎年1件増を目指します。

【市民や地域で心がけること】

- ・週1日以上の運動に取り組みましょう。



【関連する計画等】

- ・豊見城総合公園体育施設機能強化計画

02

健康で明るくたがいに 助け合うあたたかいまち

すべての市民が生涯、健康でいきいきと充実した生活を送れるように、ライフステージに応じた健康意識を高め、健康寿命の延伸、早世の予防、親と子の健やかな暮らしの実現に努めます。また、戦争の悲惨さと平和の尊さを後世に正しく継承するとともに、高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援し、地域のつながり・支え合いを向上させることで、たがいが助け合い、誰もが自分らしく生きられるあたたかいまちを目指します。

1 貧困をなくそう



3 すべての人に健康と福祉を



4 質の高い教育をみんなに



5 ジェンダー平等を実現しよう



8 働きがいの経済成長も



10 人や国の不平等をなくそう



16 平和と公正をすべての人に



健康づくりの推進



【関連する SDGs】

3 すべての人に
健康と福祉を



【目指す姿】

- 青壮年期の市民（働き盛り世代）が、定期的な各種健康診査・がん検診の受診で健康状態の把握に努め、自分自身の生活習慣の改善とあわせて、家族やまわりの方の健康づくりにも取り組む地域社会を目指します
- 高齢期の市民が、日頃から生きがいと役割を見つけ、いきいきと自立した高齢期を過ごすための健康づくり、介護予防に取り組む地域社会を目指します
- 国民健康保険制度の健全化を進めるとともに、後期高齢者医療制度の安定運営を図ります

【現状と課題】

沖縄県においては、平成 27（2015）年の平均寿命が男性 80.27 年、女性 87.44 年となっており、全国に比べて平均寿命の伸びが鈍く、男女ともに全国順位が下がっています。特に 65 歳未満の死亡者の割合が全国平均よりも高くなっており、早世（65 歳未満の死亡）が課題とされています。

本市においても沖縄県と同様の傾向にあり、この背景として、65 歳未満死亡者の死因における生活習慣病の占める割合が 7 割を占めていることや、成人肥満者の割合が全国よりも高いこと、また各種健康診査・がん検診の受診率の低さが指摘されています。全世代における肥満の重症化を原因として平均寿命の低下や医療費・介護費の増加につながっており、健康的な生活習慣の維持・増進が強く求められています。

国民健康保険制度については、平成 30（2018）年度から国保財政の主体が沖縄県に移り、令和 6（2024）年度に国保税水準の統一を予定しているほか、各市町村の事務の標準化について協議を進めています。そのような中で本市は国民健康保険料（税）収納率が平成 25（2013）年度以降県内 11 市で最も高い収納率となっているものの、医療の高度化による増嵩や急速な高齢化等によって医療費の増加が続いており、引き続き国保財政の安定化が求められています。また、後期高齢者医療制度においても、制度の円滑かつ安定的な運営に向けた収納率の向上が求められています。

【今後の取組方針】

1. 健康意識の向上

健康づくりを推進するためには、市民一人一人が日頃から「健康」を意識することが重要となります。自治会や商工会など関係機関・団体との連携や、協会けんぽなど他保険者との情報共有も図り、生活習慣病をはじめとする疾病予防のための健康管理や健康増進、運動、食事、喫煙や飲酒など、健康づくりに関する様々な情報を発信し、市民の健康意識の向上に努めます。

また、市民へ自主的な運動習慣を促すため、健康づくり事業の更なる充実を図るとともに、部署間を横断した取り組みも実施し、運動しやすいまちづくりを目指した環境整備に努めます。

各種健康診査受診の必要性について引き続き意識啓発を行い、受診率向上に努めます。また、健康診査の結果をふまえた保健指導についても、常に指導内容・方法を見直し、一人一人の状況に応じた保健指導の充実にも努めます。

特に、特定健康診査については、引き続き、国民健康保険における生活習慣病と医療費との関連や受診の必要性について未受診者への個別通知等により周知を行うとともに、土曜・日曜や夜間の集団健診を継続して実施します。加えて、受診者へのインセンティブ付与等についても検討を行うなど受診環境の整備を図り、受診率向上に努めます。

2. 国民健康保険制度の安定的な運営

国民健康保険制度については、制度の継続のための財政の健全化、保険料の標準的な算定方式を含め、広域化に向けての各種取り組みの状況を踏まえながら市として適切に対応します。

また、令和3（2021）年度から実施する高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業を推進し、高齢期の生活習慣病の重症化予防や介護予防等を図り、健康寿命の延伸及び医療費や介護費の適正化に努めます。

section
01section
02健康で明るくたがし「
助け合うあなたがいまsection
03section
04section
05

【目標指標】（取組方針を推進し、目標達成を目指します。）

| No | 指標名 | 単位 | 現状値（R1） | 目標値（R7） |
|----|-------------------------------|----|----------------|---------|
| 1 | 特定健康診査の受診率（40～74歳の国保被保険者） | % | 35.4 | 60 |
| 2 | 特定保健指導の実施率（40～74歳の国保被保険者） | % | 57.2 (5年平均) | 60 |
| 3 | 朝食を週に5日以上食べる市民の割合 (市民意識調査) | % | 58 | 75 |
| 4 | 国民健康保険料（税）収納率 | % | 96.0 | 96.24 |

〈目標値設定の理由、考え方〉

1. 国が示す目標値でもあり、第三期特定健康診査実施計画でも目標としている60%を目指します。
2. 毎年度変動する値であり過去5年平均では57.2%に留まっていることから、国が示す目標値でもあり、第三期特定健康診査実施計画でも目標としている60%以上を目指します。
3. 特定健診受診者における本市実績70%を超える75%（市民意識調査）を目指します。
4. 新型コロナウイルス感染症の影響を見込みながらも、その後はここ数年の増加率同様に向上させるとともに、令和6年以降の県内税率統一の影響も加味し、96.24%を目指します。

【市民や地域で心がけること】

- ・ 自他の健康に気遣い、健康の保持増進に努めましょう。



【関連する計画等】

- ・ 健康とみぐすく21（第二次・改定 後期計画）
- ・ 第二期保健事業実施計画（データヘルス計画）
- ・ 第三期特定健康診査実施計画
- ・ 食育とよみ推進計画（後期計画）

施策分野

2-2

地域福祉のまちづくり



【関連する SDGs】

1 貧困をなくそう



4 質の高い教育をみんなに



10 人や国の不平等をなくそう



16 平和と公正をすべての人に



【目指す姿】

- 一人一人が尊重し合い、「自助」「共助」「公助」が相互に連携し、地域がつながり支え合う地域福祉のまちを目指します

【現状と課題】

全国的に、住民のライフスタイルや地域活動への価値観の変化に伴い、地域の中で孤立化し、困りごとがあっても誰にも相談できない方や多くの問題を抱える世帯等があるとされており、行政だけでは全ての問題に対処できない状況となってきています。

本市においても、市民意識調査によれば、「困っている時に相談できる自治会や公的相談所、民生委員・児童委員等を知っている」市民の割合が27%となっており、知らないと答えた割合が72%となっています。また、地域福祉を担う人材の高齢化が進む中、民生委員・児童委員が必要数89名に対し70名（令和2（2020）年12月1日現在）に留まるなど、担い手不足が課題となっています。このような中でも個人や企業単位で地域福祉活動が行われるようになってきており、今後どのように行政・企業・個人が相互に連携し補完し合えるかが課題であります。

生活保護に関しては、年々、被保護者数は増加しており、中でも高齢者世帯が増加し、全体の6割（令和2（2020）年12月現在）を占めています。生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度は国が定めた必須のセーフティーネット制度であり、さらなる制度の周知と引き続き適切な運用の推進を図れるかが課題であります。

section

01

section

02

健康で明るくたがし「助け合うあたたかいまち

section

03

section

04

section

05

【今後の取組方針】

1. 地域福祉のまちづくり

地域のつながり・支え合いを向上させるため、「自助」「共助」「公助」が相互に連携し、補完し合うように地域福祉計画に基づき各種施策を推進します。

地域福祉を担う人材が高齢化及び不足していることから、社会福祉協議会や自治会等の関係団体と連携しながら人材の発掘・育成を図ります。

地域見守り隊協定締結に向けては、社会福祉協議会と連携しながら地域の事業者への呼びかけを推進します。

災害時に支援が必要な要支援者リストの作成を進め、今後個別支援計画を作成します。

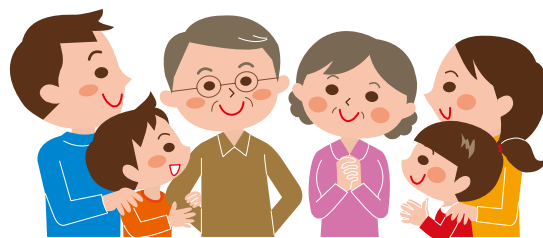
2. 生活保護、生活困窮者自立支援

生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度に関する市民への周知に努め、制度を適切に運用していきます。

生活保護受給世帯の6割を占める高齢者世帯に対しては、高齢者支援協会・社会福祉協議会等と連携し、成年後見人や日常生活自立支援事業等へつなぐことで地域において自立した生活が送れるよう支援に努めます。

被保護者の健康管理支援については、生活習慣病等の発症予防や重症化予防等の推進に取り組むとともに被保護者が就労可能な状態を維持できるよう支援し、社会参加及び安定した収入による生活の維持につながるよう支援に努めます。

生活困窮者自立支援については、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題の相談に応じ、どのような支援が必要なのかを検討し、具体的な支援プランを作成し、生活困窮者が自立できるように支援します。また、生活の土台となる住居確保に向けた支援並びに、ハローワーク等との連携をとり、就労支援も行ってまいります。



【目標指標】（取組方針を推進し、目標達成を目指します。）

| No | 指標名 | 単位 | 現状値（R1） | 目標値（R7） |
|----|---|----|---------|---------|
| 1 | 困っている時に、相談できる自治会や公的相談所、民生委員等を知っている市民の割合（市民意識調査） | % | 27.0 | 30 |
| 2 | 地域見守り隊協定締結数 | 団体 | 6 | 8 |
| 3 | 生活困窮者自立支援制度利用により就労・増収した割合 | % | 65 | 70 |

〈目標値設定の理由、考え方〉

1. 沖縄県の県民意識調査では平成24年・27年・30年と24.0～25.3%となっており、地区別では平成30年度で那覇市18.9%、南部30.2%となっていることから、本市としては南部地域の水準である30%を目指します。
2. 本市においては豊崎地区等をはじめ新企業の出店が増加傾向にあり、締結数の増加が見込めるため、2団体増を目指します。
3. ここ数年の対象者が10～30人程度と比率に増減がありますが、ここ数年の平均値である70%の維持を目指します。

【市民や地域で心がけること】

- ・悩みごとや困りごとを抱え込まないようにしましょう。
- ・孤立させない環境づくりに努めましょう。



【関連する計画等】

- ・豊見城市地域福祉計画

section
01section
02健康で明るくたがいに
助け合おうあたたかいまちsection
03section
04section
05

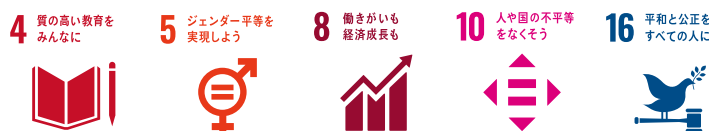
施策分野

2-3

男女共同参画社会の形成



【関連する SDGs】



【目指す姿】

●性別や固定的な性別役割分担意識にとらわれず、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指します

【現状と課題】

我が国においては平成 11（1999）年の「男女共同参画基本法」の制定に始まり、平成 27（2015）年の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の制定などの取り組みを進めて、本市においては、平成 16（2004）年 3 月の男女共同参画プランを策定して以降、平成 23（2011）年 3 月には第 2 次プラン、平成 31（2019）年 2 月に第 3 次プランを策定し、取り組みを進めてきました。また、平成 24（2012）年 12 月に「豊見城市男女共同参画推進条例」を制定するとともに、平成 26（2014）年 2 月には「豊見城市男女共同参画都市宣言」を行っています。

本市を含めて沖縄県内では、男女共同参画に対する住民の理解は深まりつつありますが、いまだ政策・方針決定過程への女性の参画が進んでいないことや配偶者等からの暴力の問題、非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性の増加などの課題が存在しています。また、配偶者からの暴力・離婚問題に関する本市における女性相談の相談件数は令和元（2019）年度で 100 件を超えているほか、市民意識調査によれば「男女の不平等を特に感じない」とする割合が男性約 50%に対し、女性約 25%と差が大きくなっています。

男女共同参画社会の形成のためには、人としての尊厳が守られ、すべての人の人権が等しく尊重される社会形成が重要であり、固定的な性別役割の分担意識にとらわれず、誰もが互いの人権を尊重する環境づくりと、DV・貧困等の社会課題に対する取り組み、LGBT を含む性の多様性に関する理解の促進など、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる取組が一層求められています。

【今後の取組方針】

1. 施策の推進

男女共同参画プランに基づき、男女共同参画に関する施策を総合的・体系的に推進します。

2. 関連団体との連携

行政、教育関係者、事業者等と連携し、男女共同参画社会の形成への取り組みを推進します。

3. 人権を尊重する環境づくり

那覇地方法務局や教育及び福祉関係機関と連携して、家庭、学校、職場、地域社会など、あらゆる場と機会を通して、人権意識の普及・啓発に努めるとともに、人権や多様な性を尊重し、ワークライフバランスやあらゆる分野の女性の活躍の推進、暴力のない社会づくりなど、男女共同参画の視点に立った意識啓発を図ります。

4. 相談体制の充実

研修等を通じた相談員の資質向上を図りながら、DV被害者からの相談に対しては警察署等と連携し、被害者の精神的負担に配慮した相談対応に努めます。

5. 多様性を尊重する社会

性の多様性の理解増進を図り、パートナーシップ制度の検討等当事者の方の様々な課題解決に向けて積極的に取り組みます。

【目標指標】（取組方針を推進し、目標達成を目指します。）

| No | 指標名 | 単位 | 現状値 (R1) | 目標値 (R7) |
|----|------------------------------|----|----------|----------|
| 1 | 男女の不平等感を感じる女性の割合 (市民意識調査) | % | 73.8 | 65 |
| 2 | 審議会への女性登用率 | % | 25.2 | 40 |
| 3 | 市役所管理職（課長級以上）の女性登用率 | % | 9.6(R2) | 14.6 |

〈目標値設定の理由、考え方〉

- 社会的な意識変化の動向に加えて、更に下げていくこととして現状の約1割の低下を目指します。
- 国の第5次男女共同参画基本計画における「市町村の審議会等委員 令和7年度40%以上」の目標値と同等を目指します。
- 過去5年平均伸び率（0.5%）を超える登用率年1%増を目指します。

section
01section
02健康で明るくたがいに
助け合おうあたたかいまちsection
03section
04section
05

【市民や地域で心がけること】

- ・誰もが安心して活躍できるよう、お互いを認め合いましょう。



【関連する計画等】

- ・第3次豊見城市男女共同参画プラン

施策分野

2-4

平和行政の推進



【関連する SDGs】

4 質の高い教育を
みんなに



【目指す姿】

- 戦争の記憶を後世に伝え、市民一人一人が戦争の悲惨さと平和の尊さを考
える地域社会を目指します

【現状と課題】

沖縄県は第2次世界大戦において住民を巻き込んだ地上戦の場となり、多くの尊い人命とかけがえのない文化遺産を失った経験を持ちますが、戦後75年が経過する中で戦争体験者の高齢化に伴い、戦争記憶の継承や平和学習のあり方が課題とされています。

本市においては、平成元（1989）年に非核平和都市宣言及び核兵器廃絶・平和宣言を行い平和のメッセージを発信するとともに、「旧海軍司令部壕」や「第24師団第2野戦病院壕」等の市内に所在する戦跡のガイドブックを作成し、戦争体験者の証言を映像に記録する取り組みを進め、展示会や平和交流等も行いながら、普及啓発に努めてきました。

今後は、引き続き平和に関する教育及び普及啓発が求められるとともに、市内に存在する戦跡の多くが私有地でもあることを踏まえながら、その活用を図ることが求められています。

section
01section
02健康で明るくたがし「
助け合うあたたかいまちsection
03section
04section
05

【今後の取組方針】

1. 平和行政の展開

平和行政の啓発に向けて、戦跡資料の風化劣化への対応として資料や証言のデジタル保存や公開に努めるとともに、ICT（情報通信技術）の利活用による情報発信を計画的に推進し、家庭でも戦争について考える機会となるよう努めます。また、引き続き広報紙「広報とみぐすく」への平和啓発記事を掲載するとともに、戦前、戦中、戦後の混乱期について語る方々の体験談を後世に伝えていくための取り組みに努めます。

教育機関での平和教育・学習と平和行政の啓発との連携を深めるとともに、今後の平和交流の在り方について検討します。

2. 戦跡の活用

「旧海軍司令部壕」など公開されている戦跡を活用し、市民及び観光客への「平和」に関する啓発を図ります。

また、「第24師団第2野戦病院壕」については、「豊見城城址跡地利用基本計画」の中で整備・活用を行います。

その他、市内に点在する戦争遺構等に関しては現況調査を踏まえたうえ、普及啓発に努め、活用のあり方についても検討します。

【目標指標】（取組方針を推進し、目標達成を目指します。）

| No | 指標名 | 単位 | 現状値（R1） | 目標値（R7） |
|----|-------------------------------------|----|---------|---------|
| 1 | 平和行政に関わる住民数（イベント参加者数等） | 人 | 3,789 | 3,789 |
| 2 | 6月23日の慰霊の日認知率（40代以下の市民） （市民意識調査） | % | 95.7 | 95.7 |

〈目標値設定の理由、考え方〉

1. 過去5年平均と同等の値である令和元年度実績を今後も維持することを目指します。
2. 県外からの転入住民による比率の低下を抑えながら、令和元年度の実績値を今後も保ち続けることを目指します。

【市民や地域で心がけること】

- 地域の人々が体験した戦争を聞き・学び、将来の世代に伝えましょう。



施策分野

2-5

高齢者福祉の充実



【関連する SDGs】

10 人や国の不平等
をなくそう



【目指す姿】

- 高齢者一人一人が地域のなかで役割と生きがいを持ってこころ豊かに生活することを市民、行政、事業者等が支え合える地域社会を目指します

【現状と課題】

全国的には令和元（2019）年度の高齢化率が 28.4%となっており、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7（2025）年には 30%、団塊ジュニアの世代が高齢者となる令和 22（2040）年には 35.3%で高齢者数が約 4,000 万人に達すると推定されています。これに伴うひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症のある高齢者の増加が予測される中、誰もが住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことが出来るよう医療・介護・介護予防・住まいなどそれぞれの支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの推進が求められています。

本市においては令和元（2019）年度の高齢化率が 18.7%と全国でも低い自治体となっていますが、5 年毎に 1,000 ～ 2,000 人程度の増加が見込まれており、令和 37（2055）年には約 21,000 人と平成 27（2015）年対比で 205%とピークを迎えることが予測されており、本市においても全国同様に、自立生活を支え合う地域づくり、豊かな生活に向けた生きがいづくり、健康づくりと介護予防等の推進の取り組みが求められています。

section

01

section

02

健康で明るくたがいに
助け合うあたためたいまち

section

03

section

04

section

05

【今後の取組方針】

1. 地域づくりの推進（地域包括ケアシステムの推進）

地域包括支援センター業務委託後の安定的運営に向けた指導・助言を行い、市全域の協議体を中心に市内の生活支援に関する課題を抽出しながら、地域に根差した支援が行えるよう取り組みます。

また、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会を実現できるよう、小・中・高校の授業などでも認知症サポーターを養成していけるよう取り組みます。

保険者である、沖縄県介護保険広域連合の地域支援推進員を活用しながら、高齢者がいきいきと地域で住んでいただくために、歩いて通える住民運営の通いの場の創出に取り組みます。

2. 生きがいづくりの推進

高齢者等が自宅への「閉じこもり」や「孤立化」などが起きないように地域社会の中で役割を持っていきいきと生活し、一定の収入を得ながら自らの生きがいや健康づくりにもつながる活動の支援・仕組みを検討します。

引き続き「元気な高齢者」の雇用を促進するために設置されたシルバー人材センターへの事業委託により雇用の場を確保していくとともに、地域づくりにもつなげます。

また、地域において気軽に参加できるミニデイサービスや公共施設で開催されている生涯学習、文化活動やスポーツレクリエーション活動など生きがいづくりに寄与する活動について、周知を図ります。

3. 健康づくりと介護予防の推進

10年後を見据え介護認定を受けない元気な（がんじゅう）高齢者を増やすために一般介護予防事業において、介護予防に取り組むきっかけづくりを行います。

また、すべての高齢者が在宅で楽しく長期継続できる体操等の取組を検討するとともに、民間事業者とも連携しながら介護予防に向けた情報発信を行います。

4. 高齢者の移動支援

生活支援体制整備事業における協議体にて議論を進めながら課題整理を行い、社会福祉協議会などの関係団体との連携を図ります。

5. 持続可能なサービスの提供

今後の高齢化社会において、介護保険サービスへの需要の高まりが見込まれることから、持続可能な介護保険サービスの運用に向け、調査研究を行います。

【目標指標】（取組方針を推進し、目標達成を目指します。）

| No. | 指標名 | 単位 | 現状値 (R1) | 目標値 (R7) |
|-----|--------------------|----|----------|----------|
| 1 | 地域包括支援センター等の延べ相談者数 | 人 | 394 | 461 |
| 2 | 介護認定を受けていない高齢者の割合 | % | 83.25 | 83.73 |
| 3 | 介護予防事業の参加者数 | 人 | 1,237 | 1,500 |

〈目標値設定の理由、考え方〉

1. 65歳以上人口（2015国調参考 2020-2025）の伸び率より毎年度 2.6%増を目指します。
2. 過去5年の平均伸び率が今後も続くことを目指します。
3. 過去5年の平均伸び率（年3%）を上回る水準で増加させることを目指します。（＝第8期豊見城市高齢者保健福祉計画目標値）

【市民や地域で心がけること】

- 高齢者の生きがいづくりを支援し、見守り支え合いましょう。



【関連する計画等】

- ・ 第8期豊見城市高齢者保健福祉計画

section
01section
02健康で明るくたがいに
助け合おうあなたたがいまちsection
03section
04section
05

施策分野

2-6

障害者福祉の充実



【関連する SDGs】

4 質の高い教育を
みんなに



8 働きがいも
経済成長も



10 人や国の不平等
をなくそう



【目指す姿】

- 人権を尊重し市民が共に暮らす福祉のまちづくりを推進します
- 障害者（児）が安心して暮らせるまちづくりを推進します
- 障害者（児）が生き生きと活動するまちづくりを推進します

【現状と課題】

障害者施策に関しては、これまでの施設中心のサービス提供から、障害のある人が住み慣れた環境で生きがいを持ち自立した生活を送ることができるよう、地域生活を中心とした支援への移行が進んできています。

本市における障害者数は、知的・精神を中心に増加しているほか、手帳所持者についても障害者手帳取得に対する理解が進んできていること及び生活習慣病由来（糖尿病、心疾患等）の手帳取得により増加してきています。また、人口増に伴う形で障害児についても対象者は増加しています。

このような中で、障害者等が自ら望む地域生活を営むことができるよう身近な支援体制や基盤整備が求められるとともに、社会参加の促進や自立に向けた支援が求められています。また、障害児については、医療的ケア児の退院後の支援に向けた仕組みづくりや、児童発達支援センターの設置等が求められています。

【今後の取組方針】

1. 地域における生活支援の充実と社会参加の支援

さまざまな障害福祉サービスを組み合わせて利用することで、自宅で家族と共に暮らしながら必要な支援を受けられるようサービス利用計画の見直し・工夫を行います。

社会参加に向けては、市役所等で実施するエイブルアートにより市民との交流を図るとともに、障害者が積極的に参加できるスポーツ・レクリエーション活動等を引き続き支援します。

2. 地域生活支援拠点の整備

「親なき後」を見据え、保護者が常時安心して障害児（者）を託すことができる場所（＝地域生活支援拠点）づくりに向け、緊急時の相談・受入れ（短期入所）・体験利用の場を提供する事業所の確保に努めます。

3. 一般就労の促進

就労系サービス利用の周知を図るほか、現に就労系サービスを利用している障害者に対しても一般就労を視野に入れたサービス利用計画の見直し等を促すなど、障害者の自立に向けた支援を行います。

4. 障害児支援の仕組みづくり

医療的ケア児の支援体制の構築を行うとともに、児童発達支援センター設置に向けて取り組みます。

【目標指標】（取組方針を推進し、目標達成を目指します。）

| No. | 指標名 | 単位 | 現状（R1） | 目標値（R7） |
|-----|-------------------|----|--------|---------|
| 1 | 障害福祉在宅サービスの受給者数 | 人 | 336 | 460 |
| 2 | 就労系サービスの利用者数（月平均） | 人 | 253 | 329 |

〈目標値設定の理由、考え方〉

1. 過去4年の平均伸び率（年約5%）で今後も増加させることを目指します。
2. 過去4年の平均伸び率（年約5%）で今後も増加させることを目指します。

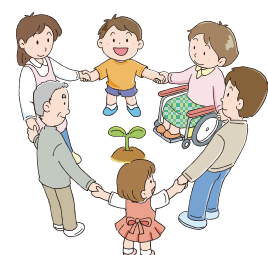
【市民や地域で心がけること】

- ・障害者（児）に対する理解や知識を深め、見守り支え合いましょう。



【関連する計画等】

- ・豊見城市障害者計画〈第6期障害者福祉計画及び第2期障害児福祉計画〉





03

活気ある豊かなまち

市の立地特性を活かした高付加価値型産業の市内立地・集積を進めながら、農林水産業・商工業・観光業等の各産業分野においてはブランド化・六次産業化・デジタル化等の時代の変化に対応した価値創造に取り組むとともに、多様な働き方が可能となる雇用環境を整えることで、活気に溢れた豊かなまちを目指します。

2 飢餓を
ゼロに



4 質の高い教育を
みんなに



8 働きがいも
経済成長も



9 産業と技術革新の
基盤をつくろう



10 人や国の不平等
をなくそう



12 つくる責任
つかう責任



14 海の豊かさを
守ろう



施策分野

3-1

農業の振興



【関連する SDGs】

2 飢餓を
ゼロに



8 働きがいも
経済成長も



12 つくる責任
つかう責任



【目指す姿】

- 生産基盤の整備を促進します
- 経営感覚に優れた地域の中心となる担い手が活躍できる環境を整えます
- 地域特性を活かした安定的・持続的な産地形成による、とみぐすくブランドの確立を図ります
- スマート農業を活用し、省力化、作業負担の軽減による効率的な農業経営の確立を図ります

【現状と課題】

本市は昔から農業の盛んな地域であり、戦前はサトウキビ、戦後は野菜栽培が行われ、近年ではこれらに加え、マンゴー、トマトが多く栽培されています。平成8（1996）年にトマトが国の「指定産地」の指定を受け、平成12（2000）年にはマンゴー、平成24（2012）年にはトマトが県内で初めて、沖縄県「拠点産地」の認定を受けました。マンゴーについては、平成21（2009）年5月に『マンゴーの里 豊見城市』を宣言しています。令和2（2020）年第13回沖縄県マンゴーコンテストでは、本市の生産農家が、最優秀賞（県知事賞）を受賞、JAおきなわ豊見城支店マンゴー共選部会が団体賞を受賞しました。

本市の農業を取り巻く状況は、都市化の影響による農地の減少、農家の高齢化や後継者不足等の課題はありますが、新規就農者の増加や地域の中心経営体への農地の集積、集約化等も進んでいます。今後は、優良農地を保全し、沖縄県やJAおきなわとさらに連携しながらマンゴー、トマト、葉野菜等の品質向上や産地ブランドの確立、農作業の省力化、生産基盤の整備、農業の6次産業化、地産地消への取組等により、農業振興を図ることが求められています。



【今後の取組方針】

1. 優良農地の保全

人・農地プランにおいて地域の中心経営体へ農地の集積を図るとともに、豊見城農業振興地域整備計画に基づく計画的な整備により、優良農地の保全に努めます。

農業用施設を保全するため、農地から排水路への土砂流出等について、引き続き、農地の適正管理に関する農家指導や広報等による周知を行います。

2. 農業経営の安定化支援

新規就農者の確保に向けて、沖縄県、JAおきなわ、農林高校等と連携して取り組んでいきます。

担い手や新規就農者への支援として、就農準備段階や経営開始時の資金や必要な農業機械・施設等に係る費用の一部助成を行う補助事業等を活用するとともに、新規就農者向け支援制度の周知を図り、各種支援策を総合的に実施します。

3. 豊見城の主要作物等を活かした農業振興

高品質かつ安全・安心な農作物を安定的に生産できる産地形成を推進するとともに、気象災害に対応した生産施設整備の支援を引き続き実施します。

マンゴー、トマト、葉野菜等を活用した特産品開発を関係機関や沖縄県、JAおきなわ、民間企業、農林高校等と連携して取り組みます。また、マンゴー、トマトのみならず葉野菜等についても市のブランドとして認知されるよう、PRに努めます。

4. 「農」の多面的活用

自然にふれあい、農業に対する理解を深めることを目的とする市民農園を引き続き推進します。

地産地消に関しては、学校給食における豊見城産野菜使用率の向上や豊見城産マンゴー、トマト、葉野菜等の直売会の開催等による地産地消の推進に向けて取り組みます。

農業の6次産業化に向けては、6次産業化に取り組む農業者等の様々な課題に対し総合的なサポートを行う沖縄県6次産業化サポートセンターを活用する等、実施に向けて関係機関と連携します。

5. スマート農業の推進

スマート農業の推進については、活用できる国・県の補助事業を活用して推進します。

section
01section
02section
03

活気ある豊かなまち

section
04section
05

【目標指標】（取組方針を推進し、目標達成を目指します。）

| No | 指標名 | 単位 | 現状値（R1） | 目標値（R7） |
|----|-----------|-----|---------|---------|
| 1 | 市産マンゴー生産量 | t | 215 | 250 |
| 2 | 市産トマト生産量 | t | 1,400 | 1,440 |
| 3 | 市産マンゴー出荷額 | 百万円 | 326 | 370 |
| 4 | 市産トマト出荷額 | 百万円 | 475 | 520 |



トマト

〈目標値設定の理由、考え方〉

1～4. JA おきなわ豊見城支店マンゴー共選部会及びトマト共選部会で掲げている目標値を採用し、これを目指します。

【市民や地域で心がけること】

- ・地産地消を意識しましょう。
- ・農業に関心を持ちましょう。



地産地消

【関連する計画等】

- ・豊見城市人・農地プラン
- ・豊見城農業振興地域整備計画

施策分野

3-2

水産業の振興



【関連する SDGs】

2 飢餓を
ゼロに8 働きがいも
経済成長も12 つくる責任
つかう責任14 海の豊かさを
守ろう

【目指す姿】

- 亜熱帯性気候や地理的特性、海域利用、水産資源などを最大限に活かした効果的な振興策の推進や6次産業化等の新たな取り組みにより、水産業の振興を図ります

【現状と課題】

本市は、隣接する糸満市とともに古くから沖縄県の漁業の中心としてまぐろ類やソデイカを中心とした漁船漁業が盛んであり、本市水産物の生産・流通の拠点として位置付けられています。

しかし、近年の漁業環境は、新規就業者の減少、漁業者の高齢化や燃油及び漁具の高騰、異常気象による出漁日数の減少、漁場の遠方化による漁業コストの増加、魚価の低迷等、漁業者の経営は非常に厳しい状況にあります。

そのようなことから、漁業者やその後継者及び新規就業者への各種経営支援策の実施による安定した漁業環境づくりの推進が求められるとともに、沖縄県の主要な産業となっている観光業との連携、高付加価値化への取組、持続可能な漁業の推進等も必要とされています。

section

01

section

02

section

03

活気ある豊かなまち

section

04

section

05

【今後の取組方針】

1. 新たな水産業の振興

令和3（2021）年度にオープン予定の観光交流施設と連携し、体験型観光や海域利用、水産資源の活用による新たな水産業の振興を図ります。

与根漁港内に養殖業者や加工業者を誘致し、水産業の6次産業化や加工品開発、学校給食をはじめとする地元での地産地消に取り組みます。

2. 水産業従事者の確保

漁協等の関係機関や水産高校等の教育機関等と連携し、各種支援策の説明会や相談会等を実施し、漁業や水産業従事者の確保に努めます。

漁業繁忙期、観光業閑散期である冬場における観光業者の水産業への従事を検討します。

3. 持続可能な漁業の推進

サメ駆除、種苗放流、漁礁設置等を実施し持続可能な漁業の推進に取り組みます。

海域利用や水産資源保全と禁漁期間・区域、漁業権や観光利用との区分など、ルールを遵守した「持続可能な漁業」を推進します。

【目標指標】（取組方針を推進し、目標達成を目指します。）

| No | 指標名 | 単位 | 現状値（R1） | 目標値（R7） |
|----|--------|----|---------|---------|
| 1 | 漁業従事者数 | 人 | 47 | 49 |
| 2 | 年間漁獲量 | t | 444 | 446.2 |
| 3 | 年間水揚額 | 千円 | 293,000 | 307,700 |

〈目標値設定の理由、考え方〉

1. 豊見城市離島漁業集落活動促進計画の目標値（増加率5%）を設定しました。
2. 漁港港勢調査にある指標に目標指標1の増加率を参考に目標値を設定しました。
3. 漁港港勢調査にある指標（444t × 660円/kg）に目標指標1の増加率を参考に目標値を設定しました。

【市民地域で心がけること】

- 地産地消を意識しましょう。
- 水産業に関心を持ちましょう。



【関連する計画等】

- ・ 豊見城市離島漁業集落活動促進計画（令和2年4月）

商工業の振興



【関連する SDGs】



【目指す姿】

- 特産品を使用した新商品開発及び県外・海外への販路拡大により、市内事業者の売上及び利益の拡大を図ります
- 従業員の雇用拡大とともに、従業員の所得向上を図ります
- 起業希望者の起業の実現を促進します

【現状と課題】

近年の沖縄県においては、県内人口の増加、観光需要、県内の雇用・所得環境の改善を背景に県内消費は堅調とされてきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2（2020）年度は観光客数の減少や経済活動が停滞する状況となっております。

本市においても、近年は西海岸地区を中心に商業施設の立地が増え、年間商品販売額が平成26（2014）年度は792億円、平成28（2016）年度は991億円と好調に推移してきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2（2020）年度8月の入域観光客が対前年同月比マイナス約80%（▲81万8,400人）と大幅な減少となったほか、県民や事業者の活動自粛等により、特に飲食業、小売業、娯楽サービス等の第三次産業の経済損失が多大となっており、経済や社会活動は、かつて経験したことがない深刻な事態となっております。

このような中で、住民の事業と生活を維持しつつ将来を先取りした経済の礎を築く取組が迅速に求められているとともに、以前からの課題でもある中心市街地への商業立地促進や、特色ある事業者育成支援、販路拡大支援等が求められています。また、創業支援により民間活力を高め地域活性化を進めていく必要があります。

【今後の取組方針】

1. 中心市街地の商業立地

中心市街地の商業立地について、まちの顔の拠点づくりに合わせて引き続き検討します。

2. 賑わいの再活性化

商工会等と連携しながら、コロナ禍における新しい生活様式に対応した宅配や EC サイト活用等の取組支援及び地元消費促進に努めるとともに、DX（デジタルトランスフォーメーション）による企業価値創造の取組を市内事業者積極的に働きかけていきます。

3. 特色ある商工業者の育成支援

商工会等と連携して、相談体制の充実や事業承継等を含めた経営支援を実施するとともに、市産品を「とみぐすくブランド」として認定し、県内外及び海外に広くPRしていきます。

6次産業化に向けては、商工会、JAおきなわ等の関係団体と連携して、農林漁業者と事業所のマッチングを図ります。

4. 販路拡大支援

ふるさと納税協力事業者に関しては、各事業者の商品開発のPRの場として活用して頂くよう、積極的に事業者案内していきます。

5. 創業支援による地域活性化

平成30（2018）年度に策定した創業支援等事業計画に基づき、創業までの支援を商工会などの関係機関と行っていくとともに、開業直後の資金が乏しい時期においても支援が行えるよう取り組んでまいります。

【目標指標】（取組方針を推進し、目標達成を目指します。）

| No | 指標名 | 単位 | 現状値（R1） | 目標値（R7） |
|----|-------------|-----|-----------------|-----------------|
| 1 | 年間商品販売額 | 億円 | 792（H26） | 1,265 |
| 2 | 製造品出荷額 | 百万円 | 19,334（H30） | 20,360 |
| 3 | 創業支援者数・起業者数 | 人 | 相談 158 起業 11 | 相談 219 起業 15 |

〈目標値設定の理由、考え方〉

1. 大型商業施設の開業（令和2年6月）、これ以降は豊崎地区の商業施設の早期開業を促すことで、平成19年から平成26年までの平均増加数（年間1,050百万円）が続くことを目指します。
2. 製造業の進出が見込まれることから見込値の年1%の増を目指します。
3. 創業支援計画（平成30年度～令和6年度）において、各創業支援事業者で掲げる目標値の合計を市としての目標値としました。

【市民や地域で心がけること】

- 市の特産物を贈り物、お土産にするなど積極的に利活用しましょう。



【関連する計画等】

- ・豊見城市創業支援等事業計画
- ・とみぐすく「まちの顔」拠点づくり計画書

section
01section
02section
03

活気ある豊かなまち

section
04section
05

企業立地の支援



【関連する SDGs】

8 働きがいも
経済成長も



9 産業と技術革新の
基盤をつくらう



【目指す姿】

- 新たな産業や高付加価値型産業の市内への立地・集積を進め、市既存企業との連携による相乗効果を促進させ、市経済の活性化を図ります

【現状と課題】

沖縄県においては先端医療・健康・バイオ産業を産業成長戦略に掲げ、その関連機関や企業誘致等を行っていきとされており、本市においても那覇空港からのアクセスの良さ及び交通の要所としての立地特性を活かした高付加価値型の産業誘導が課題となっています。

また、本市は平成 26（2014）年度より国際物流拠点産業集積地域に市全体が指定されており、流通産業は本市において一定の集積がみられ、基盤産業となりつつあります。このような中で令和 2（2020）年 3 月末には那覇空港の第 2 滑走路が増設され、令和 3（2021）年 1 月には市内に県内最大規模となる物流倉庫の建設が始まるなど、今後製造・物流拠点としての本市の魅力がさらに高まることから、これらの関連産業を市内にどのように集積させていくかが課題となっています。

このような市内への立地・集積に向けた課題のみならず、近年では市内に立地した事業者が事業拡大を行うにあたって市外に流出する事例も現れてきており、いかに市内での立地を継続できるような環境を整えるかも課題となっています。更に、市経済の活性化に向けた市内企業の連携を新たに立地する企業も交えてどう促進するかが課題となっています。

【今後の取組方針】

1. 高付加価値型産業の誘導

(1) 新産業の拠点形成

与根西部地区を中心とした再生医療産業を含めた新産業の拠点形成実現に向けた取組を行います。

(2) 臨空・臨港産業等の集積

那覇空港や、西海岸道路沿線に在する港湾へのアクセス性の良さを活かして、高付加価値型のものづくり企業や新たな高機能型の物流企業といった臨空・臨港型産業などの集積を目指し、国や県の施策も活用しながら経済のグローバル化に対応した産業の誘致と育成を推進します。

(3) とみぐすくブランドの構築

農業・水産業・商業・製造業といった個別の産業振興に加え、「農商工連携」による新産業の創出、育成を支援します。

ブランド化の推進については、商工会・農業団体等と連携して本市特産品のとみぐすくブランド化の取組を推進するとともに、特産品に限らず景観・動植物・人材など幅広くブランド化可能な資源を調査・発掘し、新産業の育成に結びつけていきます。

ていぐま館、道の駅などの観光施設や各種関連団体と連携し、商品の販売やP R、人材の紹介などに積極的に取り組みます。

2. 計画的な商業地配置

(1) 観光関連産業の立地促進

豊崎、瀬長島に観光関連産業を中心とする計画的なバランスの取れた商業・宿泊施設の立地促進に努めます。

(2) 計画的な商業施設立地

中心市街地・既成市街地での新たな商業立地を検討するとともに、住宅地・幹線道路沿いに計画的な商業施設立地のための規制・誘導に努めます。

3. 市内での立地継続支援

市内事業者の事業拡大に伴う市外流出の抑制に向けて、既存の未利用地や計画的な土地利用により新たに企業立地が可能となった土地への誘導や、不動産事業者の協力も得ながら空き物件の把握に努め、市内での立地継続を支援します。

section
01section
02section
03

活気ある豊かなまち

section
04section
05

【目標指標】（取組方針を推進し、目標達成を目指します。）

| No | 指標名 | 単位 | 現状値（R1） | 目標値（R7） |
|----|----------------------|-----|---------|---------|
| 1 | 企業誘致等により立地した事業所数（累計） | 事業所 | 2 | 7 |

〈目標値設定の理由、考え方〉

1. 対象地域を市全域とし、その中でも与根西部地区地区計画区域内の土地区画整理事業進捗予定を基に5事業所の立地を目指します。

【市民や地域で心がけること】

- 立地する企業に関心を持ち、働く場としての視点を持ちましょう。

【関連する計画等】

- ・ 与根西部地区新産業拠点地区誘致方針

施策分野

3-5

観光・リゾート産業の振興



【関連する SDGs】

8

働きがいも
経済成長も

12

つくる責任
つかう責任

【目指す姿】

- 国内外の観光客が多く訪れ、市の地域資源（景色、文化等）を堪能して市のファンになってもらうとともに、観光関連施設の利用による消費拡大を図ります

【現状と課題】

観光は沖縄県のリーディング産業となっており、平成 30（2018）年度の沖縄県の入域観光客数は過去最高の 1,000 万人、観光収入についても 7,341 億円となるなど、近年堅調に推移してきました。しかし、新型コロナウイルス感染症の県内外での感染拡大により、国による緊急事態宣言の発令や沖縄県による緊急事態措置の実施が発出され、令和 2（2020）年度上半期入域観光客数は対前年比 8 割減の約 100 万人にとどまり、減少数及び減少率がともに過去最大となっています。

本市においても、那覇空港に隣接するアクセス性の良さを背景として、豊崎地区における大規模商業施設や豊崎美ら SUN ビーチ（愛称：オリオン ECO 美ら SUN ビーチ）等の立地に加え、近年は瀬長島や沖縄空手会館等が観光拠点として充実が図られたことに伴い、沖縄県と同様に観光客数は増加してきましたが、新型コロナウイルス感染症による市内事業者への影響が非常に大きくなっています。

このような中で、感染症の動向を見極めつつ、経済的損失を最小化し、落ち込んだ経済からの回復へと転ずるための方策が強く求められています。また、近年の本市における観光客の急増においては、西海岸地域への偏りが指摘されていたほか、急増に伴う交通混雑等のオーバーツーリズムの問題も指摘されていたことから、地域による偏在の解消とともに、市民生活・自然環境・景観等と観光振興の両立も今後の課題とされています。

section

01

section

02

section

03

活気ある豊かなまち

section

04

section

05

【今後の取組方針】

1. 観光振興体制の充実

新型コロナウイルス等に対応した今後の観光振興施策のあり方を検討し計画的な取組を進めながらも、その都度の環境変化にも柔軟に対応していきます。また、ICT（情報通信技術）環境や標識、観光案内等の環境整備や、観光消費額の調査・分析に基づく質を重視した持続可能な観光推進を図ります。

観光客を「Welcome（ウェルカム）」の心で温かく迎え入れる機運醸成に向け、ウェルカムんちゅリーダーの市民や観光協会とともに受け入れ体制強化に努めます。また、観光協会に対しては他地域の情報収集及び自主事業の充実に向けて支援及び連携を行い、団体の自立を図ります。

2. 観光プログラムの充実

リゾート観光のみならず、地域特性を活かした「エコツーリズム」「健康・ウェルネス・医療」「スポーツ」「文化」「ワーケーション」など新たなツーリズムの検討及び高付加価値化を推進します。これにあたっては、ハーリー体験や沖縄空手会館、おきなわ工芸の杜などの歴史や伝統文化を楽しむ観光周遊等も含めた観光協会との連携を推進します。



3. 観光情報発信、PRの強化

市が求めるターゲット層を設定し、その層に合ったメディアを活用したPRや企業と連携したPRに努め、他の地域ではなく豊見城市が訪問地として選ばれる取組を進めます。また、観光協会とともに、周遊できるようなエリアブランディングの構築を図ります。

【目標指標】（取組方針を推進し、目標達成を目指します。）

| No | 指標名 | 単位 | 現状値（R1） | 目標値（R7） |
|----|----------------------------------|----|---------|---------|
| 1 | 観光地点等入込客数 | 万人 | 691 | 750 |
| 2 | 市の観光がより盛んになると良いと感じる市民の割合（市民意識調査） | % | 53.2 | 65.5 |

〈目標値設定の理由、考え方〉

- 過去のデータから県内入域客数の約70%が市の入込客数となっていることを踏まえ、大型施設の開業等による市の認知度の高まりも含めてこの値が75%となることを目指します。
- 沖縄観光に関する県民意識の調査結果（居住地域の観光の発展を期待する人の割合）においては平成29年度実績が65.5であることから、この値まで高めることを目指します。

【市民や地域で心がけること】

- とみぐすくで旅する楽しさを広くPRしましょう。
- 観光客を「ウェルカムんちゅ」の心でもてなしましょう。



【関連する計画等】

- ・ 豊見城市観光振興計画



section

01

section

02

section

03

活気ある豊かなまち

section

04

section

05

施策分野

3-6

雇用の安定



【関連する SDGs】

4 質の高い教育を
みんなに



8 働きがいも
経済成長も



10 人や国の不平等
をなくそう



【目指す姿】

- 失業の解消を図るとともに、就業者の就労環境や就労条件を改善させ、雇用が安定する地域社会を目指します

【現状と課題】

沖縄県の経済は、近年においては入域観光客数の大幅な増加や国内景況の長期にわたる景気回復を背景として平成 24（2012）年以降 6 年連続で拡大を続け、これに合わせて雇用環境も建設業や観光関連、医療・福祉分野を中心に求人数は増加し、令和元（2019）年度の完全失業率は 2.8%、有効求人倍率は 1.16 倍と改善が図られてきました。しかし、いずれも全国平均までには至っていない上、新型コロナウイルス感染症の影響により令和 2（2020）年度の雇用環境の変化が予想されるため対応が求められています。また、沖縄県においては、全国と比較した際の一人当たりの県民所得の低さが長年の課題となっており、これに加えて若年層の離職率・失業率の高さ、非正規雇用の多さも指摘されています。

また、国が目指す「一億総活躍社会の実現に向けた働き方改革」の一つとして労働参加率の向上が求められており、働く方の事情に応じて多様な働き方を選択できるような取組も求められています。

本市は、1 人当たり市民所得が那覇市を除く県内市部のほぼ平均的な水準となっている中で上述の全国・沖縄県同様の課題を抱えており、その対応が求められています。

また、学校教育においては、職場見学や体験などを実施し、キャリア教育を推進しています。

【今後の取組方針】

1. ニーズに合わせた人材育成の推進

若年者の高い失業率の改善に向けて、早期からのキャリア教育を行うなど、教育関係機関・民間事業者と連携し、ニーズにマッチした人材育成を図ります。

2. ワークライフバランスへの取組

子育て世代や女性、高齢者等、多様な人材が生きがいを持って社会で活躍できるように、国や県の行う労働施策との連携を図りつつ、個々の多様な事情に応じた雇用の安定や労働生産性の向上に努めます。

3. 関係機関と連携した就労支援

ハローワーク等の関係機関と引き続き連携し、就業相談、職業訓練等の就労支援の充実を図ります。

4. ふるさとハローワークの利用促進

「ふるさとハローワーク」の周知をし、利用促進を図ります。

【目標指標】（取組方針を推進し、目標達成を目指します。）

| No | 指標名 | 単位 | 現状値 (R1) | 目標値 (R7) |
|----|-------------------------|----|---------------------|---------------|
| 1 | 市内の完全失業率 | % | 5.1 (H27) | 2.7 |
| 2 | 市内の沖縄県ワーク・ライフ・バランス認証企業数 | 企業 | 2 | 7 |
| 3 | 市内従業者数 | 人 | 21,729 (H28) | 26,291 |
| 4 | 一人あたりの市民所得 | 千円 | 2,241 (H28) | 2,307 |

〈目標値設定の理由、考え方〉

1. 令和元年度の沖縄県の平均水準である 2.8% を下回る値を目指します。
2. 令和 3 年度以降に毎年度 1 企業の認証を目指します。
3. 過去の経済センサスの増加率（10%）で増加させることを目指します。
4. 新型コロナウイルス感染症の影響により数年は低下することを見込みながらも、現状を超える水準まで回復することを目指します。

【市民や地域で心がけること】

- 自身のスキルアップに努めましょう。
- 働くことの喜びや大切さを子供たちに伝えましょう。





04

環境に優しい住みよいまち

身近な生活及び自然環境の保全やごみの資源化・減量化等による循環型社会の構築を図り、豊見城市らしい低炭素社会の実現による環境に優しいまちを目指します。また、次世代にもみどりを引き継ぎながらも住みよいまちとするため、「まちの顔」等の市街地整備を進めながら計画的な土地利用を推進するとともに、市民生活を支える道路・公共交通・公園・緑地・上下水道等の都市基盤の整備を推進します。

6 安全な水とトイレ
を世界中に



7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに



8 働きがいも
経済成長も



9 産業と技術革新の
基盤をつくろう



11 住み続けられる
まちづくりを



12 つくる責任
つかう責任



13 気候変動に
具体的な対策を



14 海の豊かさを
守ろう



15 陸の豊かさも
守ろう



施策分野

4-1

環境の保全



【関連する SDGs】

6 安全な水とトイレ
を世界中に



7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに



8 働きがいも
経済成長も



12 つくる責任
つかう責任



13 気候変動に
具体的な対策を



14 海の豊かさを
守ろう



15 陸の豊かさも
守ろう



【目指す姿】

- 市民との協働による持続可能な低炭素のまちを目指します
- 生物や自然環境が保全されるとともに、人々が自然に親しみ、理解を深める地域社会を目指します

【現状と課題】

近年は、平成 27（2015）年国連総会で採択された持続可能な開発のための目標（SDGs）において目標 13「気候変動に具体的な対策を」が示されるなど、気候変動に対する国際世論のさらなる高まりがみられます。

わが国においても、令和 2（2020）年 10 月の臨時国会にて 2050 年カーボンニュートラル^{*}、脱炭素社会の実現を目指す」と宣言しています。

本市においては、地球温暖化防止対策として、実行計画にもとづきエコカーの公用車導入、公共施設照明の LED 導入推進、一部学校でのグリーンカーテン設置、新設公共施設における太陽光発電パネル導入等の低炭素社会に向け取組を進めてきましたが、公共施設の新設による施設の量的増加の影響などもあって、市の事務事業から排出される CO₂ の総排出量削減が果たせていないという課題があります。

また、本市には平成 11（1999）年に「ラムサール条約」に登録された漫湖があり、クロツラヘラサギなど渡り鳥の飛来地となる等の自然環境が豊かな地域となっています。

今後については、近年の宅地化の進行等に伴う自然環境の適切な保全と、観光等への活用が課題となっています。

用語解説 ※

カーボンニュートラル
二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成することです。

【今後の取組方針】

1. 環境意識の向上

近年の社会環境問題に対する関心（SDGs など）を踏まえ、積極的に事業所にも清掃活動等へ協力を求めています。また、今後、市街化が予測される地域においては、市民や開発事業者へ環境負荷の低い取組を求めています。

2. 地球温暖化防止対策

新エネルギーについては環境省の補助事業等も含め、地域特性に応じた有効な情報提供を行っていくなど導入促進に向けて検討します。

SDGs の目標 13「気候変動に具体的な行動を」に向けて、豊見城市地球温暖化防止実行計画に基づいて市としての取組を実施していくとともに、民間事業者の協力も得ながら区域施策編の計画策定も検討します。

沖縄らしい低炭素社会を目指して実証実験が行われている県内の実験結果を踏まえながら、市としても独自で取り組みながら、全県的な取組にも協力します。

3. 漫湖水鳥・湿地センターを中心とした自然環境の適切な保全及び活用

自然環境の適切な保全については、環境省が中心となって取り組んでいるマングローブ増加に対する対応に協力していくとともに、引き続き清掃活動に取り組み 70 種近い鳥類が継続的に確認される環境づくりに努めます。

センター活用については、海軍壕公園、空手会館、工芸の杜等と連携しながら観光ルートとして相乗効果を得られるような仕組みづくりを行います。

section
01section
02section
03section
04環境に優しい
住みよいまちsection
05

④ 環境に優しい住みよいまち

【目標指標】（取組方針を推進し、目標達成を目指します。）

| No | 指標名 | 単位 | 現状（R1） | 目標値（R7） |
|----|--|----|--------|---------|
| 1 | 環境に優しいエコ活動を実践する市民の割合（市民意識調査） | % | 89.6 | 90.0 |
| 2 | 環境保全に対するごみ拾い活動の参加者数 | 人 | 385 | 600 |
| 3 | 市の事務事業から排出される令和元年度比 CO ₂ 総排出量 | t | 7,975 | 6,975 |
| 4 | 漫湖水鳥・湿地センター周辺で確認される鳥類の種類数 | 種類 | 72 | 72 |

〈目標値設定の理由、考え方〉

1. 節電、節水やごみの分別・発生抑制・減量等に取り組む市民を引き続き高い水準で維持することを目指します。
2. 過去3年（平成28～30年度）平均値595人を超える水準を目指します。
3. 地球温暖化防止実行計画（第3次計画）に基づいて、令和元年度比12.54%減を目指します。
4. 過去3年（平成29～令和元年度）平均の種類数72以上が確認されることを目指します。

【市民や地域で心がけること】

- 自然に親しみ、エコ活動を実践しましょう。



【関連する計画等】

- ・ 豊見城市地球温暖化防止実行計画（第3次計画）
- ・ 豊見城市一般廃棄物処理基本計画



まるごと沖縄クリーンビーチ

施策分野

4-2

生活衛生の充実



【関連する SDGs】

11 住み続けられる
まちづくりを12 つくる責任
つかう責任14 海の豊かさを
守ろう

【目指す姿】

- 「循環型社会」（廃棄物抑制・循環的な利用促進・適正処分により、天然資源の消費抑制及び環境負荷が低減される社会）の構築を図ります
- 動物を愛護するとともに、猫等によるふん尿・ごみ荒らし等による生活環境への被害の抑制を図ります
- 汚染、騒音、振動、悪臭等による被害の抑制を図ります

【現状と課題】

経済の発展に伴う大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会構造による諸問題の解決に向け、資源の活用から廃棄に至る各段階における環境負荷の低減が求められています。

本市においても、人口増に伴いごみ排出量は増えていますが、ごみの資源化や減量化に向けた取組を行う中で一人1日あたりのごみ排出量は概ね横ばい傾向となっています。今後については、引き続き資源化・減量化に向け、令和9（2027）年に稼働予定の南部広域ごみ処理一元化施設への対応、都市化に伴う事業系ごみへの対応、災害を見据えた計画策定等の取組が求められています。また、不法投棄や海洋漂着ごみ等の環境美化に対する取組も必要になります。

本市の生活環境に関しては、那覇空港に隣接していることに伴う航空機騒音、野焼き・畜舎に伴う悪臭、動物の飼育に関する苦情が寄せられることが多く、適切に対応しながら引き続き生活環境を保全することが求められています。また、近年の個人墓地の散在化による景観の悪化や土地利用の弊害への対応も必要とされています。

section

01

section

02

section

03

section

04

住みよ
いまち
環境に
優しい

section

05

【今後の取組方針】

1. ごみの資源化、減量化

令和9（2027）年度の南部広域ごみ処理一元化施設稼働に向けて、構成市町と連携し、安定したごみ処理体制の構築に取り組むとともに、収集・運搬・処分等のごみ処理に係る費用の増加見込み等の周知に努め、引き続きごみの資源化・減量化への理解、協力を求めています。

災害時の対応に備えて災害廃棄物処理計画を策定するとともに、都市化に伴い増加する事業者が排出する一般廃棄物の収集運搬体制の構築や、委託収集事業者の高齢化を踏まえた収集体制の対応について検討を進めます。

2. 環境美化と不法投棄防止

不法投棄防止に向けて、監視カメラ・立て看板の設置等の対策を強化するとともに、地域及び関係機関との連携によるパトロールを継続的に取り組みます。

海洋漂着ごみについては、ビーチクリーン活動を引き続きボランティア団体、市内事業者等と連携し、SDGsの目標12「つくる責任とつかう責任」及び目標14「持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する」にもつながるプラスチックごみ問題^{*1}を多くの市民が考える機会となるよう取り組みます。

3. 生活環境の保全

各種生活環境関連の苦情対応に関しては、測定調査及び指導等を引き続き行い、適切な対応に努めます。特に那覇空港第二滑走路の今後の影響を把握しながら、必要に応じて関係機関と対応を協議します。

海洋汚染対策（マイクロプラスチック^{*2}）については、今後の国・県の検討状況に応じて市としての役割・取組を検討していきます。

人と動物が共生できる社会の構築に向け、関係団体と連携しながら市民への普及啓発に努めます。

近年の個人墓地の散在化による景観の悪化や土地利用の弊害をなくすため、地域との合意形成を図りながら公営墓地整備を推進します。

用語解説 ※1

プラスチックごみ問題
使い捨て用が中心の容器包装用を始めとするプラスチックが適切に処理されずに海に浮遊し、自然分解されずに海洋生物に被害を及ぼし生態系に悪影響を与えている他、マイクロプラスチックによる海洋汚染が指摘されている問題のことで

用語解説 ※2

マイクロプラスチック
一般に5mm以下の微細なプラスチック類を指す。マイクロプラスチックはPCB等の有害な物質を吸着する性質があると言われており、有害な物質を含んだマイクロプラスチックを水産生物が摂取し、それらを人が食べることによって人体に害が及ぶ懸念が指摘されています。

【目標指標】（取組方針を推進し、目標達成を目指します。）

| No. | 指標名 | 単位 | 現状値 (R1) | 目標値 (R7) |
|-----|------------------------------------|-------|----------|----------|
| 1 | (家庭系) 市民一人あたり1日のごみ排出量 | g/人・日 | 503 | 489 |
| 2 | リサイクル率 | % | 16.6 | 21.5 |
| 3 | ごみの分別・発生抑制・減量に取り組む市民の割合 (市民意識調査) | % | 75.7 | 85 |
| 4 | 騒音、振動、悪臭等で日常的に困っていない市民の割合 (市民意識調査) | % | 54 | 60 |

〈目標値設定の理由、考え方〉

1. 豊見城市一般廃棄物処理基本計画に基づき、家庭系ごみ市民一人あたり排出量を 489g/人・日に削減することを目指します。
2. 沖縄県目標 (令和2年度目標 22%) の水準を目指します。
3. 地区別の水準で最も高い豊見城中学校区の水準 84% を超える水準を全市として高めていくことを目指します。
4. 地区別の水準で最も高い豊見城中学校区の水準 61% と同様の水準を全市として高めていくことを目指します。

【市民や地域で心がけること】

- ・ごみの分別や減量化に取り組みましょう。
- ・動物の飼育は責任を持って行いましょう。



【関連する計画等】

- ・豊見城市一般廃棄物処理基本計画
- ・豊見城市墓地基本計画
- ・豊見城市公営墓地整備計画

section
01section
02section
03section
04環境に優しい
住みよいまちsection
05

施策分野

4-3

計画的な土地利用の推進



【関連するSDGs】

11 住み続けられるまちづくりを



【目指す姿】

- 土地利用に関する法規制に基づく適切な土地利用の誘導により、都市と農村と自然が調和した効率的で住みやすいまちの形成を図ります

【現状と課題】

本市は、農地や自然環境に恵まれた農村でしたが、近年では住宅を中心とした宅地化が急速に進行しており、幹線道路の沿道には商業施設の立地がみられるようになっています。豊崎地区では、県土地開発公社が主体となって大規模開発が行われ、住宅地や道の駅豊崎、大型商業施設、レンタカーステーションの立地など、現在も観光関連産業等の建設が進んでいます。

本市は、平成27（2015）年において畑が38%と最も多く、宅地が34%で続いています。急速な人口増による宅地化が進行したことで、農地と住宅の混在や、丘陵地への住宅の立地が進み都市基盤が不十分な地域もみられることから、都市と農村と自然が調和した効率的で住み良いまちづくりに向けた秩序ある土地利用の展開を行っていく必要があるとともに、人口増加や少子・高齢化社会に対応できるよう若者世代の定住促進や高齢者にやさしいまちづくりが求められています。

また、本市は就業面や商業面で那覇市などの周辺都市への依存度が高く、経済的な自立性や求心力は低い状況にあることから、不足する機能（就業、商業、公共交通など）の確保などを通じ、職住近接による自立性・求心力を高める都市づくりを進める必要があります。

【今後の取組方針】

1. 土地利用方針の明確化

市土の均衡ある発展に向けて、今後、本市の土地利用方針を示す上位計画となる豊見城市国土利用計画を策定するとともに、豊見城市都市計画マスタープランや豊見城農業振興地域整備計画等の関連する計画を必要に応じて見直していきます。

また、国・県と連携を図り、各制度等を活用しながら、関係課において基盤整備である雨水排水における処理対策に向け積極的に取り組むことで、市街化の拡大を進めていきます。

農用地利用については、豊見城農業振興地域整備計画において農用地利用や保全について定められていることから、広く市民へ周知に努めるとともに、適切な時期に見直しを行います。

本市は那覇市や空港からの立地条件、今後の人口増加等非常にポテンシャルの高い地域であるため、市街化区域の拡大による土地利用の高度化が図れるよう県へ要望を行い、積極的な土地利用の促進に努めます。

2. 土地利用の規制・誘導

都市計画法における「区域区分（市街化区域と市街化調整区域の区分）」、「用途地域」及び「地区計画」など、土地利用規制に関わる基本的な制度を、沖縄県と役割分担のもと、適正に運用していくとともに、「用途地域」及び「地区計画」の遵守のため、啓発や広報に努めます。

既成市街地における土地利用の推進を図りつつ、都市化の動向や市民ニーズを踏まえ、必要に応じて土地利用方針を定めた計画的な「市街化区域」の拡大や「用途地域」の変更等を検討します。

市街地整備に当たっては、民間活力の活用を努めつつ、「土地区画整理事業」や「地区計画」などを活用した計画的な市街地形成を促進・検討していくとともに、地区計画の申出制度の活用などにより、まちづくりにおけるルール策定を推進します。

農業振興地域の整備に関する法律により定められた農用地区域内における優良農地の保全や確保を図りつつ、公的な計画がある区域や、分家住宅等の宅地需要が見込まれる区域等については除外区域として、土地利用の誘導を検討します。

section
01section
02section
03section
04環境に優しい
住みよいまちsection
05

【目標指標】（取組方針を推進し、目標達成を目指します。）

| No | 指標名 | 単位 | 現状値 (R1) | 目標値 (R7) |
|----|-------------------------|----|---------------|----------------|
| 1 | 土地利用の誘導に資する都市計画決定・変更の件数 | 件 | 2 | 11 |
| 2 | 農用地区域面積 | ha | 296.3 (R2) | 296.3 |
| 3 | 市街化区域面積 | ha | 742.9 | 982.3 (R12) |

〈目標値設定の理由、考え方〉

1. 今後都市計画の変更の見込みが 11 件あることから、令和 7 年までに全て変更することを目指します。
2. 豊見城農業振興地域整備計画（R 2 年 6 月見直し、期間概ね 5 年間）において、「土地改良を行った保全すべき農用地は守る」という考え方に基づき、現状面積の維持を目指します。
3. 今後 10 年において有効的な土地利用の可能性のある区域（国道や県道の幹線道路沿線を中心とした計画的市街地誘導地及びその背後地）の編入を見込み、これを令和 12 年度の目標値として定めます。

【市民や地域で心がけること】

- 土地利用計画に関心を持ち、その利活用について、一緒に考えましょう。



【関連する計画等】

- ・ 豊見城市国土利用計画
- ・ 豊見城市都市計画マスタープラン
- ・ 豊見城市国土強靱化計画
- ・ 豊見城農業振興地域整備計画
- ・ 西海岸地区整備基本構想
- ・ 豊見城城址跡地利用基本計画
- ・ 豊見城市みどりの基本計画
- ・ 豊見城市森林整備計画

施策分野

4-4

調和のとれた市街地・まちなみの整備



【関連する SDGs】

9 産業と技術革新の
基盤をつくろう11 住み続けられる
まちづくりを

【目指す姿】

- 人口増加と高齢化社会、子どものいる世帯の増加を見据え、地区計画をはじめとした計画的な市街地の整備や景観資源を保全・活用した景観まちづくりの推進を行うとともに、多様な住居ニーズに応じた住環境を整えます

【現状と課題】

本市においては、市街化調整区域の国道 331 号小禄バイパス、県道 7 号線沿道では大規模商業施設が立地しているのに対し、中心市街地周辺は商業系用途地域が指定されているものの商業施設の集積状況は低く、小中規模な商業施設が分布している状況にあり、「まちの顔」として商業機能をはじめとした都市機能の集積が必要となっています。また、市街地における公共空間の充実や地域にふさわしい土地利用の推進も課題となっています。

住環境については、今後の高齢化を見据えた住まいの供給及び支援、本市の特徴でもある子育て世帯に対する居住環境の整備、住宅の確保に配慮を要する世帯に対する住宅セーフティネットの向上、公的住宅の適正な運用等が課題となっています。

景観に関しては、本市には瀬長島周辺の西海岸一帯やとよみ大橋と漫湖周辺、丘陵地とグスク群、豊崎地区などの新市街地、昔ながらの集落地の田園風景など、様々な景観資源が存在しており、特徴ある景観を形成しています。今後は、市民・事業者とも協力しながらこれら特徴ある景観を保全・活用し、優れた景観を形成していくことが求められています。

section

01

section

02

section

03

section

04

住環境に優しい
住みよいまち

section

05

【今後の取組方針】

1. 「まちの顔」を含めた計画的市街化の誘導

市民の誰もが集い、にぎわいと安らぎを感じる求心性のある「まちの顔」拠点づくりを進めるため、民間活力を活用した土地利用の高度化や複合施設の立地を検討します。特に、豊見城交差点周辺の「中心市街地」の形成に努めます。

豊見城・名嘉地 IC 周辺地区については、引き続き調査研究を進め、豊見城・高安地区地区計画区域内では、引き続き道路整備に努めつつ公園整備にも着手し、土地の有効利用を促進していきます。

また、県道東風平豊見城線・国道 331 号小禄バイパス沿線などの幹線道路沿線については、民間活力の活用に努め、「土地区画整理事業」や「地区計画」などによる計画的市街地の誘導を検討してまいります。

2. 市街地の計画的なまちづくり

生活道路における歩道の整備や植栽、段差解消などのバリアフリー化、サインや街灯などの公共空間の充実策を、総合的に展開してまいります。

地区の特性を踏まえた地区計画の導入などにより、建物のデザインや高さ、形状などについて、各々にふさわしい土地利用の規制と誘導を推進していきます。

また、県道 256 号線（県道豊見城糸満線・名嘉地～翁長）の市街化区域背後地を農業振興地域整備計画と連携した計画的な土地利用の誘導を検討してまいります。

3. 快適な住環境づくり

市住生活基本計画に基づき、誰もが住みやすい住環境の充実を図るため、沖縄県とも連携しながら住宅施策等に努めます。

4. 景観まちづくりの推進

とみぐすくの前風景ともいえる田園景観などの保全・形成に努めるとともに、市街地や集落地においては、地域特性に応じた景観の創造に努めます。これらを損ねることがないように、景観まちづくりの周知に努め、市民の景観に対する意識の向上を図ります。

景観形成重点地区（字豊見城地区）の景観まちづくりに関しては、「字豊見城地区人づくり街づくり協議会」の活動内容を地域住民に周知することで認識を高め、道路・公園等の整備や住宅の修景に対する支援を行い、地域の歴史・文化的な景観を保全・活用・継承する取組を進めます。また、市道における電線地中化の検討をしてまいります。

目指すまちづくりの完成は長期に及ぶことから、既存建築物等の建て替えの際には、周辺環境に調和した計画となるよう、積極的な誘導に努めます。

【目標指標】（取組方針を推進し、目標達成を目指します。）

| No | 指標名 | 単位 | 現状値（R1） | 目標値（R7） |
|----|------------------------|----|-------------------|--------------------|
| 1 | 地区計画区数（累計） | 地区 | 6 | 10 |
| 2 | 豊見城・高安地区地区計画の地区施設整備着手率 | % | （道路）31% （公園）0% | （道路）56% （公園）40% |

〈目標値設定の理由、考え方〉

1. 現時点で今後策定が見込まれる地区の想定（累計）が10地区あることから、令和7年までに全て策定することを目指します。
2. 道路、公園における整備目標に基づいた目標値の達成を目指します。

【市民や地域で心がけること】

- 景観まちづくりに関心を持ちましょう。
- 調和のとれたまちづくりに取り組みましょう。



【関連する計画等】

- ・ 豊見城市都市計画マスタープラン
- ・ とみぐすく「まちの顔」拠点づくり計画書
- ・ 豊見城市住生活基本計画
- ・ 豊見城市景観計画

section
01section
02section
03section
04環境に優しい
住みよいまちsection
05

施策分野

4-5

道路網等の整備



【関連する SDGs】

9 産業と技術革新の基盤をつくろう



【目指す姿】

- 市内外へ移動する道路網を適切に整備・改良や維持・管理し、交通渋滞の緩和・解消等の利便性・安全性の向上を図ります

【現状と課題】

本市の主要な幹線道路には、国道3路線及び県道6路線があり、本市の広域的な自動車交通の多くを処理しています。近年では、高規格道路（高速道路）である那覇空港自動車道（豊見城東道路）や豊崎地区への国道331号豊見城道路が供用開始したことにより、広域交通の利便性が飛躍的に向上してきています。

しかし、都市を形成する上で重要な「都市計画道路」として21路線が定められているものの、令和元（2019）年度の市道改良率は66.2%と県内11市中7番目の水準にとどまっています。近隣自治体の過去10年間の伸び率と比較して本市の伸びは上回っていますが、道路の整備が人口増及び観光客増による都市化の進展に追いついていない現状も一部見られ、今後の対応が求められます。

生活道路網については、埋立てによる開発を行った豊崎地区や「土地区画整理事業」を実施した宜保地区、豊見城地区といった計画的な市街地開発が実施された区域では整備が進んでいるものの、急速な宅地化が進行している地区など、その他の地区では比較的整備が遅れている状況にあり、生活道路整備に対する市民の期待も高いものとなっています。市民の生活に密着している住宅地内の市道や集落内道路などにおいては、適切な整備・改良や維持・管理を実施していくことが求められます。

【今後の取組方針】

1. 幹線道路網の整備

隣接する南部市町とのアクセス性の向上を図るため、東西の幹線道路の強化などを沖縄県に対し要請してまいります。

市道については、引き続き歩道や街路樹、街路灯の整備、案内サインも含めて計画的に整備を進めるとともに、長寿命化を図り適正な維持管理に努めます。

2. 生活道路網の整備

市街化に伴う道路整備及び市道改良については、引き続き計画的に整備を進めていきます。また、自転車道の整備については、沖縄県や近隣市町の動向を注視しながら検討を進めます。

道路幅員や隅切りの確保、歩車道の分離、行止り道路の解消など、生活道路（住宅地内の市道や集落道など）の危険箇所から順次整備・改良を実施し、渋滞の解消に努めるとともに、幹線道路と連絡する有機的なネットワークを計画的に形成します。なお、整備にあたっては段差の解消に努めつつ、学校・福祉施設周辺での「コミュニティ道路^{※3}」を推進していきます。

維持管理については、緑化ボランティア及び環境美化ボランティア制度について自治会を始めとして事業者・各種団体・個人に向けて市ホームページや広報紙等により周知し、組数の増を目指します。

用語解説 ※3

コミュニティ道路

自動車の通行を主たる目的とはせず、人と車の共存をめざし、歩行者の安全性や快適性を考慮した道路のことです。

【目標指標】（取組方針を推進し、目標達成を目指します。）

| No. | 指標名 | 単位 | 現状値 (R1) | 目標値 (R7) |
|-----|-----------------------|----|----------|----------|
| 1 | 道路ボランティア組数（団体及び個人数） | 組 | 41 | 65 |
| 2 | 市道改良率 | % | 66.2 | 78 |
| 3 | 主要渋滞箇所のうち、改善を講じた箇所の割合 | % | 33 | 100 |

〈目標値設定の理由、考え方〉

1. 過去の実績を参考に年間4組の登録を目指します。
2. 過去5年間の市道改良の伸び率が平均2%となっており、これは近隣と比較しても高い伸び率であることから、その水準を維持することを目指します。
3. 令和7年度までに現在（平成29年度調査）主要渋滞箇所とされる箇所に全て改善を講じることを目指します。

section
01section
02section
03section
04環境に優しい
住みよいまちsection
05

【市民や地域で心がけること】

- 道路清掃などのボランティア活動に積極的に参加し、生活周辺道路の美化に努めましょう。



【関連する計画等】

- ・ 豊見城市交通基本計画
- ・ 豊見城市道路整備プログラム



施策分野

4-6

公共交通サービスの維持・向上



【関連する SDGs】

9 産業と技術革新の
基盤をつくろう11 住み続けられる
まちづくりを

【目指す姿】

- 公共交通サービスが維持・確保される環境を整えます
- 誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの構築を図ります
- 持続的な発展を支える交通体系の構築を図ります

【現状と課題】

沖縄県は、自動車への依存度が高く、自動車保有台数の増加、レンタカー利用の増加等により、中南部都市圏を中心に慢性的な交通渋滞が発生しています。また、近年では、交通渋滞の問題に加え、高齢者ドライバーの交通事故、高齢者を含む交通弱者の移動手段確保、排出ガスによる環境負荷等の問題も顕在化しており、過度な自動車依存から、公共交通利用への転換が全県的な課題となっております。

その一方で、公共交通利用の多くを担う路線バスは、近年のバス利用者の減少に加え、運転手不足が深刻化しており、公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の低下が懸念されています。

本市における路線バスは、西部地区において瀬長島の観光客増加や豊崎地区での大型商業施設の開業に伴い、新たな路線ができるなど部分的に利便性の向上がみられますが、東部地区では豊見城市内一周線（105番）のみが運行しているような地域もあり、このような地域では路線バスの利便性向上が課題となっております。

一方、近年では、国及び沖縄県において鉄軌道導入に向けた調査が行われており、本市においても国、県、近隣自治体と連携しながら、本市を含む南部地域への新しい公共交通システム導入が求められています。

section

01

section

02

section

03

section

04

 環境に優しい
住みよいまち

section

05

【今後の取組方針】

1. バスをはじめとする公共交通サービスの維持・充実

(1) バス

路線バスについては、「豊見城市総合交通戦略」等を策定し、交通事業者をはじめとする関係機関と連携して、バスルートの検討やバス停上屋をはじめとする施設の充実、ICT（情報通信技術）を活用するなどした運行情報の提供など路線バスの活性化に努めていきます。

特に幹線道路の整備状況を踏まえ、那覇空港や那覇市中心部への定時性・速達性の確保や近隣自治体とも連携しながら広域的な利便性の向上という観点からバスルートの新設・再編について検討を行い、市民・市内従業者・観光客の利便性向上を図ります。

市内一周線バスについては、交通事業者との協働により、利用者の利便性向上に向けた取組を実施するとともに、引き続き、運行の維持に努めていきます。

また、まちづくりと連携しながら、バス、タクシー、自転車等の乗り継ぎ利便性の向上を図るため、豊崎地区や豊見城交差点周辺等の適地において交通結節点機能の充実・強化を図ります。

(2) 交通弱者の移動確保

高齢者等の買い物や通院などの外出支援対策については、既存ストックである市内タクシー事業者等との連携の可能性について検討を進めるとともに、デマンド交通等については、地域毎の特性やニーズを把握し、持続可能な移動手段として法令の規制緩和などの流れにも注視しながら調査・検討を行います。

2. 新しい公共交通システム導入の検討

短期的には路線バスを中心とした公共交通の利便性向上に努めていきますが、中長期的には公共交通の骨格軸となる新しい公共交通システム導入（鉄軌道・モノレール・LRT等）に向けて、国や県、近隣自治体と連携を図りながら、検討を行います。

3. 公共交通の利用促進

沖縄県中南部地域の交通渋滞は三大都市圏と同程度あり、豊見城市内においても交通渋滞が慢性化しています。これらの問題解決に向け、道路整備等のハード対策に加え、自動車の効率的な利用や公共交通の利用を促進するTDM^{※4}（交通需要マネジメント）施策を実施します。

新たなモビリティサービス（MaaS^{※5}）は、交通渋滞、公共交通不便地域の移動手段確保、観光客移動等、本市の交通に関連する様々な問題解決に大きなインパクトをもたらす可能性があることから、今後の動向について注視し、対応に努めていきます。

用語解説 ※4

TDM
(Transportation Demand Management)

自動車の効率的利用や公共交通機関への転換など、交通行動の変更を促し、発生交通量の抑制や集中の平準化など、「交通需要の調整」を図り、道路交通混雑を緩和し、環境改善などを実現する取組のことです。

用語解説 ※5

MaaS
(Mobility as a Service)

あらゆる交通手段を統合し、その最適化を図ったうえで、マイカーと同等か、それ以上に快適な移動サービスを提供する新しい概念。利用者視点に立って複数の交通サービスを組み合わせ、それらがスマホアプリ1つでルート検索から予約、決済まで完了し、シームレスな移動体験を実現する取組のことです。

【目標指標】（取組方針を推進し、目標達成を目指します。）

| No | 指標名 | 単位 | 現状値（R1） | 目標値（R7） |
|----|---------------------------------------|----|---------|---------|
| 1 | 市内一周線バスの利用者数 | 人 | 80,311 | 82,800 |
| 2 | 日常的に路線バスを利用する市民の割合【ほぼ毎日+週に数回】（市民意識調査） | % | 5.2 | 8.2 |

〈目標値設定の理由、考え方〉

1. 令和2及び3年度は新型コロナの影響により利用者数の大幅な減少が想定されることから、令和4年度に令和1年度実績（80,311人）まで回復を想定します。その後、国の生産性向上の取り組み目標である年間1%の収支改善を参考に8.3万人前後を目指します。なお、市内一周線バスの利用者数については補助金算定に使用する年間輸送実績の輸送人員を採用します。
2. 令和元年度に実施した市民意識調査結果（5.2%）から公共交通利用増加に向けた取り組みを行うことにより、年1%増加を想定します。ただし、令和2、3年度は新型コロナの影響により大幅な減少が想定されることから、令和4年度に令和元年度の新型コロナの影響前の水準まで回復させ、その後、毎年1%向上させることを目指します。

【市民や地域で心がけること】

- ・公共交通機関の積極的な利用に努めましょう。



【関連する計画等】

- ・豊見城市交通基本計画

section

01

section

02

section

03

section

04

環境に優しい
住みよいまち

section

05

施策分野

4-7

公園・緑地の整備



【関連する SDGs】

11 住み続けられるまちづくりを



【目指す姿】

- 市民の憩いの場として、都市公園や農村公園などが計画的にバランスのとれた配置と緑地の創出を目指します

【現状と課題】

本市で供用開始している都市公園は、県営公園を含む 43 箇所です。豊崎海浜公園や豊崎都市緑地、わんぱく広場、豊崎にじ公園、そして宜保ふるじま公園が整備されたことから、令和元（2019）年度の市民 1 人あたりの公園面積は 7.50㎡/人と、那覇広域都市計画区域における都市公園一人あたり面積平均値の 7.1㎡/人と比べて高く整備水準は改善されてきていますが、沖縄県の基準が 10㎡/人以上であることから引き続き整備が求められています。

公園の市民の利用に関しては、豊崎海浜公園・豊見城総合公園・豊崎にじ公園の 3 公園における利用者アンケートでは、比較的満足度が高い結果が毎回出ており、市民にとって憩いの場となっていることから、引き続き市民や地域、事業者とも連携しながら適切に維持管理を行うことが求められます。



【今後の取組方針】

1. 公園の魅力創出、整備

地域バランスの取れた公園配置に向け、引き続き長嶺城址総合公園整備に取り組みます。

本市が空港に隣接している地の利を活かし、観光客への宣伝効果も活かせるようなネーミングライツなどにも取り組みながら、公園価値の向上に努めます。

計画的な施設、設備（遊具等）の更新・改築については、引き続き公園施設長寿命化計画等に基づき対応を行い、あわせて可能な限り民間活力の検討も進めます。

豊見城城址跡地の活用については、豊見城グスク、沖縄空手会館、おきなわ工芸の杜などの周辺観光施設と連携を図り、歴史文化資源を活かした整備に引き続き取り組みます。

2. 小公園・緑地・広場の整備

民間事業者による宅地開発に伴い設置された小規模な公園の移管について、設置者と協議の上、適切に対応してまいります。

3. 維持管理の工夫

公園・緑地の美化ボランティアにおける個人・団体等の協力に関しては、市のホームページや広報紙等を通じて活動状況を周知するとともに、現状市外団体からも問合せのある瀬長島や豊崎美ら SUN ビーチ（愛称：オリオン ECO 美ら SUN ビーチ）における環境美化ボランティアの登録を進めます。

【目標指標】（取組方針を推進し、目標達成を目指します。）

| No. | 指標名 | 単位 | 現状値 (R1) | 目標値 (R7) |
|-----|-------------------|-------------------|----------|----------|
| 1 | 市民一人あたり都市公園面積 | m ² /人 | 7.50 | 7.52 |
| 2 | 都市公園面積 | ha | 48.75 | 50.79 |
| 3 | 環境美化ボランティア活動支援団体数 | 団体 | 7 | 17 |

〈目標値設定の理由、考え方〉

1. 人口を 67,500 人に設定し、新たな公園整備を行うことで値を高めることを目指します。
2. 長嶺城址総合公園整備等を行うことで値を高めることを目指します。
3. 5年間で 10 団体の追加を目指します。

section
01section
02section
03section
04環境に優しい
住みよいまちsection
05

【市民や地域で心がけること】

- 花と緑の多いまちにしましょう。
- 公園の遊具などを大切に利用するとともに、美化活動に努めましょう。



【関連する計画等】

- ・ 豊見城市みどりの基本計画
- ・ 公園施設長寿命化計画
- ・ 豊見城城址跡地利用基本計画

施策分野

4-8

水の安定供給



【関連する SDGs】

6 安全な水とトイレ
を世界中に



【目指す姿】

- いつでも安心して飲める水道水を安定的に供給します

【現状と課題】

本市の水道は、人口増に伴う給水人口の増加が今後も見込まれていますが、昭和40（1965）年代の整備拡張時代から布設された送・配水管等が徐々に耐用年数を迎え、老朽化しており、漏水事故等の発生が危惧されるなど様々なリスクを抱えています。水道事業者にとって、将来に向けて老朽化施設を計画的に更新し、常に適正な状態で維持管理する事が重要な課題となっています。また、大規模地震などの災害に対する備えとして、リスク分散の観点から、沖縄県企業局から本市への供給が1点受水であるものを2点に増設する「2点分岐」受水の整備を令和4（2022）年度以降の完了を目指して取り組んでいます。その他、水道施設の耐震化が11市平均（8%：平成29（2017）年度実績）を下回る5%程度となっていることから対策が必要となっています。

貴重な水資源の有効活用と水道事業の安定経営に向けては、水道施設の漏水対策が重要となります。本市においては、配水系統毎に漏水調査を実施し、修繕及び老朽管の取り替えを行い、漏水も含めた施設効率の指標である有収率が令和元（2019）年96.17%と県内11市でも那覇市に次ぐ高い水準となっておりますが、引き続き漏水調査を計画的・効果的に行い、漏水の原因となる施設、要因をさらに改善するとともに、漏水調査技術を向上させるなど、有収率向上が図れるように対策を強化する必要があります。また、本市の地形として配水池の標高が高いために、配水管路の地盤が低い地域との高低差が大きく、配水管の許容水圧を超えてしまい、配水管の破裂や管継手の離脱などが起こることにより、漏水の原因にもなることから、これらへの対応も必要とされています。

section

01

section

02

section

03

section

04

環境に優しい
住みよいまち

section

05

【今後の取組方針】

1. 水道水の安定供給

経年劣化により老朽化した全ての水道施設を更新・耐震化するには、膨大な期間と費用を必要とすることから、管路更新・耐震事業計画に基づき、管路の重要度や老朽度、耐震性等から更新の優先度を定めることにより、限られた財源の中で、効率良く水道施設の更新（耐震化）に取り組めます。

現在受水している送水管が地震等の災害時に破断した場合は市全域で断水となるため、断水を最小限にとどめることを目的に、令和4（2022）年度以降の2点分岐受水整備を目指し、耐震性のある送水管（沖縄県企業局伊覇調整池から渡橋名ポンプ場）を新設し、水道水の安全供給を図ります。

与根地区等の開発（未給水）区域への配水管を新設することにより、水道水の安定給水を図ります。

水道事業として、貴重な水資源を有効利用するため、経済損失となる漏水対策を強化し、過去の漏水発生件数、調査実績等をもとに、漏水調査を定期的実施し、早期発見による修繕や計画的な老朽管の取り替えを実施することにより、漏水防止に取り組めます。

有収率の向上を図るため、上記漏水防止対策に加え配水池と高低差がある低地域の配水管路について、水圧調整を行い、適正な管理に取り組めます。

【目標指標】（取組方針を推進し、目標達成を目指します。）

| No. | 指標名 | 単位 | 現状値 (R1) | 目標値 (R7) |
|-----|------------|----|----------|----------|
| 1 | 有収率 | % | 96.17 | 96.5 |
| 2 | 耐震化率（全体管路） | % | 5.4 | 11.5 |

〈目標値設定の理由、考え方〉

1. 県内11市で最も高い比率の那覇市96.6%（令和元年度実績）と同様の値を目指します。
2. 災害時等に備えた対策として、2点分岐受水するための送水管整備を優先している中、主要管路の耐震化には膨大な期間と費用が必要とされることから、計画中の整備量を踏まえて約6%の向上を目指します。

【市民や地域で心がけること】

• 水を大切に使いましょう。



【関連する計画等】

- ・ 豊見城市水道事業新中長期計画
- ・ 豊見城市上下水道事業経営戦略
- ・ 豊見城市管路更新・耐震事業計画
- ・ 豊見城市水道施設整備事業（第6次拡張事業）

施策分野

4-9

下水道の整備・汚水処理の推進



【関連する SDGs】

6 安全な水とトイレ
を世界中に



【目指す姿】

- 汚水処理を適切に行い、快適で安全な生活環境づくりと自然環境保護を図ります
- 雨水幹線排水施設管内の浸水被害を抑制します

【現状と課題】

下水道施設をはじめとする生活排水処理施設は、快適で安全な生活環境の維持・向上と、河川や海等の水環境の水質保全のために重要なものです。

本市における公共下水道人口普及率は72.5%（令和元（2019）年度実績）と沖縄県平均よりやや低い値となっていることから、向上に向けた公共下水道の整備が課題となっています。一方で、公共下水道施設及び農業集落排水施設の一部においては老朽化が進んでいることから、耐震化や長寿命化に考慮した対策が求められるとともに、南部広域行政組合の「岡波苑し尿処理施設」の老朽化に対する対応も課題となっています。

また、公共下水道施設及び農業集落排水施設が整備された地区で未接続の世帯もあるほか、浄化槽地域で維持管理が不十分な世帯もあることから、引き続き普及・啓発を推進する必要があります。

汚水処理については、国より「広域化・共同化計画」を令和4（2022）年度までに策定するように求められており、沖縄県としては汚水処理構想を令和4（2022）年度に見直す中で下水道事業の広域化の検討が予定されていることから、この動向に留意しつつ、独立採算を基本とする地方公営企業として下水道事業の経営の安定化を図る必要があります。また、公共下水道事業計画区域に入っていない市街化区域についても、沖縄県の汚水処理構想見直しに向けて区域編入の検討をする必要があります。

雨水については、近年における集中豪雨の多発により市街地での浸水被害が懸念されていることから、効果的な解決策を検討する必要があります。

section
01section
02section
03section
04環境に優しい
住みよいまちsection
05

【今後の取組方針】

1. 公共下水道（汚水・雨水）の整備

下水道施設の老朽化の対応及び基幹管路の整備を引き続き進めながら、優先順位を定めて地域の面整備に順次取り組みます。また、都市的土地利用のニーズによる市街化区域編入に伴う公共下水道事業計画区域等への編入については、本市が目指すまちづくりに適宜対応します。

引き続き、接続への普及活動に努め、接続率の向上を図ります。

令和2（2020）年度に定めた経営戦略を基に、令和3（2021）年度以降には事業経営の安定化を図る必要から適切な使用料について検討し、下水道事業の安定運営に取り組みます。

課題である雨水幹線排水施設管内の市街地雨水排水対策については、下水道事業における雨水対策事業のほか、排水路の土砂浚渫など維持管理を含め、関連する事業部署等と横断的な対策検討を進めていきます。

2. 農業集落排水施設の安定的運用（適切な管理）

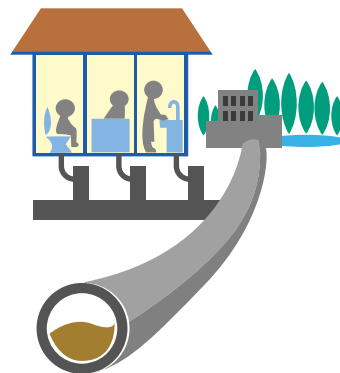
老朽化している施設の更新を進めるとともに農業集落排水施設への接続率向上に向けて、引き続き接続への普及活動に努めます。

3. 合併処理浄化槽の設置・維持管理

公共下水道等への接続が困難な区域や施設に対して、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を推進します。また、浄化槽に関して、法定点検実施率向上に向けた啓発や適正な維持管理について、市ホームページ・広報紙等による普及活動に努めます。

4. し尿処理施設の老朽化対応

し尿処理施設の老朽化について、方針を早急に定めて対応します。



【目標指標】（取組方針を推進し、目標達成を目指します。）

| No | 指標名 | 単位 | 現状値（R1） | 目標値（R7） |
|----|---------------------|----|---------|---------|
| 1 | 汚水処理人口普及率 | % | 82.6 | 84.6 |
| 2 | 公共下水道人口普及率 | % | 72.5 | 73.5 |
| 3 | 公共下水道接続率 | % | 86.7 | 89.7 |
| 4 | 都市浸水対策達成率 | % | 73.8 | 79.6 |
| 5 | 農業用集落排水施設接続率 | % | 69.8 | 72.8 |
| 6 | 法定検査を受けている浄化槽数／浄化槽数 | % | 8.39 | 8.99 |

〈目標値設定の理由、考え方〉

1. 令和2年度の見込みが83.1%となることから、目標指標2で示す公共下水道人口普及率0.2%の増加に加えて、農業集落排水処理区域人口・合併処理浄化槽処理人口の割合が0.1%増えることで、合計毎年0.3%の増加を目指します。
2. 令和3年度以降に毎年0.2%（5年間で1%）の増加を目指します。（令和2年度は基幹道路整備のみ）
3. 現状が県平均程度の値であり、県内11市トップの那覇市・浦添市の水準である95%に少しでも近づくよう、毎年0.5%の増加を目指します。
4. 予定されている雨水整備を行った際の達成率（整備が完了した区域の面積／都市浸水対策を実施すべき区域の面積）の値を目指します。
5. 直近5年間の増加率の平均は1.9%ですが、今後も同様の水準で増加するか予測は困難なため、公共下水道と同じく毎年0.5%の増加を目指します。
6. 過去3年での最高値（8.59%）より良い目標となるよう毎年0.1%の増加を目指します。

【市民や地域で心がけること】

- 生活排水による環境への影響に関心を持ちましょう。



【関連する計画等】

- ・ 豊見城市上下水道事業経営戦略
- ・ 豊見城市下水道施設ストックマネジメント計画
- ・ 豊見城市流域関連公共下水道事業計画
- ・ 豊見城市一般廃棄物処理基本計画

section
01section
02section
03section
04環境に優しい
住みよいまちsection
05



05

安全安心な協働のまち

行政における限られた財源・人員等の効果的・効率的な活用を図りながら、市民への適切な情報発信に基づく市政への市民参画を進めるとともに、防災・防犯・交通安全等を始めとした地域の課題解決に向けて自治会、市民活動団体、非営利組織、ボランティア団体、企業等の多様な主体と協働で取り組む、安全安心のまちを目指します。

1 貧困をなくそう



3 すべての人に健康と福祉を



11 住み続けられるまちづくりを



12 つくる責任 つかう責任



13 気候変動に具体的な対策を



16 平和と公正をすべての人に



17 パートナーシップで目標を達成しよう



施策分野

5-1

コミュニティの振興



【関連する SDGs】

17 パートナシップで
目標を達成しよう



【目指す姿】

- 多様な主体が互いの能力や特性を活かして、多様化・複雑化した地域課題の解決に取り組む協働のまちづくりを推進します

【現状と課題】

市民のライフスタイルや地域活動に対する価値観の変化に伴い、自治会の加入率は3割を切る水準となっており、市民意識調査においても自治会・通り会・PT（C）A等の地域活動に参加する住民の割合が23.5%となっています。沖縄県が平成30（2018）年度に実施した類似の調査結果と比べると、那覇市で15%、那覇を除く南部地域で33.6%とその中間が本市の値となっており、都市化の影響が大きいと推察され、今後も都市化が見込まれる本市においては更なる比率の低下にどう対応するかが課題となっています。

特に市内に48ある自治会に関しては、自治会員及び自治会運営を担う中心的世代の高齢化が見られるとともに、自治会の構成組織である子ども会・青年会等が減少しており、活動のあり方や再生に向けた取組の検討が求められています。

一方で近年では全国的にも、企業による環境問題や社会課題への取組に対する期待の高まり、個人等によるクラウドファンディングやふるさと納税を活用した応援など、協働のまちづくりにおいて新たな担い手として企業や個人と連携した取組が期待されています。

本市においても、コロナ禍で無料弁当やマスクの配布等、個人で地域のために取り組む活動が見られるようになってきていることから、多様な方々と連携して地域課題の解決に取り組むことが必要だと考えられます。



自治会加入
促進チラシ

【今後の取組方針】

1. 地縁型コミュニティの再生と充実

自治会等が地域内の子どもから高齢者まで、お互いの関係と環境づくりに加え、より充実した潤いのある生活環境づくりと地域づくりを行いやすいよう支援に努めます。

自治会会員の加入促進につながるよう、魅力ある地域づくり活動の情報発信に努めるとともに、ICT（情報通信技術）を活用した自治会運営の負担軽減を図りながら、担い手づくりにつなげていきます。

2. 新たな担い手づくり

市民活動団体、非営利組織、ボランティア団体、企業などの社会的課題への取組を推進し、まちづくりの新たな担い手が活躍できる場や機会の充実を図ります。

さまざまな社会的課題を解決するため、行政とまちづくりに関わる各主体が連携できる新たな仕組みを構築します。

一人一人が、地域社会をはじめとする多様なコミュニティと関わりを持ちながら、社会貢献と自己実現を兼ねた目標に向かって取り組めるような意識啓発に努めます。

【目標指標】（取組方針を推進し、目標達成を目指します。）

| No | 指標名 | 単位 | 現状値 (R1) | 目標値 (R7) |
|----|---|----|----------|----------|
| 1 | 自治会加入率 | % | 28.6 | 28.6 |
| 2 | 自治会・通り会・PT (C) A等の地域活動に参加する住民の割合 (市民意識調査) | % | 23.5 | 25 |
| 3 | ボランティア活動を行っている市民の割合 (市民意識調査) | % | 17.8 | 23 |
| 4 | 市民活動団体支援応募団体数 | 団体 | 4 | 5 |

〈目標値設定の理由、考え方〉

1. 住民のライフスタイル・地域活動への価値観の変化、高齢化による退会に伴う率の低下が見込まれることから、現状維持を目指します。
2. 平成30年度の沖縄県類似調査結果の平均24.1%を超える水準を目指します。
3. 平成30年度の那覇市類似調査結果が23.4%であることから、同様の水準として、5.2%増の23%を目指します。
4. 過去3年平均が5.6団体であることから、毎年5団体以上を目指します。

【市民や地域で心がけること】

- 地域で行われている活動に関心を持ち、地域住民との繋がりをつくりましょう。

section
01section
02section
03section
04section
05安全安心な
協働のまち

施策分野

5-2

防災・危機管理の強化



【関連する SDGs】

1 貧困をなくそう



3 すべての人に健康と福祉を



11 住み続けられるまちづくりを



13 気候変動に具体的な対策を



【目指す姿】

- 災害、有事、感染症（新型コロナウイルス感染症等）への備えが整う安全安心なまちを目指します

【現状と課題】

沖縄地方は台風の通り道となっており、平均的に毎年7個強の台風が来襲し、暴風雨、高波などを伴って各所に大きな被害を与えているとともに、梅雨期を中心にした大雨による浸水、がけ崩れなどの災害が発生しやすい自然環境にあります。近年における全国的な豪雨災害の頻発や、東日本大震災・熊本地震等の大規模災害も踏まえた備えが求められている中、令和元（2019）年度末以降からは新型コロナウイルス感染症への対応も喫緊の課題となっています。

これら各種災害から被害を最小限に抑えるには「自助」「共助」「公助」の役割が重要となりますが、本市の市民意識調査によれば「特に防災対策に取り組んでいない」と答えた割合が約4割となっており、市民一人一人の防災意識の向上も課題となっています。また、地域が主体となった自主防災組織の結成及び機能強化が全国的に求められている中で、本市においては自主防災組織数が12組織に留まっており、全地区の設置が課題となっています。

公助の役割である行政においても、新型コロナウイルス感染症等に対応した新たな災害対応スタイルの構築や、近年の観光客の増加も踏まえた対応の検討、台風・豪雨・地震等の災害に向けたインフラ整備が求められています。



防災訓練

【今後の取組方針】

1. 地域の防災力の強化

自主防災組織の設立に向けては、企業等による組織化の支援を検討するとともに、地域に応じて避難訓練、受入訓練を行います。

需要が高まっている防災士資格について、養成講座での合格者（防災士）を防災力強化に繋げられるような取組を検討します。

近年の観光客の増加も踏まえ、観光客が避難できる体制の確保に努めます。

住民の自主的な防災対策の向上に向け、防災訓練やイベントを通じて普及啓発に努めるとともに、防災の日における広報活動等を行います。

2. 行政の防災体制の充実

市役所内部での防災体制の充実に向け、防災訓練を継続実施するとともに、防災推進員（職員）の研修内容を充実させます。

津波浸水想定区域における新たな指定緊急避難場所を設置します。

新型コロナウイルス感染症等に対応した新たな災害対応スタイルを構築します。

3. インフラ整備等

インフラ整備（浸水対策含む）に関しては、令和2（2020）年度に策定した豊見城市国土強靱化地域計画に基づき、計画的な進捗管理に努めます。また、国土強靱化地域計画の策定に合わせて事前復興計画の策定についても検討します。

4. 感染症対策

新型コロナウイルス感染症対策を考慮した避難所開設・運営対策等に適切に取り組みます。

沖縄県や南部保健所など関係機関と常に連携を図り、感染症に対する情報を収集の上、市民に対し、市ホームページや広報紙、電光掲示板による周知を行い、特に緊急の際には、防災無線や広報車も活用し、迅速に情報提供を行います。

感染症対策に適切に対応できるよう、適宜「豊見城市新型インフルエンザ等対策行動計画」の見直しを実施します。特に、「豊見城市新型インフルエンザ等対策部局別対応マニュアル」及び「豊見城市業務継続計画（BCP）【新型インフルエンザ等対策編】」については、適宜、内容の精査を行い、感染症対策の体制整備に努めます。

5. 国民保護

国民保護については、市民等に対し国からの情報の正確・速やかな伝達に努めます。

section
01section
02section
03section
04section
05安全安心な
協働のまち

【目標指標】（取組方針を推進し、目標達成を目指します。）

| No | 指標名 | 単位 | 現状値（R1） | 目標値（R7） |
|----|-------------------------------|----|---------|---------|
| 1 | 災害対策の取り組みを1つ以上行う市民の割合（市民意識調査） | % | 62 | 67 |
| 2 | 自主防災組織数 | 組織 | 12 | 22 |
| 3 | 自主防災組織における避難訓練参加者数 | 人 | 1,733 | 3,454 |
| 4 | 災害時協定数 | 協定 | 75 | 81 |
| 5 | 防災備蓄食料整備率 | % | 38.20 | 73.90 |

〈目標値設定の理由、考え方〉

1. 毎年1%の向上により、3分の2の住民の方が取り組むことを目指します。
2. 令和2年度は1団体追加を見込み、令和3年度以降は毎年2団体の増加（5年間で10団体）を目指します。
3. 令和元年度の1組織あたりの参加者数が157人／組織であることから、防災組織数の増加に伴って参加者数も増加することを目指します。
4. 毎年度1団体の協定締結を目指します。
5. 令和元年度から令和2年度の伸び率5.95%を毎年向上させることを目指します。

【市民や地域で心がけること】

- 防災マップを確認・利用するなど、家庭での備えを整えましょう。
- 防災訓練に積極的に参加しましょう。



【関連する計画等】

- ・ 豊見城市国土強靱化地域計画
- ・ 地域防災計画
- ・ 豊見城市新型インフルエンザ等対策行動計画
- ・ 豊見城市国民保護計画



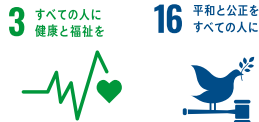
自主防災組織設立報告



防犯・交通安全の推進



【関連する SDGs】



【目指す姿】

- 市民の防犯及び交通安全に対する意識の高揚と自主的な地域安全活動の推進を図り、もって安全で住みよい地域社会を目指します

【現状と課題】

安全で住みよい地域社会の実現に向けた犯罪・交通事故の未然防止については、住民意識の高揚と自主的な地域安全活動の推進が重要とされています。

沖縄県における刑法犯の認知件数は年々減少しており、特に認知件数の約7割を占める窃盗の件数が大きく減少しています。引き続き地域単位での防犯活動が求められるほか、地域から要望の多い防犯灯の設置についての対応が求められています。

交通事故に関しては、沖縄県において発生件数・死傷者数ともに8年連続で減少を続け、死者数は統計史上最少となる等の結果となっています。しかしながら、飲酒絡みの事故が7年ぶりに増加し、人身事故に占める飲酒絡みの割合が全国平均の約2.6倍で全国ワースト1に転落する等の課題が指摘されており、引き続き意識啓発及び道路交通環境の整備が強く求められています。

【今後の取組方針】

1. 地域の防犯体制づくり

「地域の安全は地域で守る」環境を醸成するため、県民総ぐるみで実施されている「ちゅらさん運動」など、市民が地域の防犯意識啓発活動に積極的に参加できるよう、その推進を図ります。

自治会等による防犯灯設置支援など、安全安心な地域づくりの支援を行います。

警察、防犯協会などの関係機関や団体と連携しながら、地域の自主防犯ボランティア団体の防犯活動や団体発足を積極的に支援していきます。

公共の場所における防犯カメラの設置については、社会情勢の変化に応じて条例に基づきながら適切に対応します。

2. 交通安全運動の推進

市民へ交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより交通事故防止及び飲酒運転根絶運動を推進します。

警察、交通安全協会などの関係機関や団体と交通安全に関する情報交換を積極的に行うとともに、連携の強化を図ります。

企業とも連携しながら、市として子ども向け、高齢者等、年代に応じた交通安全普及啓発活動を推進します。

安全な道路交通環境の整備については、通学路安全プログラムや地域の要望等に基づき優先順位を付けながら計画的に交通安全施設を整備します。また、交通事故多発地点の対策については、豊見城警察署と連携を図りながら、引き続き路面標示等による注意喚起を行い、住民啓発に努めます。

【目標指標】（取組方針を推進し、目標達成を目指します。）

| No | 指標名 | 単位 | 現状値 (R1) | 目標値 (R7) |
|----|---------------|-----|----------|----------|
| 1 | 自主防犯ボランティア団体数 | 団体 | 52 | 77 |
| 2 | 交通死亡事故発生件数 | 件/年 | 2 | 0 |

〈目標値設定の理由、考え方〉

1. 現在の団体数のうち、自治会は 23 自治会のみとなっていることから、全 48 自治会の登録を目指します。
2. 交通死亡事故が発生しないことを目指します。

【市民や地域で心がけること】

- つねに防犯意識を持ちましょう。
- 交通ルールを守り、飲酒運転をやめましょう。
- 通勤、通学の交通安全に努めましょう。



施策分野

5-4

消防と救命救急体制の充実



【関連する SDGs】

11 住み続けられる
まちづくりを



【目指す姿】

- 消防・救命救急体制を充実させ、火災等の災害から市民の生命・身体・財産を守ります

【現状と課題】

本市における火災件数は年間 10 件程度発生しており、年による変動はあるものの平成 24（2012）年度の 24 件をピークとして減少傾向にあります。一方、救急出動件数は人口増・観光客増に伴い年々増加傾向にあります。

今後も、更なる人口の増加と大型複合商業施設の開業に伴う市外からの来訪者や観光客の増加に加え、ホテル等の建設や与根地区等の物流倉庫の建設に伴い相当の消防救急需要の増加が見込まれることから消防力の強化が必要となってきます。

また、火災予防に向けた住宅用火災警報器の未設置世帯に対する設置促進の取り組みや、救命効果向上に向けた救命（応急手当）講習による普及啓発活動も重要となります。



section

01

section

02

section

03

section

04

section

05

安全安心な
協働のまち

【今後の取組方針】

1. 消防力の向上と火災予防の推進

緊急車両の計画的な代替整備及び新規整備を進めるとともに、防火水槽を含めた消防水利の計画的整備を行います。

消防団の組織強化については、引き続き普及・啓発に取り組み、入団促進を図るとともに、資機材等の整備を図り、地域防災力の充実強化につなげます。

各種大規模災害の対策として、海上保安庁及び自衛隊等との継続的な連携体制の強化に努めるとともに、あらゆる環境に応じた各種出動計画の見直しを行います。

市内において大型の防火対象物の建設が相次いでおり、警防活動上の観点から、これら施設への立入検査を実施するほか、災害時の警防活動が迅速かつ効果的に行えるよう警防査察の実施に努めます。

消防署の社会的役割、使命などを理解してもらうため消防署見学や、キャリア教育を目的としたインターンシップの受け入れを積極的に行います。

また、女性消防職員の採用に向けて志願者数を増やす取組を推進します。

火災予防の啓発に関しては、逃げ遅れの多い高齢者のみならず市民全体の周知に努めるとともに、住宅用火災警報器の普及に向けて女性防火クラブとの連携や、防災無線の活用、地域での住宅用火災警報器の共同購入推奨に取り組めます。



女性防火クラブ

2. 救命救急体制の充実、強化

友愛医療センターを拠点とした派遣型救急ワークステーション運用が令和2（2020）年8月より開始し、救急救命士や救急隊員の質の向上並びに直近救急現場対応に努めます。

また、救命（応急手当）講習については、新型コロナウイルス感染症等の影響も踏まえながら学校・事業所等での取組促進に向けて機材等の貸出を行っていきます。

【目標指標】（取組方針を推進し、目標達成を目指します。）

| No | 指標名 | 単位 | 現状値（R1） | 目標値（R7） |
|----|------------------------------------|-------|---------|---------|
| 1 | 住宅用火災警報器（自動火災報知設備を含む）設置率 | % | 68 | 75 |
| 2 | 消防・救急の現場到着までの平均時間 | 分 / 件 | 8.6 | 8.2 |
| 3 | 過去5年以内に救命（応急手当）講習を受けた市民の割合（市民意識調査） | % | 34.8 | 40 |

<目標値設定の理由、考え方>

1. 全国設置率が81%であることから、市内全住宅を対象に令和7年度75%、令和12年度81%の設置率を目指します。
2. 運用開始を予定している救急ワークステーションと令和5年度に計画する新規救急車整備の効果を見込み、更なる救命率向上のため、現場到着時間の短縮を目指します。
3. 同種の調査結果である那覇市の平成30年度実績の41%を参考として、同様の水準まで高めることを目指します。

【市民や地域で心がけること】

- 救急車の適正利用に努めましょう。
- 火災予防に努めましょう。
- 応急手当講習会に参加しましょう。

section
01section
02section
03section
04section
05安全安心な
協働のまち

5-5 広報・広聴の推進



【関連する SDGs】

16 平和と公正を
すべての人に



【目指す姿】

- インターネット、SNS など市民への新たな情報提供サービスを積極的に活用しながら市民が必要とする情報をわかりやすく的確に提供することで、市に対する魅力を伝え、市政への関心を高めます
- 市民の意識や動向を的確に把握し、市政への反映を図ります

【現状と課題】

本市では、市政に関する情報を広報紙「広報とみぐすく」や市ホームページ、地域コミュニティFMラジオ放送に加えて、SNS（LINE、You Tube）を活用し、市内外への情報発信に努めています。この結果として、市民意識調査によれば、「「広報とみぐすく」により市の情報を得ている」と答えた割合が約 85%、「市ホームページ」と答えた割合が約 20%と大半の市民が情報を得ており、「市の情報を得ていない」と答えた割合は約 5%に留まっています。今後は、「市の情報を得ていない」と答えた割合が 30 代以下に多くみられることから、若い世代への関心を喚起する取り組みが求められています。

一方、市民の市政等に対する意識や動向の把握に関しては、毎年市民意識調査を行っているほか、各種計画策定における市民会議・審議会・懇話会の設置やパブリックコメントの実施、更に令和元（2019）年度より地域懇談会を実施する等の取り組みを行っていますが、市民意識調査によれば、市政に対して意見や要望を言える機会が設けられていると「思う」市民は 23%に留まっており、「わからない」40%、「思わない」32%ということから、広聴及び市民参加の促進が課題となっています。



広報とみぐすく

【今後の取組方針】

1. 市政情報の発信

従来の情報発信ツールである市広報紙や市ホームページ等に加え、SNS等の新たな情報発信ツールを活用し、積極的に市政やまちづくりに関する情報を分かりやすく発信するとともに、市内外へ「とみぐすくの魅力」発信に努めます。

広報媒体の多様化に合わせた効果的な情報発信・共有の方法等について分析を行い、よりタイムリーかつ的確に市民が市政情報を得ることができるよう広報の強化に努めます。

2. 広聴、市民参加の促進

まちづくりに関わる各主体への取材や市民アンケート調査を推進するとともに、情報技術を積極的に活用した広聴に努めます。また、電子意見箱やパブリックコメントなどの広聴ツールを広く周知するとともに、市ホームページでの案内をわかりやすくするなど、市民が市政に関する意見・要望等を提言しやすい環境を整えます。

まちづくりの各主体が積極的に情報発信できる場や機会の充実を図りながら、あらゆる立場や年代の市民がまちづくりを学び・参加できる機会を促進し、市民参加の意識の高揚を図ります。また、ワークショップ、パブリックコメント、審議会、地域懇談会等による市政への企画立案、実施及び評価などのプロセスへ参加・提案できる機会の拡大に努めます。

【目標指標】（取組方針を推進し、目標達成を目指します。）

| No. | 指標名 | 単位 | 現状値 (R1) | 目標値 (R7) |
|-----|---|----|----------|----------|
| 1 | 市広報により、市政情報を得ている市民の割合 (市民意識調査) | % | 95.3 | 95.3 |
| 2 | 市政に対して意見や要望を言える機会が設けられていると感じる市民の割合 (市民意識調査) | % | 23.1 | 30 |

〈目標値設定の理由、考え方〉

1. 大半の市民が市政情報を得ていると考えられることから、引き続き現水準を保つことを目指します。
2. 年代別で比率の最も高い60歳代の30%を全世代として高めていくことを目指します。

【市民や地域で心がけること】

- 市の広報紙や公式LINEなどによる市の情報に関心を持ちましょう。
- 市政に積極的に参加し、意見を伝えましょう。



施策分野

5-6

行政運営・行財政改革の推進



【関連する SDGs】

12 つくる責任
つかう責任



16 平和と公正を
すべての人に



17 パートナシップで
目標を達成しよう



【目指す姿】

- 社会情勢や市民ニーズの変化に対応できる行政の体制を整備し、民間事業者の有するノウハウが積極的に活用されることで、市民への行政サービスをより迅速・正確・適切なものとしします
- 自主財源の確保に努めながら、中長期の計画（総合計画・財政計画・行政改革アクションプラン等）に基づき、選択と集中による行財政運営を図ります

【現状と課題】

多様化・高度化する市民ニーズやコロナ禍における景気の低迷、国・地方を通じた厳しい財政状況から、多くの自治体では今後も厳しい財政運営を迫られることが見込まれます。また、地方分権の進展と地域主権への移行に伴い、地方自治体は自らの判断と責任のもと、地域の特性を活かした個性豊かなまちづくりを推進していくことが求められています。

本市においては、歳入では人口増加等に伴う市税の増加が見込まれているものの、歳出では年少人口比率の高さを背景とする子育て関連施策や社会保障制度におけるサービスの多様化及び人口の増加傾向等に伴う扶助費の増加に加え、旺盛な行政需要が見込まれており、財政状況は中期的に見ても依然として厳しい状況となっています。

今後も安定した行政サービスを継続していくため、各種事業の選択と集中が必要とされているほか、制度改正や国・県からの権限移譲等による事務量の増加に対応する業務改善の推進、職員適正数の追求と能力向上が求められています。また、民間事業者の協力も得ながら、民間の知恵やノウハウ、資金を活用したより効果的・効率的なサービスの提供が期待されています。特に、コロナ禍におけるデジタル化の推進は国全体の喫緊の課題となっています。



窓口業務

【今後の取組方針】

1. 魅力ある自治体の推進

中長期的に予測される人口減少時代に備え、本総合計画を基に各施策等を実施し、他自治体と差別化された魅力ある市政運営に努めます。

2. 行政デジタル化の推進

各種情報セキュリティ対策の強化に努めつつ、行政の徹底したデジタル化、情報発信の強化に取り組み、効果的・効率的な市民サービス、行政運営等について積極的にデジタル化を推進します。また、最新のデジタル技術を取り入れながらシティプロモーションのツールとしても積極的に活用します。

3. 民間活力の活用

各種窓口業務外部委託に向けた検討を行いつつ、既に実施している窓口業務外部委託の効果検証を行い、今後の方針について適切に対応します。また、PPP/PFIの導入に関する手引き等を策定し、事業担当課での導入検討が容易となるようにしながら、導入を推進します。

4. 行政サービスの充実

第5次行政改革アクションプランの方策を今後も着実に進めながら、専門的知見のある外部委員を登用した審議会において客観的な視点で事業評価することで、職員が意識を持って事業改善に取り組んでいけるようにします。

5. 組織改革と人事管理・人材育成

行政需要の多様化や社会情勢の変化に対応できる体制づくりに向け、今後も継続して組織機構のあり方や、適正な人員配置と職員数確保の検討を行います。

定員管理については、定員モデル、類似団体の状況も鑑みながら、定員管理計画を策定し、職員採用や定員配置の適正化に計画的に取り組めます。

人事評価制度については、今後も引き続き適正な運用に努め、必要に応じて運用方法を見直しながら制度を充実させます。

人材育成については、OJTによる指導を行いながら、研修等により幅広い知識の習得と能力の向上に努めます。

6. 健全な財政運営

国や県などの動向に留意しつつ、多子高齢化の進行と将来的な人口の伸びの鈍化、経済情勢の悪化の可能性などを考慮しつつ、中期的な財政計画の下で選択と集中による財政運営を実施するとともに、効率的で効果的な予算編成と執行に努めます。

section
01section
02section
03section
04section
05安全安心な
協働のまち

7. 自主財源の確保

徴収事務の AI-OCR 等による機械化・自動化による効率化を図り、キャッシュレスの取り組みにより滞納の未然防止に努め、市税徴収率向上に向けて取り組みます。

また、自主財源の確保に向け、低・未利用地の高度利用を促進し、都市機能の集積や企業等を誘致することにより課税客体の増加につなげ税収の増加を図るとともに、ふるさとづくり寄附制度の利用促進を図ります。

【目標指標】（取組方針を推進し、目標達成を目指します。）

| No | 指標名 | 単位 | 現状値 (R1) | 目標値 (R7) |
|----|-----------------------------|-----|-------------|----------|
| 1 | 総合計画進捗率 | % | 50 | 100 |
| 2 | デジタルファースト宣言に対応した業務数（累計） | 業務 | 0 | 6 |
| 3 | 行政改革アクションプラン進捗率 | % | 95.1 | 100 |
| 4 | 市役所職員の対応が良いとする市民の割合（市民意識調査） | % | 69 | 72 |
| 5 | 財政力指数 | | 0.63 (H30) | 0.66 |
| 6 | 将来負担比率 | | 115.0 (H30) | 115 未満 |
| 7 | 市税徴収率 | % | 97.2 | 97.8 |
| 8 | ふるさとづくり寄付額 | 百万円 | 399 | 1,000 |

〈目標値設定の理由、考え方〉

1. 本基本計画が掲げる全ての施策の目標達成を目指します。
2. 令和2年度以降、毎年度1業務の対応を目指します。
3. 現状が95%であることから、100%の目標達成を目指します。
4. 地域別で最も高い伊良波中校区の水準を全市的に高めていくことを目指します。
5. ここ数年の実績値の傾向を踏まえ、隔年で0.01ずつ上昇することを目指します。
6. 現状では県内ワースト2位の比率であり、本市ワーストの値である115未満を保つことを目指します。
7. 令和元年度11市1位である那覇市98.3%に向けて、ここ数年の実績値の傾向を踏まえて毎年0.1%の増加を目指します。
8. 全国100位以内の寄附額10億を目指します。

【市民や地域で心がけること】

- 行政運営や市の財政状況に関心を持ちましょう。



【関連する計画等】

- ・ 第5次豊見城市行政改革アクションプラン
- ・ 豊見城市中期財政計画
- ・ 豊見城市公共施設等総合管理計画

参考資料

| | |
|--|-----|
| 豊見城市振興計画審議会規則 | 122 |
| 豊見城市まち・ひと・しごと創生審議会規則 | 123 |
| 豊見城市総合計画策定委員会設置規程 | 124 |
| 第5次豊見城市総合計画策定基本方針 | 125 |
| 豊見城市基本構想の策定に関する条例 | 128 |
| 第1次総合計画から第4次総合計画への変遷 | 129 |
| 本市をとりまく環境変化と本市の特性 | 130 |
| 第2期人口ビジョン及び豊見城市まち・ひと・しごと創生総合戦略【概要】 | 134 |
| SDGsと前期基本計画（第2期総合戦略）との対応 | 135 |
| 第5次豊見城市総合計画及び第2期豊見城市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定機構図 | 136 |
| 振興計画審議会、まち・ひと・しごと創生審議会及び市民会議の概要 | 137 |
| 庁議・策定委員会、作業部会及び市民意識調査／パブリックコメントの概要 | 138 |
| 振興計画審議会への諮問文 | 139 |
| 振興計画審議会からの中間答申文 | 140 |
| 振興計画審議会からの答申文 | 141 |
| まち・ひと・しごと創生審議会への諮問文 | 142 |
| まち・ひと・しごと創生審議会からの答申文 | 143 |
| 振興計画審議会委員名簿 | 144 |
| まち・ひと・しごと創生審議会委員名簿 | 145 |
| 市民会議名簿 | 146 |



(趣旨)

第1条 この規則は、豊見城市附属機関の設置に関する条例（平成16年豊見城市条例第18号）第3条の規定に基づき、豊見城市振興計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 審議会は、振興計画及び国土利用計画に関し必要な事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務企画部企画調整課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

～省略～

豊見城市まち・ひと・しごと創生審議会規則

平成27年6月22日規則第40号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊見城市附属機関の設置に関する条例（平成16年豊見城市条例第18号）第3条の規定に基づき、豊見城市まち・ひと・しごと創生審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、豊見城市まち・ひと・しごと創生に係る次の事項について調査及び審議し、その結果を市長に答申するものとする。

- (1) 地方版人口ビジョンに関すること。
- (2) 地方版総合戦略に関すること。
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、まち・ひと・しごと創生に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 産業、教育及び金融に識見を有する者
- (2) 行政機関の職員等
- (3) 市民（個人又は法人の代表者）
- (4) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が必要に応じて招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、審議会の議長となる。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、必要と認めるときは、他の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員及び審議会に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務企画部企画調整課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

～省略～

(設置)

第 1 条 豊見城市の総合計画を策定するため、豊見城市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 基本構想及び基本計画に関すること。
- (2) その他総合計画策定について必要なこと。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、総務企画部長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、次の表に掲げる職にある者をもって充てる。

政策調整監 市民部長 福祉健康部長 都市計画部長 経済建設部長 上下水道部長
教育部長 消防長 議会事務局長

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

(関係者の意見の聴取等)

第 6 条 委員長は、委員会の会議に必要があるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(部会)

第 7 条 委員長は、基本構想及び基本計画の策定に関し必要な調査研究のため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、課長及び班長の職にある者のうちから委員長が指名する者をもって構成する。ただし、委員長が必要と認めるときは、課長又は班長の職にある者以外の者を指名することができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、総務企画部企画調整課において処理する。

(その他)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

～省略～

第5次豊見城市総合計画策定基本方針

令和元年7月2日市長決裁

1 総合計画策定の趣旨

豊見城市では、総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、本市の将来像などを示す「基本構想」を定め、これを達成するための施策を体系化した総合計画を策定してきました。

本市における総合計画は第1次総合計画（昭和53年～昭和62年）より始まり、その基本構想のなかで「緑ゆたかな都市（まち）・豊見城」を将来像とし、豊見城団地の造成等による急激な人口増や都市化の動きのなか、農村と都市との調和を図り発展すべく施策を展開した。

第2次総合計画（平成元年～平成12年）においては、「緑豊かな近代都市・豊見城」を将来像とし、道路等の都市基盤の整備や豊崎地先の埋立を推進し、健康で快適な住みよい都市を、また市への昇格を目指した。

次の第3次総合計画（平成13年～平成22年）においては、健康で文化的な環境の確保と地域社会の均衡ある発展のため、「みどり豊かな健康文化都市・豊見城」を将来像として掲げ、平成14年度においては、永年の懸案であった市制を施行するに至った。

しかしながら、都市としての急激な発展は、人と地域の変え、多様な価値観や新たな価値観を生み出し、「ひとづくり」や「地域づくり」によるコミュニティの「再生」が課題となった。そのため、第4次総合計画（平成23年～令和2年）では、まちづくりに関わる多様な主体を繋げて地域力の「新生」を図ることをテーマに「ひと・そら・みどりがつなぐ響（とよ） むまち とみぐすく」を将来像とし、総合的かつ計画的な各施策の目標に向かった取り組みが行われ、平成24年には人口6万人を達成し、平成30年には、新たな防災拠点とともにまちづくりのシンボルとなる市役所庁舎ならびに市消防庁舎を新しく建設した。

また、この間に将来懸念される人口減少に対応すべく平成26年に施行された「まち・ひと・しごと創生法」による長期人口展望をもった施策の展開が求められ、令和元年の「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」による「地方へのひと・資金の流れを強化する」、「新しい時代の流れを力にする」などの新たな視点に重点を置いた施策の展開も今後求められている。

今般、第4次総合計画の終了を迎えるにあたり、今後の市の更なる発展を図るべく、内外の変化や豊見城の魅力・成長の材料を的確に捉え、市の自己決定と自己責任の下に行政運営の方向性を明確にし、目標を達成するための施策を体系的に構築して計画的に推進するため、市の最上位計画となる「第5次豊見城市総合計画」を策定する。

2 総合計画の名称等

(1) 名 称

第5次豊見城市総合計画

(2) 構 成

第5次豊見城市総合計画は「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成する。

(3) 期 間

基本構想の期間は令和3年度から令和12年度までとする。

基本計画は、5年を経過する時点で見直しを行う。

実施計画は、原則3年を実施期間とし、毎年度ローリングする。

3 総合計画策定の基本方針

(1) 社会情勢や環境の変化への対応

「人口減少時代」が到来し、社会の衰退や維持困難が強く懸念されるなかで、今後予想される行政課題や市民の要望を把握し、様々な角度から十分に検討することで、各分野の施策が連動し、総合的かつ計画的に効果を発揮する計画の策定を図る。

(2) 実効性の確保

現在の行財政の状況を踏まえたうえで、実現可能な計画の策定を図る。ただし、策定にあたっては、各施策の必要性や緊急性についても考慮し、無駄のない経費で最大の効果を発揮できる市民サービスについて検討し、将来に負担を先送りしない持続可能な行財政運営を目指す。

(3) 活用性の確保

目標の達成状況を客観的に把握することができるよう、各施策について明確な指標を設定し、施策の進捗状況の管理及び評価への活用を行う。また、それらの結果を公表することで、市民との将来目標及び目標達成状況に係る情報共有ツールとしての活用が可能となる。

(4) 地域特性の反映

本市が有する自然的条件、歴史的条件及び社会的条件等諸条件を踏まえ、その特性を活かした自主性のある計画を策定する。

(5) 市民参加と職員参加

多様化・高度化する市民ニーズに適切に対応するべく、策定作業内容の公表や市民アンケートの実施、市民会議の開催等により、多くの市民の意見が計画に反映できるよう努める。また、計画の実効性・実現性をより高めるため、各施策に携わる職員の参加推進を図り、全庁体制で策定作業に取り組んでいく。

4 将来像

本市は、第4次総合計画において「ひと・そら・みどりがつなぐ響（とよ）むまち とみぐすく」を将来像として掲げ、都市化が進むなかで、まちとみどりの調和、人と地域の関係の変化、そして、新たな価値観と方向性が求められ、地域コミュニティの「再生」と地域力の「新生」をテーマに魅力あるまちづくりを推進してきたところである。

第5次総合計画の将来像については、第4次総合計画に基づき取り組んだ行政運営について振り返り、分析・評価を行い、その結果を活かした将来像を掲げる。

5 策定体制

計画策定の体制については、それぞれの役割を次のとおりとする。

(1) 豊見城市総合計画策定委員会

総合計画策定に係る庁内における最上位の意思決定機関。副市长、部長級職員等により構成する。

(2) 豊見城市総合計画策定委員会部会

課長及び班長級職員等により構成し、各分野における具体的施策等について検討を行う。

(3) 豊見城市市民会議

市民等で構成され、計画策定について市民視点での議論を行う。

- (4) 豊見城市振興計画審議会
市民代表や有識者等により構成し、市長からの諮問を受け、総合計画について審議を行う。
- (5) 事務局（豊見城市総務企画部企画政策課 ※令和2年度：企画調整課）
策定事務に係る庶務、統括等を担当する。
- (6) コンサルタント等の活用
総合計画策定作業の支援のためにコンサルタント等を活用する。

6 策定機構図・・・別紙

(目的)

第1条 この条例は、基本構想の策定について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、基本構想とは、市政の総合的かつ計画的な運営を図るために長期的な展望に立って定める構想をいう。

(基本構想の策定)

第3条 市長は、基本構想を策定する。

(議会の議決)

第4条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、豊見城市議会基本条例（平成30年豊見城市条例第21号）第14条の規定に基づき、議会の議決を経なければならない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

第1次総合計画から第4次総合計画への変遷

●第1次総合計画（昭和53（1978）年～昭和63（1988）年）〈目標人口：45,000人〉

将来像：「緑ゆたかな都市（まち）・豊見城」



近隣市の成長エネルギーが村内に流入し、宅地開発が進展、豊見城団地の造成等による急激な人口増や地域環境の変化と生活様式の急変など都市化の動きのなか、農村と都市との調和を図り発展すべく総合計画を定めることとし、これに基づいた施策を展開しました。

●第2次総合計画（平成元（1989）年～平成12（2000）年）〈目標人口：60,000人〉

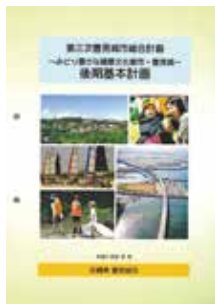
将来像：「緑豊かな近代都市・豊見城」



第1次に引き続き、人口急増による地域環境と生活様式の変化への対応をするため、豊崎地先の埋立や道路等の都市基盤の整備に加えて、新たに観光に関する取組等を推進し、健康で快適な住みよい都市を、また、市への昇格を目指しました。

●第3次総合計画（平成13（2001）年～平成22（2010）年）〈目標人口：60,000人〉

将来像：「みどり豊かな健康文化都市・豊見城」



人口増加率の低下と少子高齢化、産業構造の変化に対応するため、健康で文化的な環境の確保と地域社会の均衡ある発展を目指した施策を展開しました。

平成14（2002）年度には、永年の念願であった市制を施行するに至りました。

●第4次総合計画（平成23（2011）年～令和2（2020）年）〈目標人口：70,000人〉

将来像：「ひと・そら・みどりがつなぐ響（とよ）むまちとみぐすく」



第3次までの都市としての急激な発展は、人と地域の変え、多様な価値観へ対応することが必要となりました。このため、まちづくりに関わる多様な主体を繋げて“ひとづくり”や“地域づくり”によるコミュニティの「再生」と地域力の「新生」を図ることをテーマとし、総合的かつ計画的に各施策の目標に向かった取組を展開しました。

平成24（2012）年には人口6万人に到達しました。

本市をとりまく環境変化と本市の特性

1. 豊見城市をとりまく環境変化

(1) 新型コロナウイルス感染症の拡大（COVID-19 による影響）

令和 2（2020）年は新型コロナウイルス感染症が世界規模で急速な拡大がみられ、世界規模でのパンデミックとなり、多くの国・地域において厳格な措置等、都市封鎖や外出禁止（ロックダウン）により世界経済に深刻な影響を与えた。令和 3（2021）3 月時点で、感染症の収束は見通せない状況で、国民の生活スタイルやあらゆる価値観へも多大なる影響を及ぼすこととなり、産業・経済においても構造変化や変革を余儀なくされています。

(2) 人口動態変化の波（人口減少・超高齢社会）

日本国内では、既に人口減少社会に突入しており、東京一極集中なども含めて、地域的な人口の偏在も加速しつつあります。このような中、沖縄県では増加基調にあるものの、向こう 10 年にかけて減少に転じるとの推計もあり、特に 65 歳以上人口の割合はこれまでを上回るペースで上昇することが予想され、県民の生活のみならず、産業・経済の各分野への影響が懸念されています。

(3) 新たなライフスタイル（SDGs の展開）

世界的な潮流として、さまざまな施策展開において、SDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）思考による行動や取組が求められています。

沖縄県でも「誰一人取り残さない社会」を目指しており、経済的な価値と同時にあらゆる社会的な価値も創造し、新たな価値観に基づく行動・取組を行うこととしています。

(4) テクノロジー進化の波（生活・社会・経済の変容と変革）

近年、新型コロナウイルス感染症の拡大などもあり、さまざまな産業において、新たなデジタル技術等を使いこれまでにないビジネスモデルを展開する動きが加速しています。各企業では、急激な環境変化などに対応すべく、ビジネスでの競争力維持や強化、ビジネスモデル変革に向けて、DX（デジタルトランスフォーメーション）を進めているところです。このような中、生活行動の変容、価値観の多様化などにより、経済活動に加え、人々の働き方やライフスタイルにも変わりつつあります。こうした潮流がもたらす未来社会を見据えた取組が必要となります。

(5) 沖縄の優位性

本県においては、地理的優位性やソフトパワー等の比較優位を生かした仕組みづくりを継続する必要があります。目まぐるしい環境変化を踏まえながらも、ヒト・モノ・カネ・情報などが集うよう成長が著しいアジア等のニーズを捉え、国内との結節点としての優位性を十分に発揮する必要があります。

2. 豊見城市の特性

(1) 産業構造の特徴

本市の産業構造について、事業所数（2016年）を用いて整理すると、卸売業や小売業が全体の約26.3%を占めており、医療・福祉が約11.2%、建設業が約10.6%、宿泊業、飲食サービス業が約9.8%と続いています。沖縄県全体と比べてみると、建設業（約3.9ポイント）、医療・福祉（約3.2ポイント）、教育・学習支援業（約1.8ポイント）、卸売業や小売業などの商業（約1.7ポイント）などの業種のウェイトが高くなっている一方で、宿泊業・飲食サービス業（約△8.3ポイント）、不動産業・物品賃貸業（約△2.8ポイント）などが低くなっています。さらに、全国との比較では、医療・福祉（約3.1ポイント）や教育・学習支援業（約3.1ポイント）、建設業（約1.4ポイント）で高く、宿泊業・飲食サービス業（約△3.3ポイント）や製造業（約△2.7ポイント）で低くなっています。

| 事業所数(2016) | 全国 | 沖縄県 | 豊見城市 | 全国 | 沖縄県 | 豊見城市 |
|---------------------|-----------|--------|-------|--------|--------|--------|
| A 農業, 林業 | 29,156 | 371 | 5 | 0.55 | 0.58 | 0.24 |
| B 漁業 | 3,426 | 23 | 0 | 0.06 | 0.04 | 0.00 |
| C 鉱業, 採石業, 砂利採取業 | 1,851 | 35 | 1 | 0.03 | 0.05 | 0.05 |
| D 建設業 | 492,734 | 4,286 | 216 | 9.23 | 6.67 | 10.57 |
| E 製造業 | 454,800 | 3,065 | 119 | 8.52 | 4.77 | 5.82 |
| F 電気・ガス・熱供給・水道業 | 4,654 | 29 | 0 | 0.09 | 0.05 | 0.00 |
| G 情報通信業 | 63,574 | 668 | 14 | 1.19 | 1.04 | 0.69 |
| H 運輸業, 郵便業 | 130,459 | 1,350 | 70 | 2.44 | 2.10 | 3.43 |
| I 卸売業, 小売業 | 1,355,060 | 15,843 | 538 | 25.37 | 24.65 | 26.33 |
| J 金融業, 保険業 | 84,041 | 873 | 21 | 1.57 | 1.36 | 1.03 |
| K 不動産業, 物品賃貸業 | 353,155 | 5,283 | 110 | 6.61 | 8.22 | 5.38 |
| L 学術研究, 専門・技術サービス業 | 223,439 | 2,600 | 75 | 4.18 | 4.04 | 3.67 |
| M 宿泊業, 飲食サービス業 | 696,396 | 11,636 | 200 | 13.04 | 18.10 | 9.79 |
| N 生活関連サービス業, 娯楽業 | 470,713 | 5,988 | 193 | 8.81 | 9.32 | 9.45 |
| O 教育, 学習支援業 | 167,662 | 2,832 | 127 | 3.14 | 4.41 | 6.22 |
| P 医療, 福祉 | 429,173 | 5,110 | 228 | 8.04 | 7.95 | 11.16 |
| Q 複合サービス事業 | 33,780 | 336 | 7 | 0.63 | 0.52 | 0.34 |
| R サービス業(他に分類されないもの) | 346,616 | 3,952 | 119 | 6.49 | 6.15 | 5.82 |
| 合計 | 5,340,689 | 64,280 | 2,043 | 100.00 | 100.00 | 100.00 |

出所：総務省、「RESAS（地域経済分析システム）」より作成。

(出典：総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」等データの再編加工)

次に従業員数ベースでみると、ウェイトの高い順に医療・福祉が（全体の）約23.7%、卸売業・小売業が約20.2%、サービス業（他に分類されないもの）が約13.2%となっています。

沖縄県全体との対比では、医療・福祉（約6.8ポイント）、サービス業（他に分類されないもの）（約3.9ポイント）、運輸業・郵便業（約2.1ポイント）などの業種が高くなっている一方で、宿泊業・飲食サービス業（約△5.6ポイント）、情報通信業（約△1.8ポイント）、学術研究・専門・技術サービス業（約△1.4ポイント）などで低くなっています。参考までに、全国との対比をみると、医療・福祉（約10.8ポイント）、サービス業（他に分類されないもの）（約4.9ポイント）、運輸業・郵便業（約1.4ポイント）などで高くなっている一方で、製造業（約△9.5ポイント）、情報通信業（約△2.5ポイント）、宿泊業、飲食サービス業（約△1.8ポイント）で低くなっています。総じてみると、生活支援などに関する業種のウェイトが相対的に高くなっている一方でモノづくりや観光関連の業種が低くなっています。

| 従者数・人（2016） | | 全国 | 沖縄県 | 豊見城市 | 全国 | 沖縄県 | 豊見城市 |
|-------------|-------------------|------------|---------|--------|--------|--------|--------|
| A | 農業、林業 | 323,052 | 3,270 | 84 | 0.57 | 0.59 | 0.39 |
| B | 漁業 | 39,118 | 211 | 0 | 0.07 | 0.04 | 0.00 |
| C | 鉱業、採石業、砂利採取業 | 19,467 | 295 | 15 | 0.03 | 0.05 | 0.07 |
| D | 建設業 | 3,690,740 | 40,040 | 1,601 | 6.49 | 7.23 | 7.37 |
| E | 製造業 | 8,864,253 | 33,130 | 1,317 | 15.59 | 5.98 | 6.06 |
| F | 電気・ガス・熱供給・水道業 | 187,818 | 1,914 | 0 | 0.33 | 0.35 | 0.00 |
| G | 情報通信業 | 1,642,042 | 12,206 | 92 | 2.89 | 2.20 | 0.42 |
| H | 運輸業、郵便業 | 3,197,231 | 27,468 | 1,531 | 5.62 | 4.96 | 7.05 |
| I | 卸売業、小売業 | 11,843,869 | 117,878 | 4,397 | 20.83 | 21.29 | 20.24 |
| J | 金融業、保険業 | 1,530,002 | 12,839 | 194 | 2.69 | 2.32 | 0.89 |
| K | 不動産業、物品賃貸業 | 1,462,395 | 17,297 | 867 | 2.57 | 3.12 | 3.99 |
| L | 学術研究、専門・技術サービス業 | 1,842,795 | 17,693 | 390 | 3.24 | 3.20 | 1.79 |
| M | 宿泊業、飲食サービス業 | 5,362,088 | 73,321 | 1,652 | 9.43 | 13.24 | 7.60 |
| N | 生活関連サービス業、娯楽業 | 2,420,557 | 27,292 | 832 | 4.26 | 4.93 | 3.83 |
| O | 教育、学習支援業 | 1,827,596 | 17,413 | 562 | 3.21 | 3.15 | 2.59 |
| P | 医療、福祉 | 7,374,844 | 93,865 | 5,159 | 12.97 | 16.96 | 23.74 |
| Q | 複合サービス事業 | 484,260 | 5,850 | 163 | 0.85 | 1.06 | 0.75 |
| R | サービス業（他に分類されないもの） | 4,759,845 | 51,617 | 2,873 | 8.37 | 9.32 | 13.22 |
| 合計 | | 56,871,972 | 553,599 | 21,729 | 100.00 | 100.00 | 100.00 |

出所：先と同じ。

（2）人口・世帯、住まい・経済等の特徴

本市の人口や世帯数等に関して、国勢調査（2015年）ベースでみると前者（61,119人）が7位、後者（21,753世帯）が8位と県内でも上位にあります。ちなみに人口構成については、住民台帳ベース（2020年1月時点）だと年少人口（0～14歳）12,848人および生産年齢人口（15～64歳）40,024人がともに6位、老年人口（65歳以上）12,081人も9位となっています。人口の構成比でみると、年少人口が19.8%（2位）、生産年齢人口が61.7%（9位）、老年人口が18.6%（40位）と相対的に老年人口のウェイトが低くなっています。

このような中、本市の人口増加率は県内でも上位にあり、出生率（千人あたり）が4位、県外からの転入率20位となっています。さらに、平均年齢は39.6歳で41位（沖縄県全体では42.07歳）、1世帯当たり人員2.45人と県内で4位（2.22人）となっています。

続いて、住まいや経済等に関連する指標をみると、持ち家率が48.8%と県内31位（沖縄県全体だと48.6%）、民営の借家率は39.2%で10位（42.3%）となっています。

また、経済・産業に関する指標では、一人当たり市町村民所得は2,307千円と県内26位（沖縄県

全体2,349千円) であり、民営の事業所数は2,043事業所と10位 (県全体だと64,285事業所) となっています。

| 人口・世帯 | | | | 生活・住まい・経済・産業等 | | | |
|-------------|---------|--------|----|-----------------|---------|-------|----|
| 指標 | 年次 | 値 | 順位 | 指標 | 年次 | 値 | 順位 |
| 人口総数(人) | 2015年 | 61,119 | 7 | 出生率(千人当)(%) | 2018年 | 13.7 | 4 |
| 世帯数 | " | 21,753 | 8 | 死亡率(千人当)(%) | " | 6.4 | 38 |
| 年少人口(人) | 2020年1月 | 12,848 | 6 | 2019年 | 2019年 | 2.1 | 20 |
| 生産年齢人口(人) | " | 40,024 | 6 | 県外からの転入率(%) | " | 2.2 | 15 |
| 老年人口(人) | " | 12,081 | 9 | 県外への転出率(%) | " | 2.2 | 15 |
| 人口増加率(%) | " | 0.8 | 8 | 平均年齢(歳) | 2015年 | 39.6 | 41 |
| 年少人口割合(%) | " | 19.8 | 2 | 1世帯当り人員(人) | " | 2.45 | 4 |
| 生産年齢人口割合(%) | " | 61.6 | 9 | 市町村民所得(1人当)(千円) | 2017年度 | 2,307 | 26 |
| 老年人口割合(%) | " | 18.6 | 40 | 持ち家率(%) | 2015年2月 | 48.8 | 31 |
| | | | | 民営の借家率(%) | " | 39.2 | 10 |
| | | | | 民営事業所数 | 2016年6月 | 2,043 | 10 |

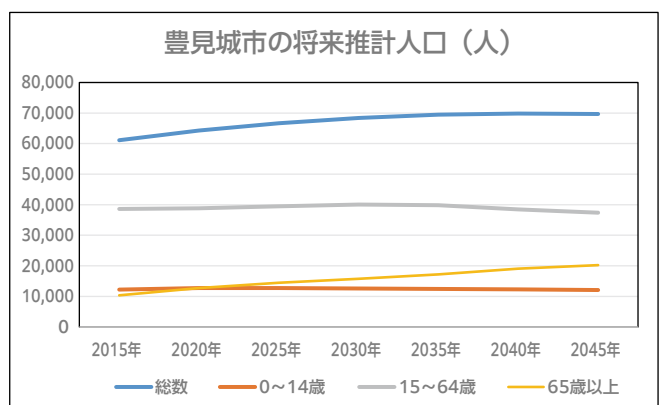
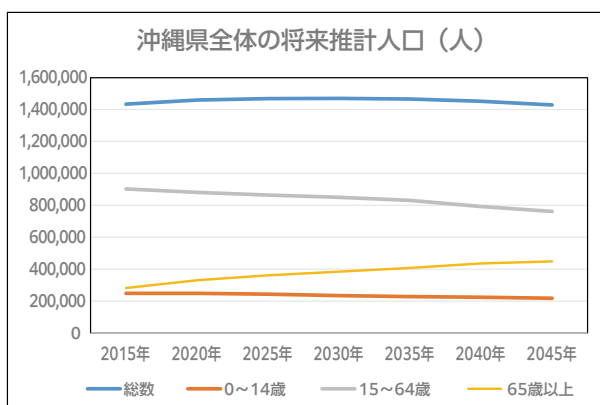
出所：沖縄県統計課「100の指標からみた沖縄県のすがた(令和2年10月版)」

(3) 人口動態について

国内における総人口は、2005年に戦後初めて前年を下回った後、おおむね横ばいで推移しながらも2011年以降減少し、今後も減少していくと見込まれています。他方、沖縄県の人口においては、現在も増加基調で推移しており、国立社会保障・人口問題研究所(以下、社人研と略す。)

「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」によると、2030年前後にピークを迎え、それ以降は減少することが見込まれています*1。(*1：沖縄県「沖縄21世紀ビジョンゆがふしまづくり計画(令和2年3月)」を参照した)

そのような中、本市においては、2015年(国勢調査)の61,119人から2040年69,849人にピークを向かえ、それ以降に減少に転じると見込まれており、県全体における人口のピークを10年ほど後に迎えることとなります。年齢階級別では、年少人口(0~14歳)は2025年(県全体では2020年)にピークを迎え、生産年齢人口(15~64歳)は2030年(県全体では2015年)にピークを迎える見込みとなっています。ちなみに、人口動態については、将来の県民生活や産業活動にさまざまな影響を及ぼすことが考えられ、本市のみならず全県や国内の動向も注視する必要があります。



出所：国立社会保障・人口問題研究所、「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」。

第2期人口ビジョン及び豊見城市まち・ひと・しごと創生総合戦略【概要】

1. 人口ビジョン改訂

- (1) 第1期総合戦略時の人口推計との比較**
- 第1期総合戦略では、2030年までを68,072人、2040年を69,987人、2060年を70,057人として推計していた。
 - 第2期総合戦略では、2030年までは第1期を500人程度上回る人口と推計されるが、2040年以降は第1期を下回る推計となり、2060年には2,500名程下回り、67,000人程度と推計される。
- (2) 人口ビジョン改訂**
- 引き続き目標人口を70,000人とし、中長期的にこれを上回ることを目指す。

2. 第2期総合戦略の位置づけ

- (1) 第1期との変更点**
- 第1期は総合計画と異なり、選択と集中による事業戦略として重点プロジェクトを設定し、優先的な実施を図った。
 - 第2期については、本市の特性及び今後の時代の潮流を踏まえて、幅広い中長期的な観点での取組が求められていることから、総合計画と一体とした位置づけとする。
- (2) 推進管理体制**
- 外部有識者による目標の達成状況などの効果検証と進捗管理
 - 毎年、施策評価による点検・評価

3. まち・ひと・しごとの課題

- (1) まちの課題**
- 感染症の拡大防止と早期収束
 - 市街地拡大に向けた基盤整備
 - 災害の激甚化への対応
- (2) ひとの課題**
- 子育てしやすい環境の確保
 - 高齢化への進展への対応
 - 都市化に伴う人間関係の希薄化防止
- (3) しごとの課題**
- デジタル技術によるイノベーションへの対応
 - 市内雇用の場の確保

4. 第2期総合戦略(第5次総合計画基本計画)の概要

| 基本目標(政策) | 基本目標(政策)の概要 |
|---|--|
| <p>子どもが活きる夢と希望にみちたまち</p> <p>健康で明るくたがいに助け合うあたたかいまち</p> | <p>親と子の成長支援・社会全体での子育て支援の充実を図るとともに、充実した教育及び学習環境での学びや歴史文化を通じた郷土愛の醸成により、誰もが夢と希望にみちたまちを目指します。</p> <p>すべての市民が生涯、健康でいきいきと充実した生活を送れるように、ライフステージに応じた健康意識を高め、健康寿命の延伸、早世の予防、親と子の健やかな暮らしの実現に努めます。</p> <p>また、戦争の悲惨さと平和の尊さを後世に正しく継承するとともに、高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援し、地域のつながり・支え合いを向上させることで、たがいが助け合い、誰もが自分らしく生きられるあたたかいまちを目指します。</p> |
| <p>活気ある豊かなまち</p> | <p>市の立地特性を活かした高付加価値型産業の市内立地・集積を進めながら、農林水産業・商工業・観光業等の各産業分野においてはブランド化・六次産業化・デジタル化等の時代の変化に対応した価値創造に取組むとともに、多様な働き方が可能となる雇用環境を整えることで、活気に溢れた豊かなまちを目指します。</p> |
| <p>環境に優しい住みよいまち</p> | <p>身近な生活及び自然環境の保全やごみの資源化・減量化等による循環型社会の構築を図り、豊見城市らしい低炭素社会の実現による環境に優しいまちを目指します。</p> <p>また、次世代にもみどりを引き継ぎながらも住みよいまちとすため、「まちの顔」等の市街地整備を進めながら計画的な土地利用を推進するとともに、市民生活を支える道路・公共交通・公園・緑地・上下水道等の都市基盤の整備を推進します。</p> |
| <p>安全安心な協働のまち</p> | <p>行政における限られた財源・人員等の効果的・効率的な活用を図りながら、市民への適切な情報発信に基づく市政への市民参画を進めるとともに、防災・防犯・交通安全等を始めとした地域の課題解決に向けて自治会、市民活動団体、非営利組織、ボランティア団体、企業等の多様な主体と協働で取組む、安全安心のまちを目指します。</p> |

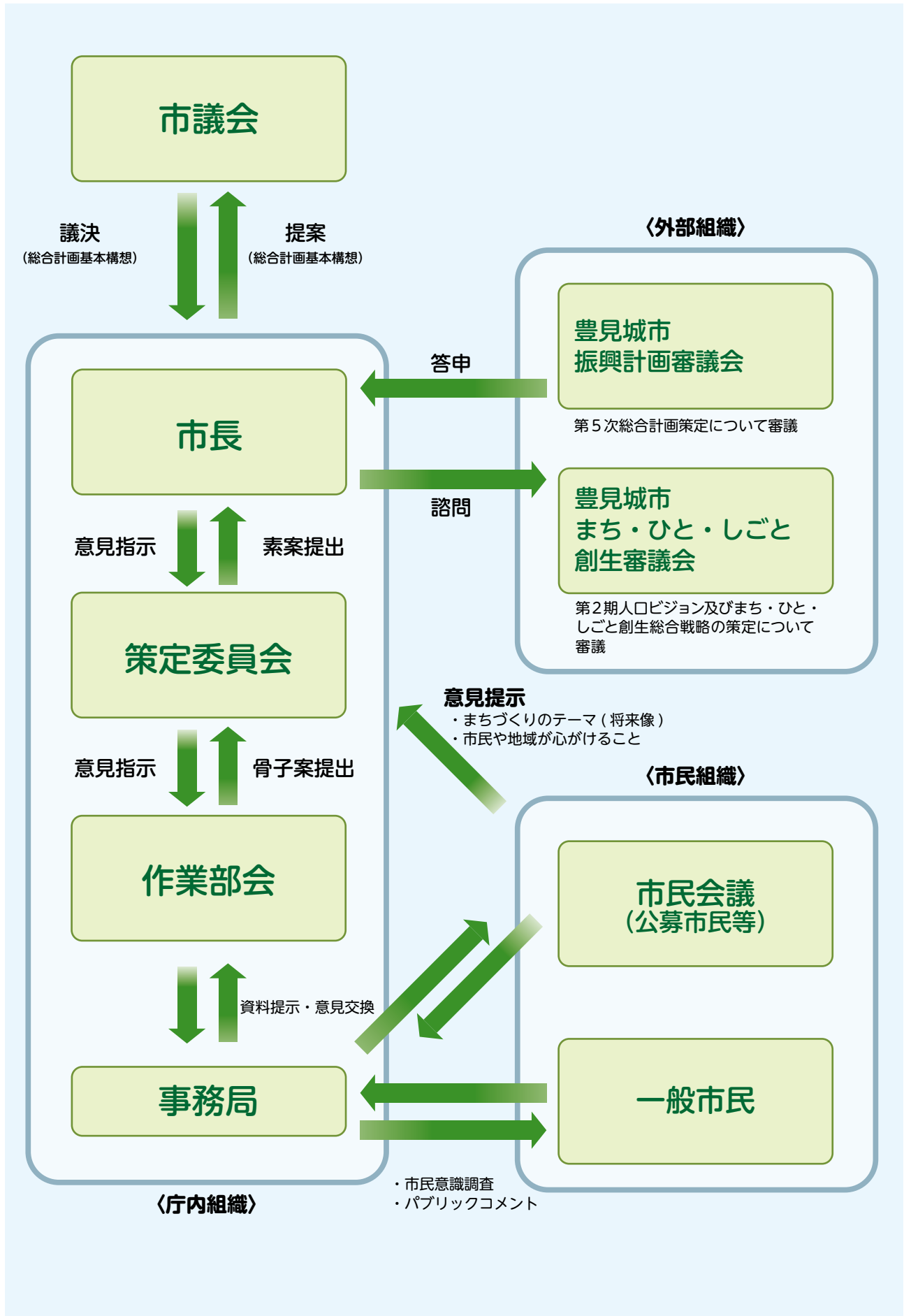
- 基軸**
- 地の利を活かして持続的に発展するまち **しみぐすく**
 - 誰もが安心して暮らせるまち **しみぐすく**
 - 子どもを産み育てやすいまち **しみぐすく**

SDGs と前期基本計画（第2期総合戦略）との対応

● SDGs と前期基本計画（第2期総合戦略）との対応

| 実施名 | 1 人や社会 | 2 健康 | 3 健康な生活 | 4 質の高い教育 | 5 ジェンダー平等 | 6 安全な水と衛生 | 7 持続可能なエネルギー | 8 働きがい | 9 産業とイノベーション | 10 人や社会 | 11 持続可能な都市とコミュニティ | 12 持続可能な消費と生産 | 13 気候変動 | 14 海洋資源 | 15 陸域生態系 | 16 平和と正義 | 17 パートナーシップ |
|---------------------------------|--------|------|---------|----------|-----------|-----------|--------------|--------|--------------|---------|-------------------|---------------|---------|---------|----------|----------|-------------|
| 1. 子どもが活きる夢と希望にみちたまち | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1-1 子どもの未来支援 | ● | ● | ● | ● | | | | ● | | | | | | | | ● | |
| 1-2 親と子の健康づくりの推進 | | ● | ● | | | | | | | | | | | | | | |
| 1-3 義務教育の充実 | | | | ● | | | | | | | | | | | | | |
| 1-4 地域文化の振興 | | | | | | | | | | ● | | | | | | | |
| 1-5 生涯学習社会の確立 | | | ● | | | | | | | | | | | | | | |
| 1-6 県外・国際交流の活性化 | | | ● | | | | | | | | | | | | | | |
| 1-7 スポーツ・レクリエーションの振興 | | | ● | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 健康で明るくたがいに助け合うあたたかいまち | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2-1 健康づくりの推進 | | ● | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2-2 地域福祉のまちづくり | ● | | ● | | | | | | | | | | | | | ● | |
| 2-3 男女共同参画社会の形成 | | ● | ● | | ● | | | | | | | | | | | ● | |
| 2-4 平和行政の推進 | | | ● | | | | | | | | | | | | | | |
| 2-5 高齢者福祉の充実 | | | ● | | | | | | | ● | | | | | | | |
| 2-6 障害者福祉の充実 | | | ● | | | | | | | ● | | | | | | | |
| 3. 活気ある豊かなまち | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3-1 農業の振興 | | ● | | | | | | ● | | | | | | | | | |
| 3-2 水産業の振興 | | ● | | | | | | ● | | | | | | ● | | | |
| 3-3 商工業の振興 | | | | | | | | ● | | | | | | | | | |
| 3-4 企業立地の支援 | | | | | | | | ● | | | | | | | | | |
| 3-5 観光・リゾート産業の振興 | | | | | | | | ● | | | | | | | | | |
| 3-6 雇用の安定 | | | | | | | | ● | | | | | | | | | |
| 4. 環境に優しい住みよいまち | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4-1 環境の保全 | | | | | | ● | | ● | | | | | | ● | | | |
| 4-2 生活衛生の充実 | | | | | | | | ● | | | | | | ● | | | |
| 4-3 計画的な土地利用の推進 | | | | | | | | | | ● | | | | | | | |
| 4-4 調和のとれた市街地の整備 | | | | | | | | | | ● | | | | | | | |
| 4-5 道路網等の整備 | | | | | | | | | | ● | | | | | | | |
| 4-6 公共交通サービスの維持・向上 | | | | | | | | | | ● | | | | | | | |
| 4-7 公園・緑地の整備 | | | | | | | | | | ● | | | | | | | |
| 4-8 水の安定供給 | | | | | | | | | | | | | ● | | | | |
| 4-9 下水道の整備・汚水処理の推進 | | | | | | | | | | | | | ● | | | | |
| 5. 安全安心な協働のまち | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5-1 コミュニティの振興 | | | | | | | | | | | | | | | | | ● |
| 5-2 防災・危機管理の強化 | ● | | ● | | | | | | | | | | | ● | | | |
| 5-3 防犯・交通安全の推進 | | | ● | | | | | | | | | | | | | | ● |
| 5-4 消防と救命救急体制の充実 | | | | | | | | | | ● | | | | | | | ● |
| 5-5 広報・広聴の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | ● |
| 5-6 行政運営・行財政改革の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | ● |

第5次豊見城市総合計画及び第2期豊見城市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定機構図



振興計画審議会、まち・ひと・しごと創生審議会及び市民会議の概要

| 日付 | 振興計画審議会 | まち・ひと・しごと創生審議会 | 市民会議 | |
|-------|----------------------------------|--|--|---|
| 令和元年度 | 10月 | 10月30日 第1回 ・「第5次豊見城市総合計画策定について」(諮問) ・第5次豊見城市総合計画の策定体制、日程等の共有 | | |
| | 11月 | | 11月20日 第1回 ・総合戦略の概略共有 ・豊見城市企業競争力強化支援事業効果検証について(諮問) (平成30年度地方創生関連交付金活用事業) | 11月16日 第1回 ・計画策定の進め方、市民会議の役割の共有 11月30日 第2回 ・第4次総合計画後期基本計画の総括確認 |
| | 12月 | 12月6日 第2回 ・第4次総合計画後期基本計画の総括確認 | | 12月14日 第3回 ・今後10年間の社会変化予測確認、豊見城市の守る・活かすべき点及び変えるべき点の検討 |
| | 1月 | | | 1月18日 第4回 ・将来都市像の検討 |
| | 2月 | | 2月19日 第2回 豊見城市企業競争力強化支援事業(平成30年度地方創生関連交付金活用事業)効果検証 | 2月1日 第5回 ・将来都市像の検討 2月22日 第6回 ・〈書面開催〉将来都市像案のまとめ |
| | 3月 | | 3月30日 ・豊見城市企業競争力強化支援事業効果検証について(答申) | |
| 令和二年度 | 4月 | | | 4月17日 ・将来都市像案の市長への報告 |
| | 7月 | | 7月6日 第1回 ・「第2期豊見城市人口ビジョン及び豊見城市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について」(諮問) ・社会増、自然増、持続可能な地方創生を推進する取組についての意見照会 | |
| | 10月 | 10月20日 第1回 ・人口推計、基本構想素案の説明 | | |
| | 11月 | 11月5日 第2回 ・基本構想素案に対する意見照会 11月16日 ・中間答申(基本構想素案) | | |
| | 12月 | | | 12月19日 第7回 ・施策案の共有 |
| | 1月 | 第3回【書面による会議】 ・基本計画素案に対する意見照会 | 第2回【書面による会議】 ・第2期総合戦略策定の考え方共有 ・総合戦略素案に対する意見照会 | 1月16日 第8回 ・市民や地域で心がけることの検討 1月30日 第9回 ・〈書面開催〉市民や地域で心がけることのまとめ |
| | 2月 | 2月26日 第4回 ・基本計画素案に対する意見回答内容確認 ・答申にむけた調整 | 2月26日 第3回 ・基本計画素案に対する意見回答内容確認 ・答申にむけた調整 | |
| 3月 | 3月9日 ・「第5次豊見城市総合計画策定について」(答申) | 3月9日 ・「第2期豊見城市人口ビジョン及び豊見城市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について」(答申) | | |

庁議・策定委員会、作業部会及び市民意識調査 / パブリックコメントの概要

| 日付 | 策定の流れ | 庁議・策定委員会 | 作業部会 | 市民意識調査 / パブリックコメント | |
|-------|-------|---|---|---------------------------|---------------------|
| 令和元年度 | 4月 | 平成31年4月1日【事務局】 ・次期総合計画について(市長決裁) ・次期まち・ひと・しごと創生総合戦略について(市長決裁) | | | |
| | 7月 | 7月2日【庁議】 第5次豊見城市総合計画策定基本方針について(決定) | 7月3日～8月15日 ・第4次総合計画の振り返り(評価) | | |
| | 9月 | 第4次総合計画の振り返り 9月5日・9日【策定委員会】【作業部会】 ・第4次総合計画の施策評価報告 9月10日【事務局】 ・「豊見城市基本構想の策定に関する条例」施行(4月1日より適用) | | | |
| | 10月 | 10月1日【第1回策定委員会】 ・第4次総合計画の目標達成状況確認 | | | |
| | 11月 | | 11月6日、14日～12月9日 ・各施策成果指標及び市民意識調査内容検討 | | |
| | 12月 | 第5次総合計画の骨子検討 12月23日【第2回策定委員会】 ・各施策目標指標及び市民意識調査内容確認 | | | |
| | 3月 | | | 3月5日～13日 市民意識調査 | |
| 令和二年度 | 5月 | 5月25日【第1回策定委員会】 ・令和2年度の取組説明 | 5月27日 ・令和2年度の取組説明 | | |
| | 6月 | | 6月16日 ・将来像に関するアンケート | | |
| | 7月 | 基本構想とりまとめ 7月31日【第2回策定委員会】 ・都市将来像案ほか確認 | 7月1日～17日、22日、8月5日、13日 ・各施策目標値及び取組方針検討 7月29日～8月18日 ・施策案確認 | | |
| | 8月 | | 8月19日～21日【策定委員会】【作業部会】 ・施策案報告 | | |
| | 9月 | | | | |
| | 10月 | 基本構想修正 10月7日【第3回策定委員会】 ・人口推計ほか 10月19日【第4回策定委員会】 ・基本構想素案の確認 | 9月23日～10月1日 ・計画案修正検討 | 10月20日～11月2日 パブリックコメント | |
| | 11月 | 基本計画とりまとめ 11月17日【第5回策定委員会】 ・基本構想素案の確認 | | | |
| | 12月 | | 12月8日 ・基本構想(案)を市議会へ議案提出(24日原案可決) 12月25日【第6回策定委員会】 ・基本計画策定の確認 | | |
| | 1月 | | 1月13日【第7回策定委員会】 ・基本計画素案の確認 | | |
| | 2月 | 基本計画修正 2月19日【第8回策定委員会】 ・基本計画素案の確認 | | | |
| | 3月 | 計画書制作 3月15日【第9回策定委員会】 ・基本計画素案の確認 【庁議】 ・基本計画(案)の確認 | | | 2月5日～3月5日 市民意識調査 |

振興計画審議会への諮問文



豊総企第191号
令和元年10月30日

豊見城市振興計画審議会会長 殿

豊見城市長 山川 仁



諮 問

豊見城市振興計画審議会規則第2条に基づき、下記事項についてご審議をお願いいたします。

記

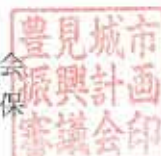
諮問事項：第5次豊見城市総合計画の策定について



豊振審第1号
令和2年11月16日

豊見城市長 山川 仁 殿

豊見城市振興計画審議会
会長 大城 保



第5次豊見城市総合計画「基本構想」について（中間答申）

令和元年10月30日付け豊総企第191号により諮問のあった「第5次豊見城市総合計画の策定について」について、豊見城市振興計画審議会規則第2条の規定に基づき、本審議会において慎重審議した結果、別添の第5次総合計画基本構想素案「基本構想」に下記の意見を付して答申いたします。

記

1. 目標人口については、人口推計を考慮するだけでなく、市としてありたい姿、地の利を活かした土地利用の高度化等を勘案した内容とすることを検討すること。
2. 本構想におけるまちづくりのテーマ（将来像）「Welcomeな思いで ハートがつながり みんなで彩る街（まち） とみぐすく」の実現に向け、政策展開における3つの基軸「子どもを産み育てやすいまち とみぐすく」「誰もが安心して暮らせるまち とみぐすく」及び「地の利を活かして持続的に発展するまち とみぐすく」を踏まえ、基本計画の各施策を策定すること。
3. 豊見城市デジタルファースト宣言（令和2年2月策定）及び政府のデジタル庁創設など、デジタル化を加速する流れを受けて、行政サービスのデジタル化及びその他デジタル技術の活用を積極的に図る内容となるよう基本計画において検討すること。
4. 基本計画の策定にあたっては、施策における適正な指標設定、評価の客観性と透明性を高め、各政策の進捗状況を把握できるようにすること。
総合計画およびその推進にあたっては、市民等への周知を図るようにすること。
5. その他、審議会各委員の意見については参考資料として添付します。

振興計画審議会からの答申文



豊振審第2号
令和3年3月9日

豊見城市長 山 川 仁 殿

豊見城市振興計画審議会
会長 大城 保



第5次豊見城市総合計画「前期基本計画」について（答申）

令和元年10月30日付け豊総企第191号により諮問のあった「第5次豊見城市総合計画の策定について」について、令和2年当初より続くコロナ禍の中で書面による会議なども含め、豊見城市振興計画審議会規則第2条の規定に基づき、慎重審議した結果、別添の第5次総合計画「前期基本計画」（素案）に下記の意見を付して答申いたします。

記

1. 令和2年11月16日付け豊振審第1号で中間答申した内容を踏まえ、基本計画施策を推進すること。
2. 総合計画およびその推進にあたっては、市民・地域への周知を十分に図ること。
3. 基本計画の推進にあたっては、評価の客観性と透明性を高めて各施策の進捗状況を把握できるようにすること。
4. 基本計画の実現にあたっては、各施策の進捗状況と社会情勢の動向を踏まえ、各施策の取組等について、柔軟に見直しを図ること。
5. その他、審議会各委員の意見については参考資料として添付します。



豊総企第 203 号
令和 2 年 7 月 6 日

豊見城市まち・ひと・しごと創生審議会会長 殿

豊見城市長 山川 仁



諮 問

豊見城市まち・ひと・しごと創生審議会規則第 2 条に基づき、下記事項についてご審議をお願いいたします。

記

諮問事項： 第 2 期豊見城市人口ビジョン及び
豊見城市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について

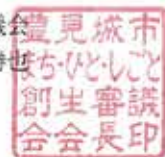
まち・ひと・しごと創生審議会からの答申文



豊ま審第1号
令和3年3月9日

豊見城市長 山川 仁 殿

豊見城市まち・ひと・しごと創生審議会
会長 島田 勝也



第2期豊見城市人口ビジョン及び豊見城市まち・ひと・しごと創生総合戦略
の策定について（答申）

令和2年7月6日付け豊総企第203号により諮問のあった「第2期豊見城市人口ビジョン及び豊見城市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について」について、豊見城市まち・ひと・しごと創生審議会規則第2条の規定に基づき、本審議会において慎重審議した結果、別添の第2期豊見城市まち・ひと・しごと創生総合戦略素案に下記の意見を付して答申します。

記

1. 安定した「しごと」・新たな「しごと」を創出する取組等を推進し、市内へ「ひと」を呼び込み、活気ある豊かな「まち」の実現を目指すこと。
2. 市民同士が交流をもてる多様なコミュニティづくりの推進を図るとともに、コミュニティ等からの声を直接確認できる機会を設け、その意見を市政へしっかりと反映させること。
3. 誰もが安心して働くことができる環境づくりを推進すること。
4. デジタル技術を活用した市民サービス、行政運営の向上を目指し、あらゆる世代に対応したデジタル社会の実現を推進すること。
5. 子どもを産み育てやすいまちの実現のため、待機児童解消を目的とし、教育・保育施設等の拡充に加え、保育士育成等の施策を推進すること。
6. グリーン社会の構築を意識した環境問題への取組等について、市民や事業者向けに普及啓発を行うこと。
7. 各施策において設定された目標値について、目標値達成のみでなく、目標値を超えることを意識した施策展開を実施すること。
8. その他、審議会各委員の意見については参考資料として添付します。

振興計画審議会委員名簿

任期：令和元年10月30日から令和3年3月末まで

| No. | 所属 | 氏名 | 備考 |
|-----|-----------------------|--------------------|--------------------|
| 1 | 沖縄国際大学 名誉教授 | おおしろ たもつ 大城 保 | 有識者 |
| 2 | 沖縄大学地域研究所特別研究員 | しまだ かつや 島田 勝也 | 有識者 |
| 3 | 八千代エンジニアリング(株) | すえよし ゆきみつ 末吉 幸満 | 有識者(元沖縄県土木建築部長) |
| 4 | — | ひが のりかず 比嘉 徳和 | 有識者(元沖縄県東京事務所長) |
| 5 | 沖縄キリスト教短期大学保育科 教授 | あかみね ゆうこ 赤嶺 優子 | 子育て |
| 6 | 琉球大学 教授 | おそぐち こういち 瀬口 浩一 | 財政 |
| 7 | 琉球大学 准教授 | おの ひろこ 小野 尋子 | 都市計画 |
| 8 | — | いなぎ さとる 稲垣 暁 | 防災士・社会福祉士 |
| 9 | 豊見城市社会福祉協議会 会長 | うんてん ひとし 運天 齋 | 福祉 |
| 10 | 豊見城市自治会長会会長 | うへはら ひろし 上原 宏 | 地域(令和元年度) |
| | | あかみね かずとみ 赤嶺 一富 | 地域(令和2年度) |
| 11 | 豊見城市女性会 会長 | あかみね のりこ 赤嶺 典子 | 女性活躍(令和元年度) |
| | | あかみね としえ 赤嶺 敏枝 | 女性活躍(令和2年度) |
| 12 | 市校長会会長 | いしかわ ひろかつ 石川 博勝 | 教育(令和元年度：とよみ小学校校長) |
| | | ひが せい き 比嘉 清喜 | 教育(令和2年度：伊良波中学校校長) |
| 13 | 豊見城市商工会 会長 | とうめ まさる 当銘 優 | 産業 |
| 14 | JA おきなわ豊見城支店経済部 部長 | なかむら やすなり 仲村 康成 | 農林・畜産 |
| 15 | 豊見城市観光協会 会長 | おおしろ つとむ 大城 勤 | 観光 |

まち・ひと・しごと創生審議会委員名簿

任期：令和元年11月20日から令和3年9月末まで

| No. | 所属 | 氏名 | 備考 |
|-----|----------------------------------|--------------------|-------------------|
| 1 | 沖縄大学地域研究所特別研究員 | しまだ かつや 島田 勝也 | 有識者（教育機関） |
| 2 | 沖縄キリスト教短期大学保育科教授 | あかみね ゆうこ 赤嶺 優子 | 有識者（子育て） |
| 3 | (株) 紡 | たまおき ひとみ 玉沖 仁美 | 有識者（任期：令和2年3月末まで） |
| 4 | 豊見城市商工会 会長 | とうめ まさる 当銘 優 | 産業界 |
| 5 | 沖縄県土地開発公社 理事長 (沖縄県住宅供給公社 理事長) | たばた かずお 田端 一雄 | 行政（令和元年度） |
| | | あらかき けんいち 新垣 健一 | 行政（令和2年度） |
| 6 | JA おきなわ豊見城支店 支店長 | きんじょう ひさし 金城 寿 | 金融機関 |
| 7 | 連合沖縄 (日本労働組合総連合会沖縄県連合会) | くによし たつや 國吉 達也 | 労働団体 |
| 8 | FMとよみ 専務取締役 | ひらた ちはる 平田 千春 | メディア |
| 9 | 中小企業診断士 | なかそね みのる 仲宗根 稔 | 士業 |
| 10 | 豊見城市自治会長会会長 | うえはら ひろし 上原 宏 | 地域（令和元年度） |
| | | あかみね かずとみ 赤嶺 一富 | 地域（令和2年度） |
| 11 | 豊見城市女性会 会長 | あかみね のりこ 赤嶺 典子 | 女性活躍（令和元年度） |
| | | あかみね としえ 赤嶺 敏枝 | 女性活躍（令和2年度） |

市民会議名簿

任期：令和3年3月末まで

| 番号 | 氏名 | 在住等 | 備考 |
|----|-----------------------|---------|-----|
| 1 | おおしろ てつや 大城 哲也 | 市内高校 | |
| 2 | ぐしけん ここな 具志堅 心音 | 市内高校 | |
| 3 | みやぎ ゆうき 宮城 有貴 | 市民(大学生) | |
| 4 | ほかま かほ 外間 歌穂 | 市民(大学生) | |
| 5 | きんじょう りゅうや 金城 隆也 | 市民 | |
| 6 | おおしろ けんた 大城 健太 | 市民 | |
| 7 | かねしま まさみ 兼島 正美 | 市民 | |
| 8 | まえはら こういちろう 前原 耕一郎 | 市民 | |
| 9 | こくば たかあき 國場 孝明 | 在勤 | |
| 10 | ぎぼ さとし 宜保 智己 | 市民 | |
| 11 | きむ のりこ 金 紀子 | 市民 | |
| 12 | なかざと えりこ 仲里 枝里子 | 市民 | |
| 13 | ともよせ たかよし 友寄 隆令 | 市民 | 副座長 |
| 14 | もともと り ざとし 本盛 聡 | 市民 | |
| 15 | せいりき たつお 勢力 辰夫 | 市民 | |
| 16 | とうめ まなぶ 當銘 学 | 市民 | 座長 |
| 17 | ひが まさえ 比嘉 正枝 | 市民 | |
| 18 | なかち そうかん 仲地 宗寛 | 市民 | |
| 19 | たけの ともあき 竹野 智晃 | 職員 | |
| 20 | かかず しんこう 嘉数 信仰 | 職員 | |
| 21 | あだにや さやか 安谷屋 さやか | 職員 | |
| 22 | しまぶくろ こうじ 島袋 幸司 | 職員 | |
| 23 | おおしろ ちとせ 大城 ちとせ | 職員 | |

※令和元年11月時点

第5次豊見城市総合計画

令和3年3月

発行：沖縄県豊見城市
沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地1
電話 (098) 850-0364
編集：総務企画部 企画調整課



ウェルカム
Welcome な思いで
ハートがつながり
みんなで彩るまち
とみぐすく



沖縄県 とみぐすく 豊見城市